



第3次 葛飾区

環境基本計画

みんなで作る 人や自然にやさしく持続可能なまち かつしか



令和4年3月

 葛飾区

葛飾区環境基本計画（第3次）の策定に当たって

本区では、2011(平成23)年3月に第2次葛飾区環境基本計画を策定し、「人と自然が共存できる環境を未来へつなぐまち・かつしか」を基本理念として、地球温暖化対策や生物多様性の保全、花いっぱいのもちづくり、ごみ減量・3Rの推進など、環境に係る施策を着実に進めてまいりました。

しかし、計画策定後、環境を取り巻く状況は大きく変化しました。2019(令和元)年10月に発生した台風19号をはじめ、大型台風や豪雨などの自然災害が頻発化しており、気候変動問題は喫緊の課題となっています。本区は、こうした動向を踏まえ、2020(令和2)年2月に都内の区市町村では初めて、「2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量実質ゼロ」を目指す「ゼロエミッションかつしか」を宣言したところです。

また、新型コロナウイルス感染症の流行やSDGs（持続可能な開発目標）の広がりを背景に、持続可能な社会の構築が求められています。

こうした状況を踏まえ、第3次葛飾区環境基本計画を策定いたしました。本計画では、「みんなでつくる 人や自然にやさしく持続可能なまち かつしか」を新たな将来像として決めました。SDGsの理念でもある「経済」「社会」「環境」の3側面での統合的な向上を図り、自然環境の恵み豊かな持続可能なまちを次世代に継承するため、区民・事業者・区の連携・協働により各取組を進めてまいります。

そして、本計画では、ゼロエミッションかつしかの実現に向け、温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で50%削減することを目標として掲げました。目標達成のため、再生可能エネルギーへの転換やエネルギー利用の効率化などに係る各取組をより一層推進する必要があります。そのため、これまで以上に区民や事業者の皆様と連携・協働し、一緒に脱炭素社会の構築を図ってまいりたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、「葛飾区環境基本計画策定委員会」において議論を重ね、貴重なご意見やご提言をいただきました。策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

2022(令和4)年3月

葛飾区長 青木 克徳



目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 計画策定の背景.....	1
1.2 計画策定の目的.....	3
1.3 計画の位置付け.....	3
1.4 計画の範囲.....	4
1.5 計画の期間.....	4
1.6 計画の担い手.....	5
1.7 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画の関係.....	6
第2章 葛飾区の地域概況.....	8
2.1 葛飾区の地域概況.....	8
第3章 計画の目標.....	12
3.1 基本理念.....	12
3.2 望ましい将来像.....	12
3.3 基本目標.....	14
3.4 計画の体系.....	16
第4章 施策の展開.....	18
基本目標1 オールかつしかの連携・協働.....	18
基本目標2 気候変動に対するさらなる取組の強化.....	45
基本目標3 資源循環型地域社会の形成.....	74
基本目標4 多様な生きものとの共生.....	85
基本目標5 誰もが健康で快適に住み続けられるまち.....	98
第5章 区民・事業者の環境行動.....	107
第6章 計画の推進.....	116
6.1 計画の推進体制及び進行管理.....	116
6.2 進捗管理指標.....	117
資料編.....	120
計画策定の経過.....	120
葛飾区環境基本計画策定委員会 委員名簿.....	122
温室効果ガス排出量の推計方法.....	123
SDGsの17のゴールと葛飾区環境基本計画の基本目標の関連.....	130
コラム一覧.....	133
用語解説.....	134

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

近年、環境を取りまく状況は大きく変化しています。

2019（令和元）年10月に発生した台風19号では、広範囲にわたり河川の氾濫やがけ崩れ等が発生し、極めて甚大な被害が発生しました。区でも初めて警戒レベル4の避難勧告（当時）が発令され、約2万人が避難所への避難を余儀なくされました。

こうした自然災害は今後もさらなる激甚化・頻発化などが予測されており、将来世代にわたる影響が懸念されています。激しい気候の変動による影響は大きく、区の環境行政にも深く関わっています。

● 気候変動問題

1880年以降（産業化初期）、地球温暖化*による世界の平均気温は100年当たり0.84℃の割合で上昇しており、2020（令和2）年の世界の平均気温は2016（平成28）年と並んで観測史上最高となりました。日本の平均気温も統計開始以来、最も高くなっており、今後も地球温暖化による気温の上昇は避けられないとされています。また、地球温暖化は近年の猛暑や豪雨の増加などの気候変動*の原因であり、今後、水害・土砂災害等の自然災害の激甚化や食糧危機、熱中症・感染症等のリスク増加といった深刻な危機につながるものと世界中で懸念されています。

日本でも、2020（令和2）年11月には、「もはや地球温暖化問題は、気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有し、この危機を克服するため、衆議院及び参議院の本会議で気候非常事態宣言*決議が可決され、気候非常事態を宣言していることから、自治体レベルにおいても、これまで以上のさらなる対策を講じていく必要があります。



出典：多摩市 HP「台風第19号 災害対応写真集」

図 1.1 令和元年台風19号 多摩川（関戸橋周辺）の様子

● 新型コロナウイルスによる変化

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019（令和元）年12月初旬に初めて確認されてから、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。私たちの日常生活、社会経済活動は外出自粛やテレワークの実施拡大等によって大きく変化し、経済・社会・環境それぞれに多大な影響を受けました。

ポストコロナに向けては、従来の生活への復興を目指すのではなく、気候変動や環境対策にも重点を置きながら経済の回復に取り組む「グリーンリカバリー*」の考えがEU加盟国を中心に実践され始めています。エネルギーや資源を有効利用し、持続可能な社会を目指していく必要があります。

● SDGs（持続可能な開発目標）の広がり

2015（平成27）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」の中には、2030（令和12）年までに達成すべき課題とその具体目標である「持続可能な開発目標（SDGs*：Sustainable Development Goals）」が盛り込まれています。SDGsは世界共通の目標となっており、国際社会全体が将来にわたって人類の発展と地球環境の持続との両立ができるよう、経済・社会・環境の3つの側面を調和させ、多様な主体が丸となって総合的に解決していく必要があることが示されています。

行政をはじめ企業や学校教育においても取り入れられているSDGsは、様々な分野で大きな社会変革が求められる2030（令和12）年に向けて、持続可能な社会として達成されているべき目標として設定されています。気候変動や感染症の危機下においては、SDGsの理念に基づく取組がより一層求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

図 1.2 SDGs ロゴと 17 のアイコン

1.2 計画策定の目的

葛飾区は区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、1996（平成8）年に第1次計画である「葛飾区環境基本計画」を、2011（平成23）年には「葛飾区環境基本計画（第2次）」を策定し、環境に関する様々な施策を講じてきました。

環境を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対して、地球温暖化対策を重点課題として、エネルギー利用の効率化、ごみの減量・資源化をさらに推進するとともに、緑と花のまちづくり、貴重な自然環境の保護等を進め、環境負荷*の少ない自然にやさしいまちを創造していく必要があります。区の良好な環境を将来にわたり引き継ぐことを目的として、総合的・計画的に環境施策を推進するため「葛飾区環境基本計画（第3次）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

1.3 計画の位置付け

本計画は、区の環境に対する考え方を明らかにするとともに、葛飾区基本構想に示された将来像「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」を環境面から補完する位置付けにあります。環境に係る施策を中長期的な展望に立って、総合的・計画的に推進するための計画であり、各個別計画の策定や施策の実施に当たっての環境配慮の方向性を示すものです。

また、地球温暖化対策推進法に基づく「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法*に基づく「葛飾区気候変動適応計画」及び生物多様性基本法*に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性かつしか戦略」を包含する計画とします。

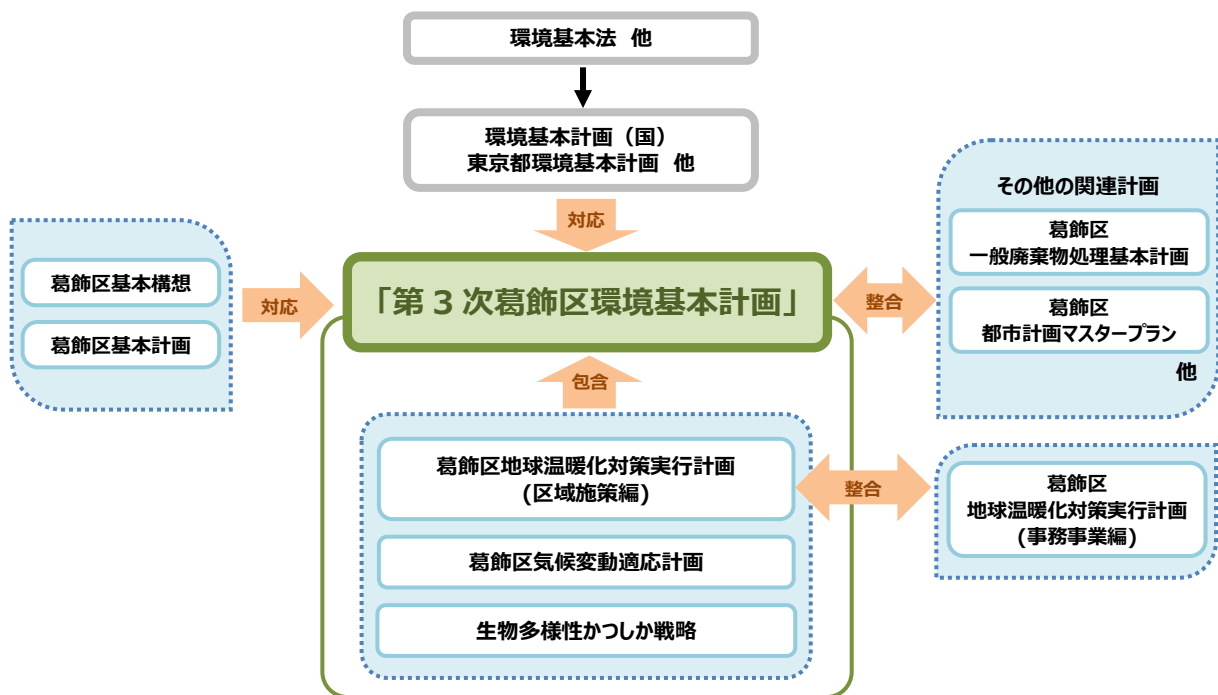


図 1.3 本計画の位置付け

1.4 計画の範囲

本計画では、環境の範囲を地球環境、自然環境、都市環境、生活環境とします。

表 1-1 対象となる環境の範囲

地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊などの区全域に影響を与える地球規模の環境問題及び日常生活や事業活動に起因して生じる広域的な環境への影響に関する事項を対象とします。
自然環境	区民を取り巻く環境のうち、動植物及び水辺や公園など動植物の生息地を対象とします。
都市環境	区民を取り巻く環境のうち、住宅・ビルなどの建造物や道路・公園などの都市基盤施設及びこれらによって構成される都市の安全性並びに歴史・文化的資源を対象とします。
生活環境	区民の日常生活や事業活動により発生するごみや資源、水質汚濁や大気汚染などの問題及び居住空間・災害対策などの地域社会に関する事項を対象とします。

1.5 計画の期間

本計画が対象とする期間は、2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間とします。

ただし、葛飾区地球温暖化対策実行計画に当たる部分については、概ね 5 年間で見直しを行うこととします。

また、新たな環境課題及び科学技術の進歩など社会情勢の大きな変化に応じて、適宜、必要な見直しを行うこととします。

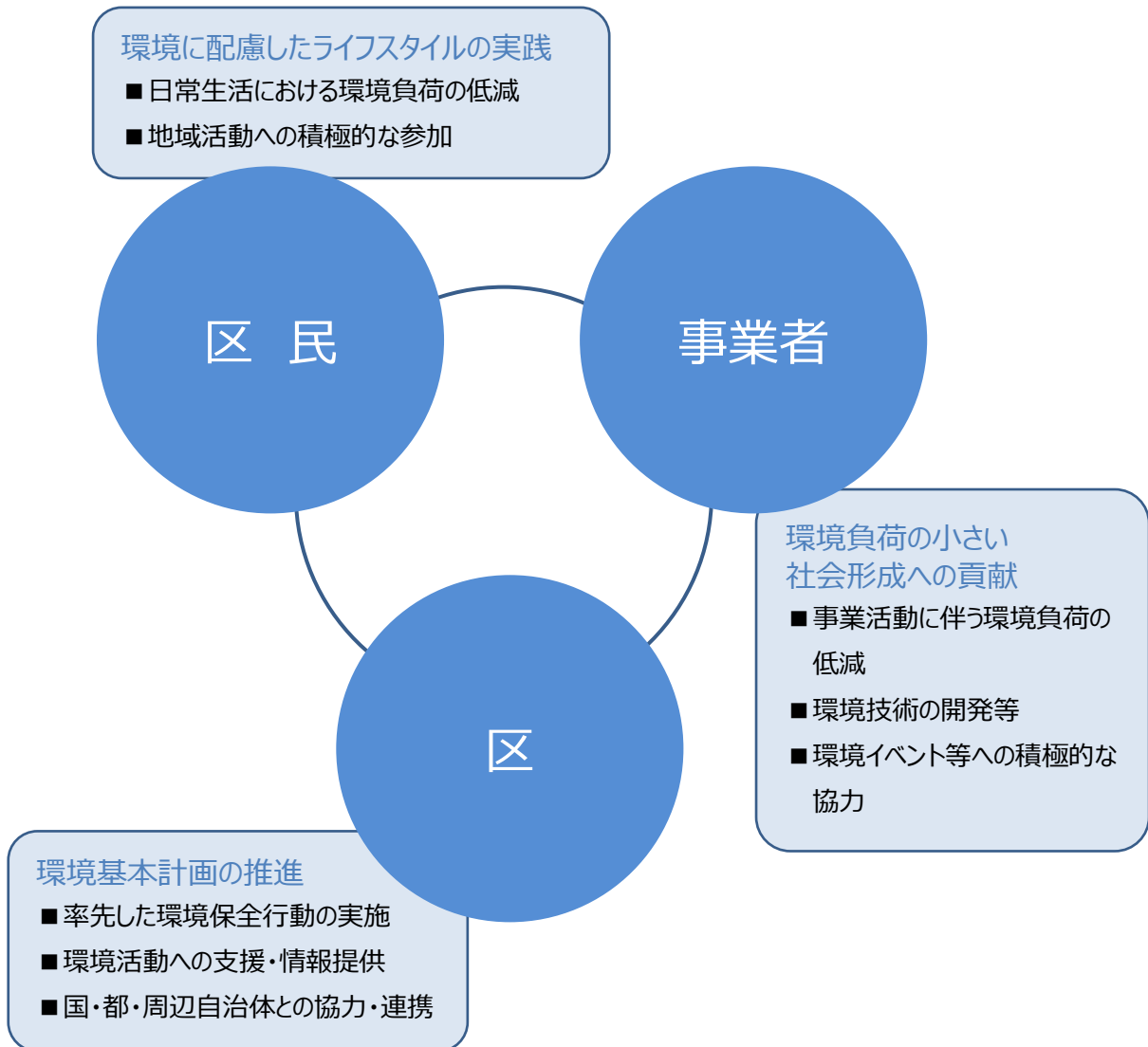


図 1.4 計画の期間

1.6 計画の担い手

区的环境は地球全体の環境と深く関わっているため、各主体が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。

本計画においては、区に住む全ての区民、事業者及び区が推進主体となります。各主体は、それぞれ以下に示す役割を担うことを十分認識した上で、持続可能な社会の形成に向けて一体となった取組を進めます。



1.7 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画の関係

SDGsは2030（令和12）年までに達成すべき17の目標と、その具体的な169のターゲットから構成され、目標達成に向けた進捗状況を把握するための指標が設定されています。「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指し、多様なステークホルダーとのパートナーシップによって、世界が直面する網羅的な課題に、経済・社会・環境の3側面から統合的に取り組むことを理念とし、指標によって取組の進捗管理をすることとしています。

次に示すように、区のこれまでの環境基本計画はSDGsの理念と一致しており、本計画はSDGsの達成に資する計画となっています。

【これまでの環境基本計画におけるSDGsの理念と一致する考え方】

- 「葛飾区環境基本計画」（1996（平成8）年策定）
基本理念において、区民、事業者、行政が一体となり、パートナーシップによる取組を推進することとしています。
- 「葛飾区環境基本計画（第2次）」（2011（平成23）年策定）
 - ・ 「区民が将来にわたって安心して豊かな生活を送るためには、健全で快適な環境を保全するとともに、一人ひとりが自らのライフスタイルや社会経済活動を見直し、持続可能な社会づくりを実践していく必要があります。」と記載しています。
 - ・ 複雑化する環境問題に対しては、「社会経済システムへの対応」と「地域環境力の向上」といった横断的な視点を踏まえ統合的に進めていく必要性を示し、環境施策の推進に当たっては、区に関わる様々な立場の関係者と協働での「オールかつしか」によって取り組むこととしています。
 - ・ 取組指標による進捗状況の評価・点検などの進行管理を始めました。

また、SDGsの17の目標のうち、少なくとも13の目標が直接的に環境に関連するものであり、残りの目標も間接的ではあるものの、環境に関連していることから、環境側面における取組はSDGs全体において重要な位置付けとなっています。

国では「2030アジェンダ」を受け、2016（平成28）年12月のSDGs推進本部において「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、2019（令和元）年12月に改定が行われました。

その中で、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されています。さらに、同指針の中では、地方自治体に対して各種計画や戦略、方針の策定及び改定の際にはSDGsの要素を可能な限り盛り込むことが求められています。

本計画にSDGsを取り入れ、活用することによって、これまでの環境基本計画で対象としてきた環境分野への対応はもとより、環境分野が社会や経済に波及する影響にも考慮し、相乗的な向上を図るための計画として策定しています。

持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

※うち、赤文字は少なくとも直接的に環境に関連している13のゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1.貧困をなくそう</p> <p>貧困の撲滅</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内と国家間の不平等の是正</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2.飢餓をゼロに</p> <p>飢餓撲滅、食料安全保障</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.住み続けられるまちづくりを</p> <p>持続可能な都市</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.すべての人に健康と福祉を</p> <p>健康・福祉</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.質の高い教育をみんなに</p> <p>万人への質の高い教育、生涯学習</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動への対処</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5.ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6.安全な水とトイレを世界中に</p> <p>水・衛生の利用可能性</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15.陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>エネルギーへのアクセス</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16.平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で包摂的な社会の促進</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的で持続可能な経済成長、雇用</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.パートナーシップで目標を実現しよう</p> <p>実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化</p>
 <p>9 産業と技術革新の基礎をつくらう</p>	<p>9.産業と技術革新の基礎をつくらう</p> <p>強靱なインフラ、工業化・イノベーション</p>		

(環境省ホームページを基に作成)

第2章 葛飾区の地域概況

2.1 葛飾区の地域概況

(1) 位置・地勢

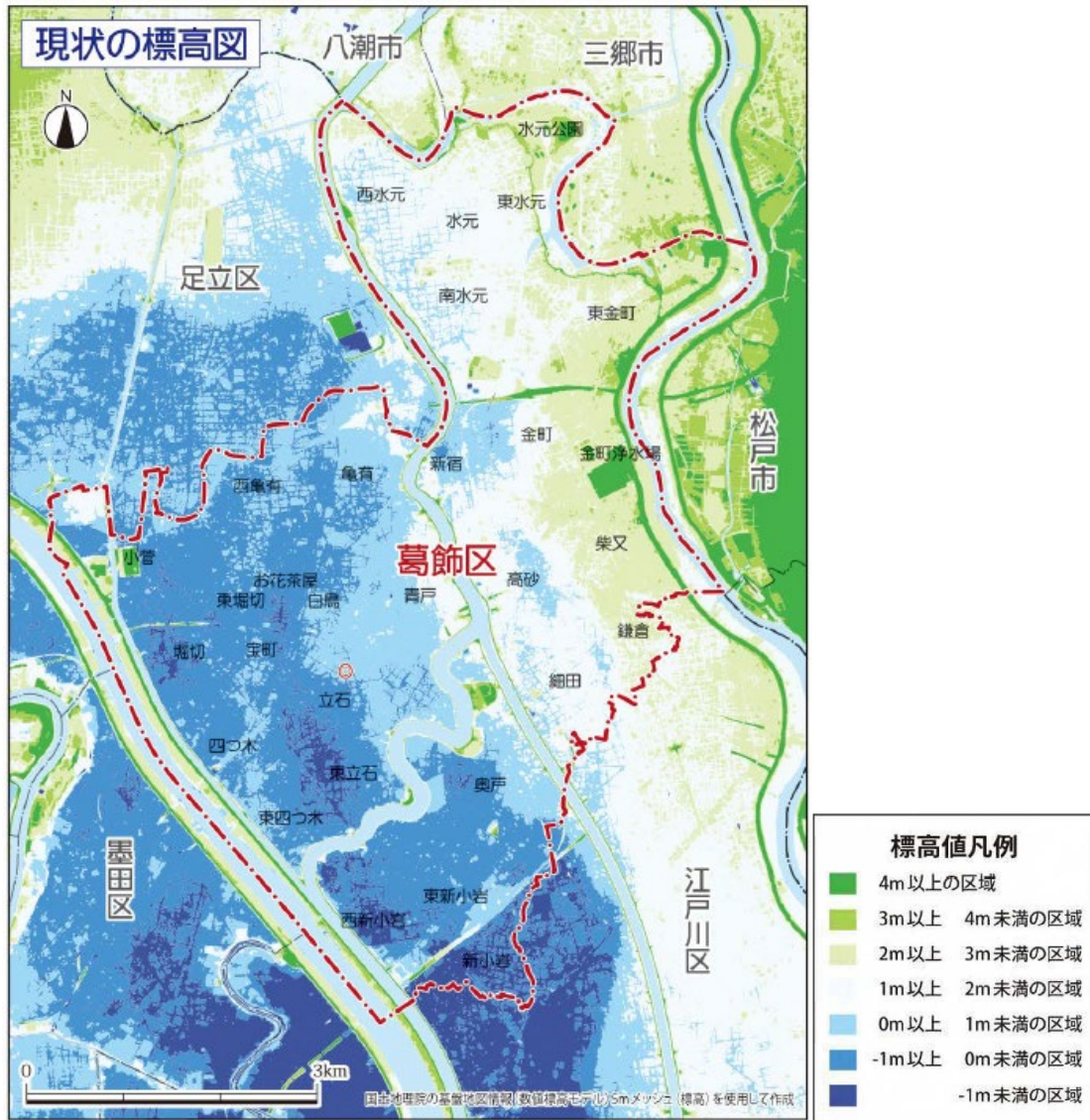
葛飾区は、特別区の北東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県（松戸市）、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は大場川を境に埼玉県（八潮市・三郷市）と接しています。

総面積は 34.8km² であり、特別区の中では 7 番目の広さを有しています。

旧利根川の河口にできた沖積層の低地で、平坦な地域です。

荒川、江戸川、大場川が区の境をなしているほか、中川、新中川、綾瀬川が区内を流れており、身近な環境として水辺が多く存在しています。

一方葛飾区を含む東京東部低地帯は、高度経済成長期に大量の地下水を汲み上げたため地盤沈下が進み、区の半分近くが東京湾の海面より低いゼロメートル地帯となっています。



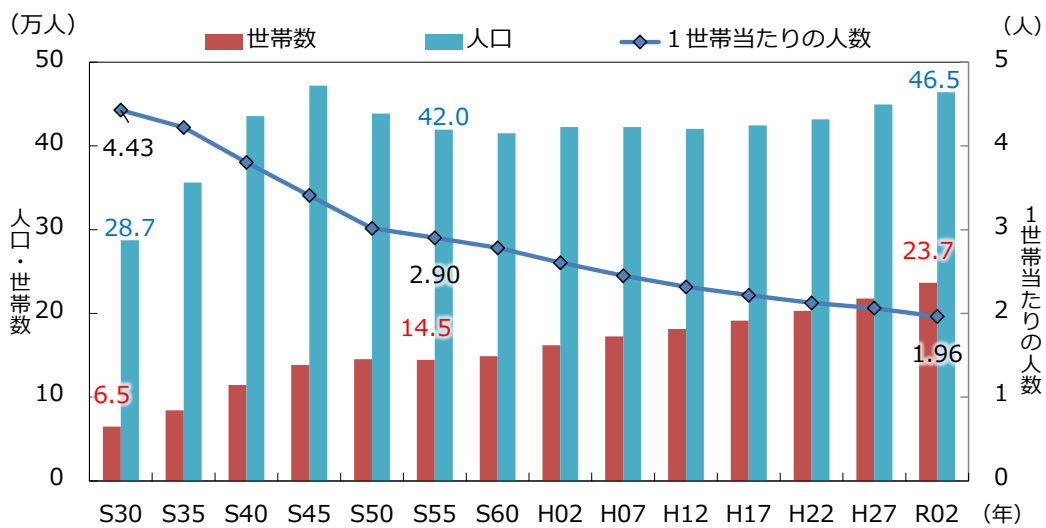
出典：水害ハザードマップ（解説編）

図 2.1 現状の標高図

(2) 人口・世帯数

住民基本台帳によると、2020（令和2）年1月1日時点で葛飾区の人口は464,550人、世帯数は236,600世帯となっています。人口は1980（昭和55）年頃から、42万人前後で推移してきましたが、近年は微増傾向にあります。将来的には、2025（令和7）年以降に減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しです。

世帯数は一貫して増加傾向にあり、1980（昭和55）年比で1.64倍（92,026世帯増）となっています。人口の増加よりも世帯数の増加が上回っているため、1世帯当たりの人口は減少傾向にあり、2020（令和2）年は1.96人まで減少していることから、単身世帯が増加している状況であることがうかがえます。



出典：葛飾区統計書より作成

図 2.2 住民基本台帳による人口・世帯数の推移（各年1月1日時点）

(3) 土地利用

2020（令和2）年現在の地目別土地面積（課税地）を見ると、95%が宅地（工業地・商業地含む。）であり、残りを農地と軌道用地がほぼ二分しています。

都市計画地域の指定状況は、住居系用途が51.2%と大きな割合を占めています。

表 2-1 地目別土地面積（課税地）の内訳（2020（令和2）年1月1日時点）

宅地	農地	軌道用地	雑種地等
16,589 千 m ²	319 千 m ²	474 千 m ²	27 千 m ²
(95.3%)	(1.8%)	(2.7%)	(0.2%)

出典：葛飾区統計書より作成

注1：本表は固定資産税の課税対象となる評価面積である。

注2：雑種地とは、宅地、田畑、山林、原野、池沼、軌道用地等いずれにも属さない土地である。

注3：宅地とは、商業地、工業地、住宅地、その他が含まれる。

(4) 交通

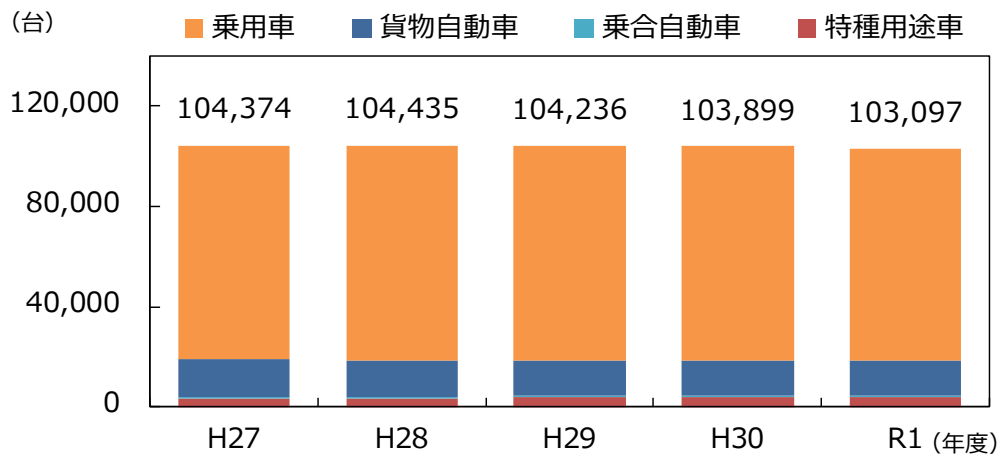
主要な道路交通は、南西から北東に走る水戸街道（国道6号）と蔵前橋通り、そして、これらと直交する環状7号線、平和橋通りなどの主要幹線道路によって、道路網の骨格が形成されています。

2019（令和元）年度末時点の自動車登録台数は103,097台であり、近年は、微減傾向にあります。

鉄道路線は、東西方向にJR常磐線、JR総武線、京成線、北総線が運行されています。

2020（令和2）年度の区内鉄道（JR、京成線、北総線）の一日当たり乗車人員は、新小岩駅が59,321人で最も多く、次いで金町駅、亀有駅の順に多い状況です。

区内のバス路線網は、鉄道が不足している南北交通を補完する形で発展してきました。バス交通は、区民生活を支える基盤として重要であり、超高齢社会の進展等により、その役割は重要度を増しています。



出典：東京都統計年鑑より作成

図 2.3 自動車登録台数の推移（各年度末）

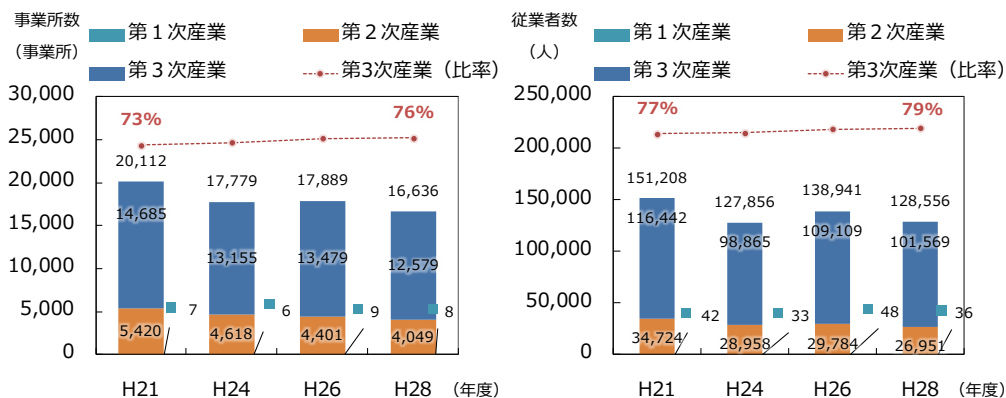
(5) 産業

区内の事業所数、従業者数は、減少傾向にあり、2016（平成28）年時点で16,636事業所、産業従業者数128,556人となっています。従業者数の内訳を見ると、第3次産業が79%と大半を占めています。

2018（平成30）年度の農地面積は32.7haとなります。2015（平成27）年度時点で区の農家数、農家人口、ともに23区内で5番目の規模に上りますが、減少傾向にあります。

2015（平成27）年工業統計調査によると、区内の工場数は2,131となっており、特に堀切、四つ木、東四つ木地域に工場が集積し、特別区で3番目の工場数となっています。工業関連の従業者数は11,867人で特別区のうち6番目となっています。そのうち従業者4人未満の比較的小規模な工場が6割を占めています。従業者数、製造品出荷額ともに減少傾向にあります。

卸売、小売業の商店数及び年間商品販売額は減少傾向にありましたが、2016（平成28）年度は増加に転じています。



出典：葛飾区統計書より作成

図 2.4 事業所及び従業者数の推移

第3章 計画の目標

3.1 基本理念

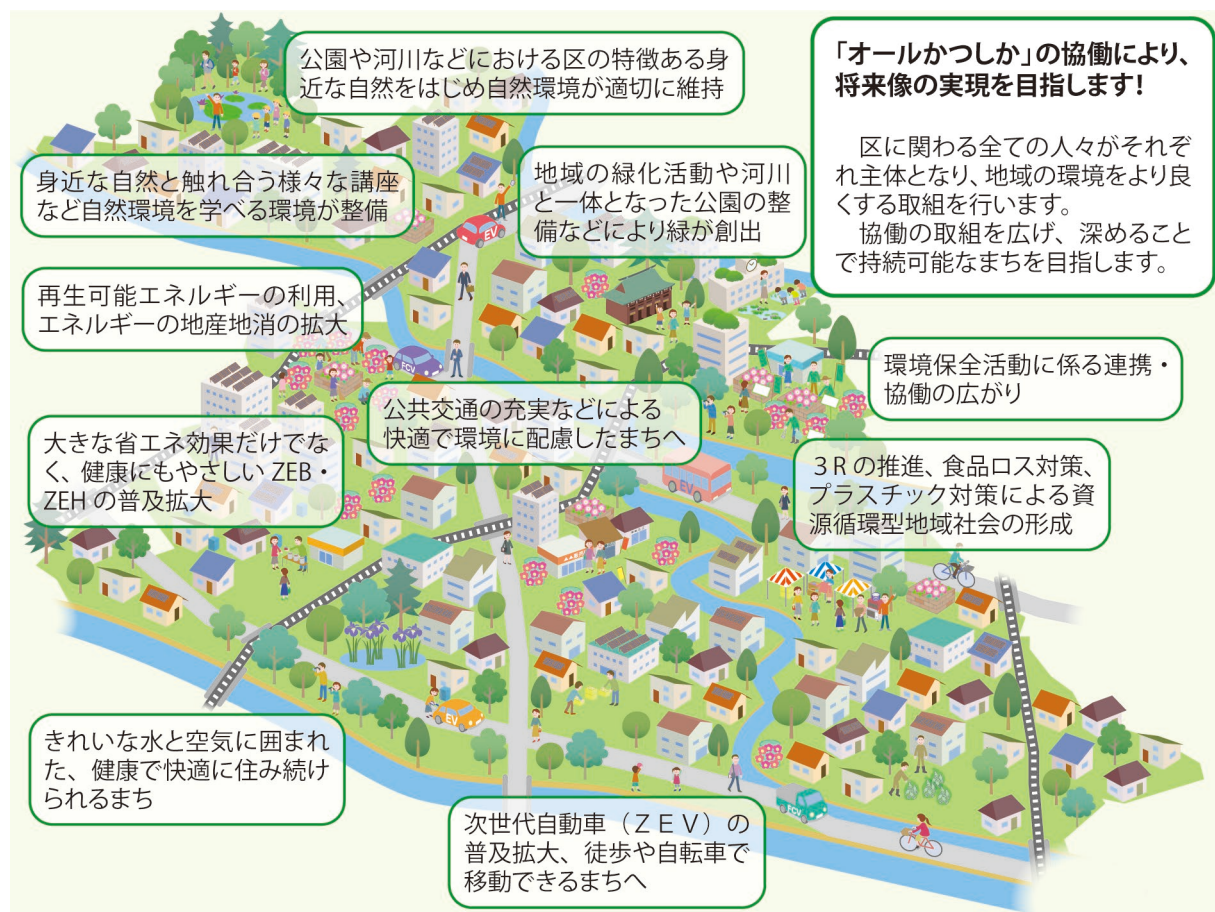
私たちは、大気や水、ごみ、生きものなどの暮らしに身近な環境問題から、地球温暖化といった世界的な環境課題、大型台風の上陸や猛暑などの気候変動やウイルスによる感染症拡大といった、これまで経験したことのない新たな環境問題にも、オールかつしかで力を合わせて乗り越える必要があります。

私たちが将来にわたって安心して幸せな生活を送り、事業活動のさらなる充実を図っていくためには、社会経済活動やライフスタイル・ビジネススタイルを振り返りながら、区民・事業者・区の連携・協働によって、経済・社会・環境の3側面での統合的向上を図り、次世代へ継承する自然環境の恵み豊かな持続可能なまちをつくります。

3.2 望ましい将来像

本計画では、基本理念を実現するための将来的な区の在り方を示す、長期目標として「望ましい将来像」を以下のとおり設定します。

みんなで作る 人や自然にやさしく持続可能なまち かつしか



<望ましい将来像のイメージ>

望ましい将来像には、以下のような思いが込められています。

みんなで作る

人や自然にやさしく

持続可能なまち

かつしか

みんなで作る

- 葛飾区に関わる全ての人々がそれぞれ主体となって、より良い環境のために取り組んでいきます。
- 「オールかつしか」での協働によって、将来像の実現を目指します。

人や自然にやさしく

- 河川や緑、多様な生き物など、身近な自然を守りつつ、誰もが健康で快適に暮らせるまちを目指します。
- 人や自然に思いやりを持つことで、環境にやさしい健康で文化的なまちを目指します。

持続可能なまち

- 葛飾の環境をはじめ、将来にわたって地球環境を良いものとし、限りある資源を次世代へ引き継いでいきます。
- SDGs の理念でもある「経済」「社会」「環境」の3側面での統合的な発展を目指します。

かつしか

- 親しみやすく、人情味あふれる地域特性を表す思いを込めて、やわらかい印象のひらがなとしました。

3.3 基本目標

本計画では、基本理念に基づいて将来的な区の在り方を示す望ましい将来像である「みんなで作る 人や自然にやさしく持続可能なまち かつしか」を実現するための目標として、区の現状を踏まえ、下記の5つの基本目標を設定します。

基本目標は、区の環境を取り巻く現状を分析・評価するとともに、課題の整理・抽出を行い、課題解決を図ることで、各環境分野の目指すべき姿を実現するものとして導き出しています。

SDGs の理念を取り入れ、経済・社会・環境の統合的な発展を目指す基本目標として「基本目標 1 オールかつしかの連携・協働」を設定し、環境分野ごとの側面から達成する基本目標として、「基本目標 2 気候変動に対するさらなる取組の強化」、「基本目標 3 資源循環型地域社会の形成」、「基本目標 4 多様な生きものとの共生」、「基本目標 5 誰もが健康で快適に住み続けられるまち」を設定します。

下の図 3.1 に示すように、5つの基本目標は相互に関わり合い、切り離すことのできないものであり、いずれかの目標のみを優先させることなく、全ての目標を達成に向けて取り組むことが重要です。全ての基本目標における施策や事業に対して真摯に取り組み、時には連携し同時解決を図ることで、望ましい将来像の達成を目指します。

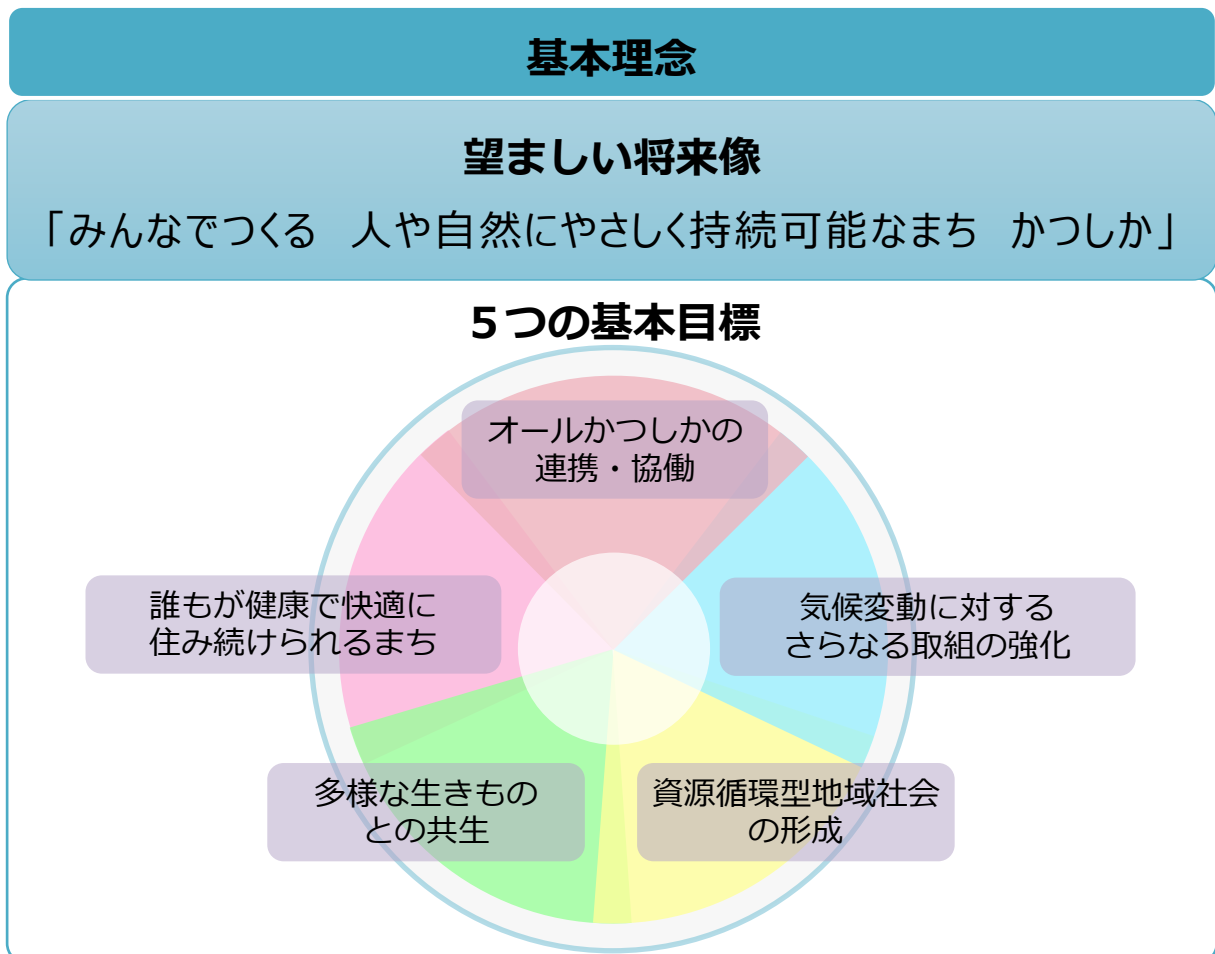





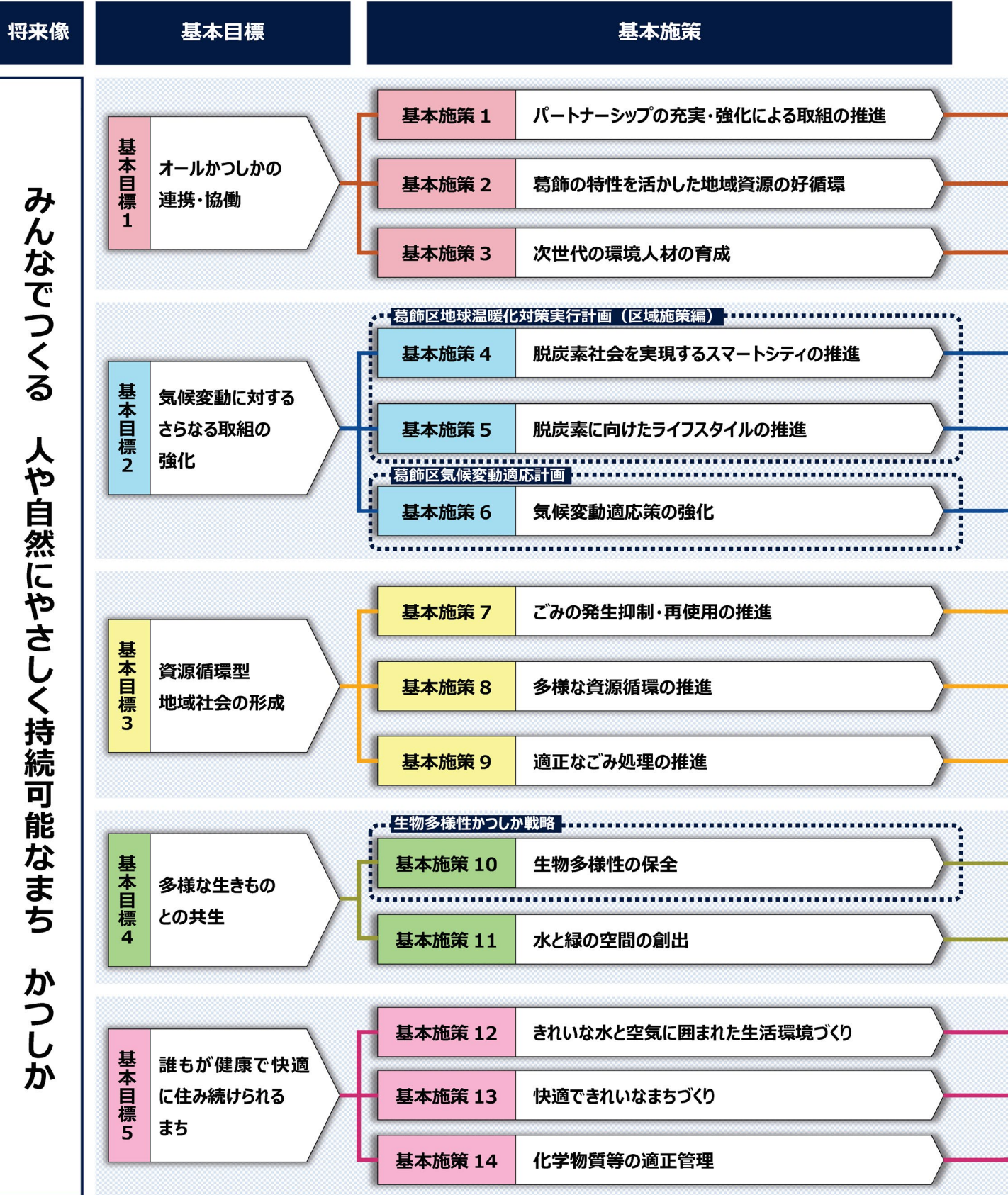


図 3.1 基本理念・望ましい将来像・基本目標のイメージ

表 3-1 基本目標と基本的視点・方向性及び関連する主な SDGs のゴール

基本目標	基本的視点・方向性	関連する主な SDGs のゴール
<p>オールかつしかの 連携・協働</p>	<p>SDGs の理念を取り入れ、持続可能なまちを目指すために、協働による取組をさらに発展させていきます。</p>	
<p>気候変動に対する さらなる取組の強化</p>	<p>低炭素社会から脱炭素社会*への転換に向けて、気候変動対策の取組を強化し、温室効果ガス*の排出を抑える取組（緩和策）に加え、気候変動の影響に備える取組（適応策）を同時に推進します。</p>	
<p>資源循環型 地域社会の形成</p>	<p>区の特徴を活かし、区民・事業者・区が一体となり、一般廃棄物の発生抑制を最優先とした持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます。</p>	
<p>多様な生きもの との共生</p>	<p>生物多様性*の保全に努め、より良い自然環境を次世代につなぐとともに、緑と花のある美しいまちをつくりまします。</p>	
<p>誰もが健康で快適 に住み続けられる まち</p>	<p>良好な生活環境を確保する取組やまちの美化活動を推進し、誰もが健康で快適に住み続けられるまちをつくりまします。</p>	

3.4 計画の体系



取組

関連する主なSDGsのゴール

- ①ゼロエミッションかつしかの達成に向けた取組
- ②協働による花いっぱいまちづくりの推進
- ③ネットワーク化による活動のさらなる発展



- ①地域資源の持続可能な活用による経済・社会・環境の統合的向上
- ②サステナブル・リカバリーによる区内産業の活性化
- ③地域外との連携による取組

- ①環境学習の推進
- ②イベントの推進による普及啓発
- ③次世代の環境人材への支援

- ①再生可能エネルギーへの利用転換の拡大
- ②水素エネルギーの普及拡大
- ③住宅など建築物のエネルギーの高効率化
- ④家庭・事業所における省エネ機器等の導入促進
- ⑤徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくり
- ⑥次世代自動車（ZEV）の普及促進



- ①エネルギー使用量など温室効果ガス排出量の見える化
- ②エネルギー利用や消費行動の見直しによる環境行動
- ③事業者における環境マネジメントの推進
- ④葛飾区役所における率先した環境行動

- ①洪水など災害に強いまちづくりの推進
- ②暑さに対する適応
- ③健康への影響に関する取組

- ①家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進
- ②事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進



- ①家庭から出る資源の循環
- ②事業所から出る資源の循環

- ①効率的・効果的な清掃事業の推進
- ②ごみの適正排出に向けた取組
- ③中間処理
- ④最終処分

- ①貴重な自然環境の保全・再生
- ②在来種の保護
- ③生物多様性に関する情報収集・普及啓発
- ④自然環境を守り、育てる担い手の育成



- ①水や緑に親しめる公園・水辺の整備
- ②緑と花のまちづくりの推進

- ①河川、池、水路の水質向上対策の推進
- ②大気汚染などの防止の推進



- ①騒音、振動、悪臭などの防止の推進
- ②喫煙ルールの徹底
- ③地域美化活動の推進

- ①有害化学物質の適正管理・処理の指導
- ②土壌・地下水汚染などの防止の推進

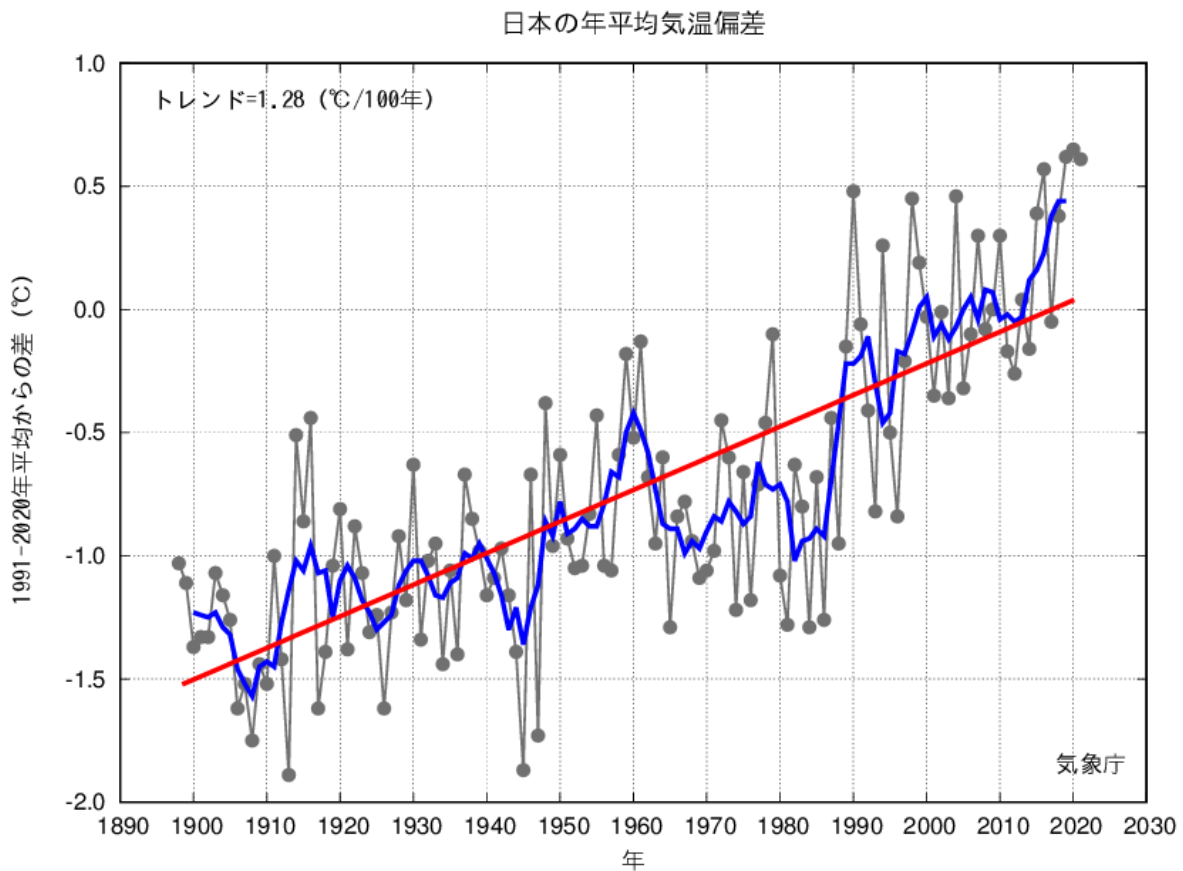
第4章 施策の展開

基本目標 1 オールかつしかの連携・協働

背景

(1) 低炭素社会から脱炭素社会への移行

地球温暖化によって、世界の平均気温（2011～2020年）は、工業化以前（1850～1900年）と比べて、既に1.09℃上昇したことが示されています。このままの状況が続けば、さらなる気温上昇が予測されています。



出典：気象庁 HP

図 4.1 日本の平均気温の変化

近年、国内外で様々な気象災害が以前より頻繁に発生しています。猛暑や集中豪雨など気候変動の影響は私たちの生活に及んでおり、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

気候変動の原因となっている二酸化炭素やメタンやフロン類等の温室効果ガスは経済活動や日常生活に伴い排出されています。2021（令和3）年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）の第6次評価報告書の第1作業部会報告書では、地

球温暖化は人間が原因であり、これにより世界中で熱波・豪雨等が増加したことが初めて断定的に報告されました。

2015（平成 27）年に、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けたパリ協定*が採択され、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）」、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等を合意し、これまでの低炭素社会から脱炭素社会の実現に向けて世界が取組を進めることとなりました。

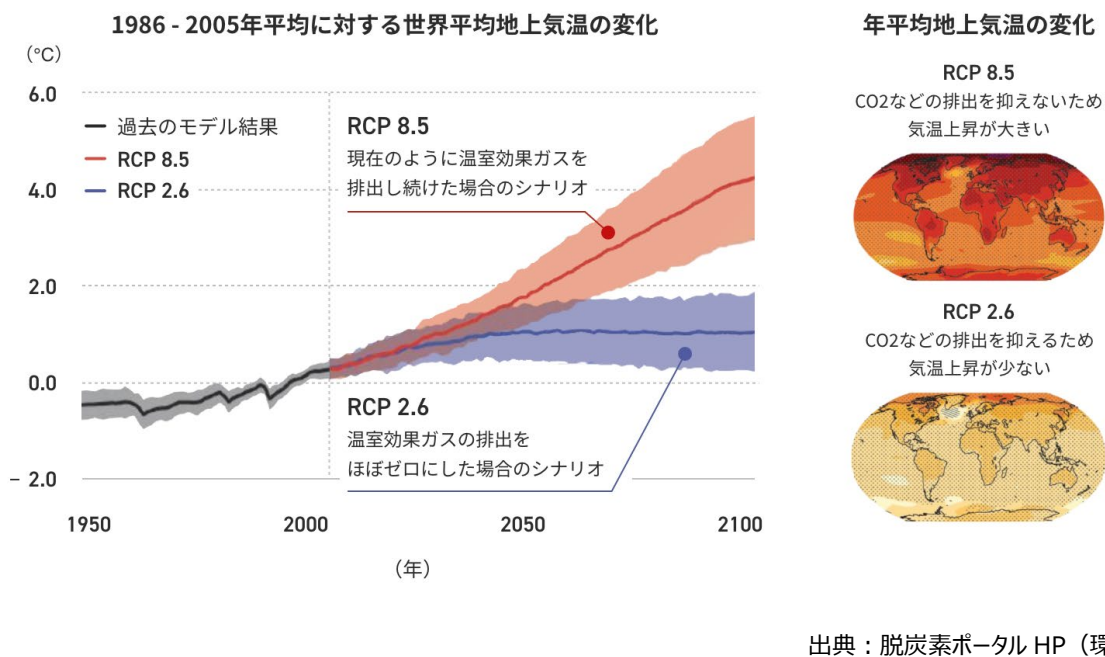
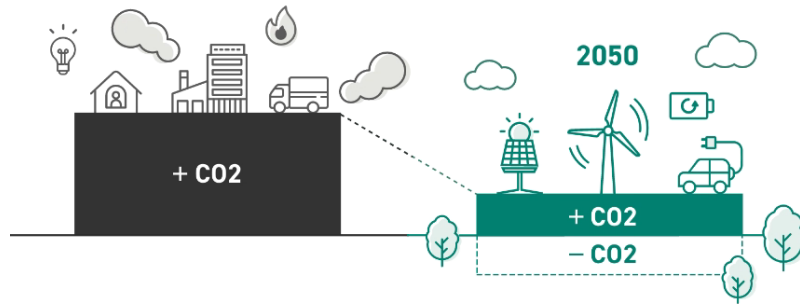


図 4.2 地上気温の変化

(2) 1.5℃の追求に向けた 2050 年カーボンニュートラル

IPCC の第 5 次評価報告書において、このまま何も対策しない場合、2100 年に平均気温が最大で 4.8℃上昇することが予測されています。これを受け、パリ協定では世界共通の長期目標として気温上昇を 1.5℃に抑える努力をすることが掲げられ、さらに IPCC より、1.5℃の地球温暖化による影響等に関する特別報告書（1.5℃特別報告書）が 2018（平成 30）年 10 月に公表されました。1.5℃を達成するためには、世界全体の人為的な二酸化炭素排出量を 2050 年前後には実質ゼロにする必要があります。

日本においても、2020（令和 2）年 10 月、菅内閣総理大臣が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。



出典：脱炭素ポータル HP

図 4.3 カーボンニュートラルのイメージ

第 6 次評価報告書の第 1 作業部会報告書において、たとえ 1.5℃の気温上昇であっても、高温などの極端現象の頻度や強度の増加が予測されるが、一方で気温上昇を 2℃ではなく 1.5℃に抑えることで、干ばつ及び大雨や平均降水量における変化の規模を抑えることができるとされています。1.5℃に抑えるための努力を追求することが世界的に急務となっています。

コ ラ ム



気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次報告書

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) は 1988 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された政府間組織です。各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書にまとめています。

以下の 4 つの報告書から構成されています。

- 第 1 作業部会 (WG1) : 科学的根拠
 - 第 2 作業部会 (WG2) : 影響・適応・脆弱性
 - 第 3 作業部会 (WG3) : 緩和策
- 三つの報告書を統合した統合報告書 (Synthesis Report)

第 6 次評価報告書のうち、自然科学的根拠をまとめた第 1 作業部会の報告書が 2021 年 8 月 9 日に公表されました。(第 6 次のほかの報告書は今後公表される予定)

【報告書における主な評価】

- 地球温暖化が起きていることだけでなく、地球温暖化が人間の影響で起きていることを、初めて「疑う余地がない」と評価
- 広範囲にわたる急速な変化が、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に起きていると評価
- 世界平均気温 (2011～2020 年) は工業化前と比べて 1.09℃上昇したと評価
- 陸域のほとんどで 1950 年代以降に大雨の頻度と強度が増加

コラム



国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されています。

2021年10月31日から11月13日の間、イギリスのグラスゴーで第26回目となるCOP26が開催されました。

■ COP26 で決まったこと

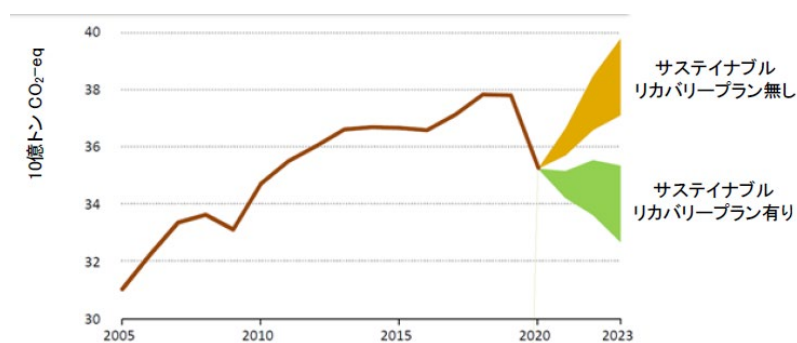
- 「1.5℃目標」を実現するため努力を追求すると公式文書（グラスゴー気候合意）に明記（2015年に採択されたパリ協定では2度未満が目標で、1.5度は努力目標との位置付け）

(3) グリーンリカバリー、サステナブル・リカバリー

新型コロナウイルス感染症からの経済回復に当たって、「グリーンリカバリー（緑の回復）」や「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」という考え方が注目されています。単に元の経済や生活に戻り、地球環境を犠牲にする経済回復ではなく、気候変動対策や生物多様性の保全など社会課題の解決をしながら、より持続可能な社会へ移行していくことを目指しています。

欧州をはじめとする各国において、脱炭素で循環型の社会を目指すための投資を行うことで、雇用や業績拡大を生み出すグリーンリカバリーの政策を発表しました。日本においても、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、自立分散型社会への移行という3つの軸での「経済社会のリデザイン（再設計）」を行い、持続可能で分散型・レジリエントな社会を目指すことを環境省が表明しており、2020（令和2）年12月には経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表するなどの取組が加速しています。

2021（令和3）年8月には、東京都が「サステナブル・リカバリー東京宣言*」を採択しており、社会全体で急拡大しています。



出典：第1回 税制全体のグリーン化推進検討会「資料4-1 ポストコロナと脱炭素化に関する国内外の議論の状況」

図 4.4 新型コロナからの持続可能なリカバリーによる、これからの GHG 排出量予測

(4) 経済・社会・環境の統合的向上

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」では先進国・途上国全ての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指すことが目標とされています。

国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、「温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会と捉える時代に突入した」、「従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながり、こうした「経済と環境の好循環」をつくっていく」といった旨が掲げられています。

地球温暖化対策やSDGsの達成に向けた取組を、今後の世界経済における大きな柱とする考え方は、今や国際的に大きな潮流となっており、経済・社会・環境を統合的に向上させ社会課題を解決していくことが求められています。

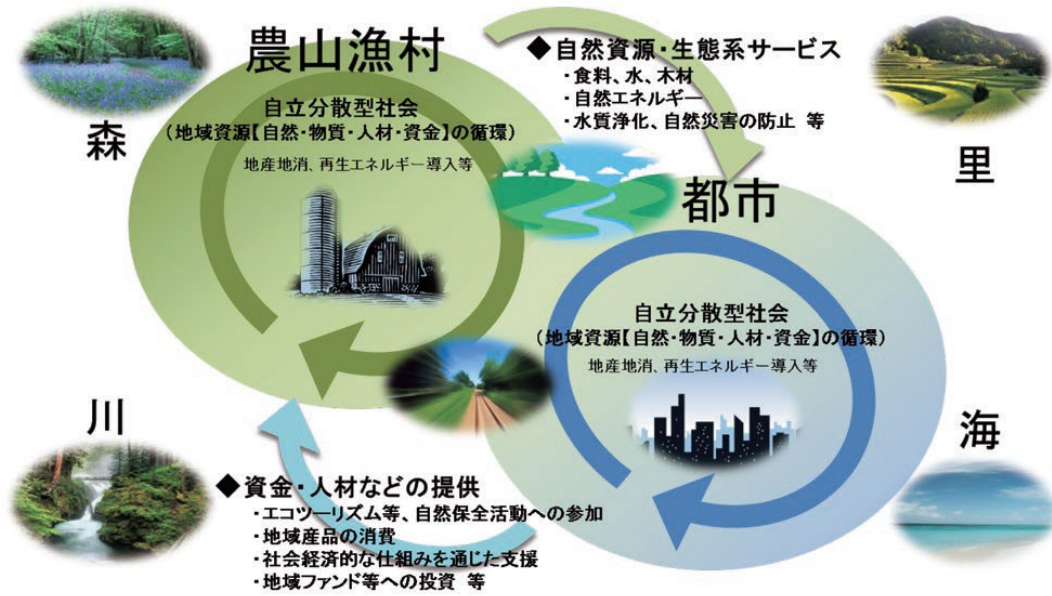


出典：平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図4.5 環境、経済、社会を三層構造で示した木

(5) 地域循環共生圏（ローカル SDGs）

2018（平成30）年4月に閣議決定した、国の第五次環境基本計画では、経済・社会・環境の統合的向上を具体化する鍵の1つとして、「地域循環共生圏*」を提唱しています。「地域循環共生圏」とは、各地域が目前にある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域の特性に応じて地域資源を補完し支えあうことで、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものです。



出典：「第五次環境基本計画の概要と地域循環共生圏の概要」環境省

図 4.6 地域循環共生圏の概念図

コラム

Society 5.0 とは

Society 5.0とはサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことです。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



現状と課題

(1) 「ゼロエミッションかつしか」の宣言

区では、これまで積極的に地球温暖化対策を行って来ましたが、昨今の動向を踏まえ、2020（令和2）年2月6日に都内の区市町村で初めて、「2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量実質ゼロ」を目指す「ゼロエミッションかつしか」を宣言しました。「排出量実質ゼロ（ゼロエミッション*）」とは、経済活動などによって排出される二酸化炭素の「排出量」から、森林整備などの取組による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

区と同様に、2021（令和3）年12月28日時点で、東京都や京都市、横浜市をはじめとする514の自治体（40都道府県、306市、14特別区、130町、24村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」（ゼロカーボンシティ*）を表明しています。表明した自治体を合計すると人口は約1億1,250万人（※）となり、国の総人口の約9割を占めています。

「ゼロエミッションかつしか」の達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全などの対策を強化する必要があります。温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されていることから区民・事業者・行政が連携し、葛飾区全体で地球温暖化対策に取り組むことが重要です。

※各地方公共団体の人口合計では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算。

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量実質ゼロの実現のみならず、地域の社会・経済と統合的な解決に向けた取組が求められている

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2021年12月28日時点



- 東京都・京都市・横浜市を始めとする514自治体（40都道府県、306市、14特別区、130町、24村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億1,250万人※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

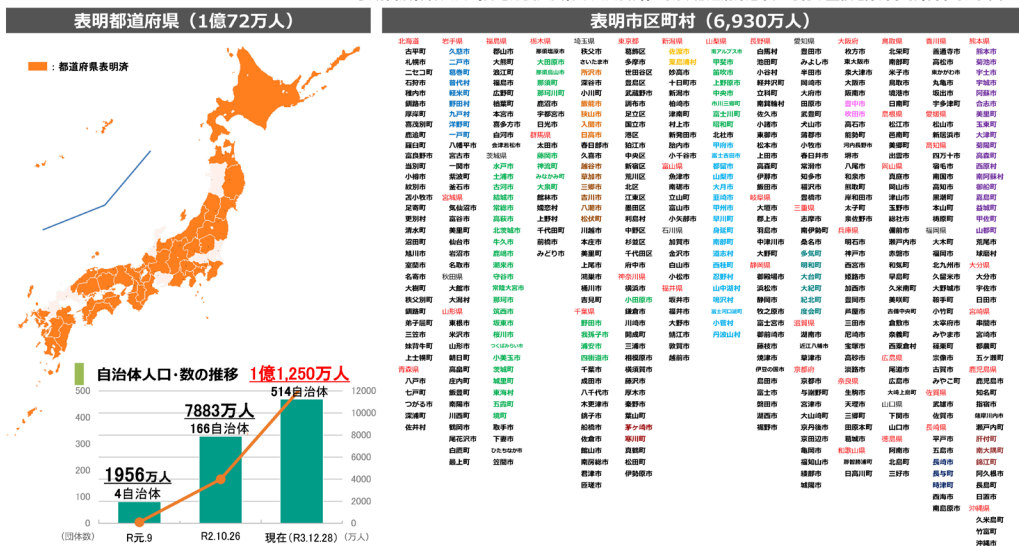


図 4.7 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体一覽

出典：環境省

(2) 花いっぱいのもちづくり

2013（平成 25）年度から、駅前広場や沿道など、まちを花と緑で彩る「花いっぱいのもちづくりプロジェクト」を行っています。区民と区の協働による活動で、区で行っているタネや花苗などの配布や講習会などを利用し、地域や団体による多様な取組が広がっています。

2016（平成 28）年 4 月には花壇やコンテナなどによる花いっぱいもちづくり活動に加え、新たな手法による公共空間への花の展開手法を花いっぱいのもちづくり協議会と検討し、プロジェクトチームを立ち上げ、どこでも水やりおまかせ型立体花壇「フラワーメリーゴーランド」を開発しました。フラワーメリーゴーランドは、JR 亀有駅・金町駅・新小岩駅・北総鉄道新柴又駅周辺や区役所本庁舎などの公共施設等に設置しています。また、立体花壇の技術を活かした「フラワーキャンバス」も街を彩っています。

こうした取組が発展して、葛飾区緑化推進協力員会とかつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会との協働により、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、地域を花で彩りおもてなしをする公認プログラム「花いっぱいでおもてなし」を実施しました。また、トライアスロンの競技会場として利用されたオリンピックプロムナードが設定された都立シンボルプロムナード公園にフラワーメリーゴーランドやフラワーキャンバスなどを設置し、花によるおもてなしを行いました。

活動が広がることで様々な効果を得ることができ、また新しい活動に波及している協働による活動を引き続き活発化し、さらなる協働の“わ”を拡大に向けて取り組むことが重要



出典：葛飾区

図 4.8 フラワーメリーゴーランド（都立シンボルプロムナード公園に設置されたもの）

(3) 地域資源の活用

持続可能な地域づくりのためには、それぞれの地域が有する地形、自然環境、人的資源、伝統文化、地域を支える住民などそれぞれの地域の特性を把握して活かすことにより、その地域を活性化していくことが重要です。

地域資源は多種多様であり、どの地域にも存在するものですが、それが地域資源であると気付いていないことも少なくありません。例えば、葛飾区約95%は宅地であるため、自然資源や再生可能エネルギー*資源などは地方圏に比べ少ない一方で、多くの人が生活を行っていることから、食品廃棄物や下水汚泥、プラスチック、金属、浄水場発生土等の循環資源は豊富にあると言えます。

また、葛飾区のような都市圏は、地方圏に比べて人材と資金が集まりやすい一方で、食料、水、木材といった物質やエネルギーの多くを地域外の地方圏から得ています。特性の異なる地域間で、自然のつながりや経済のつながり、さらには人的なつながりといった連携（ネットワーク）を強化し、互いの地域の活性化につなげることが重要です。

▶ 地域資源を活用し地域内を活性化することが重要
 また、各地域の特性を活かした連携によって、地域の人材、資金、地域資源等を有効に活用して相乗効果を得ることで互いの地域の活性化を図っていくことが重要



出典：地域循環共生圏創造の手引き（環境省）2021年6月

図 4.9 共生のネットワークイメージ図

(4) 地域における ESG 金融

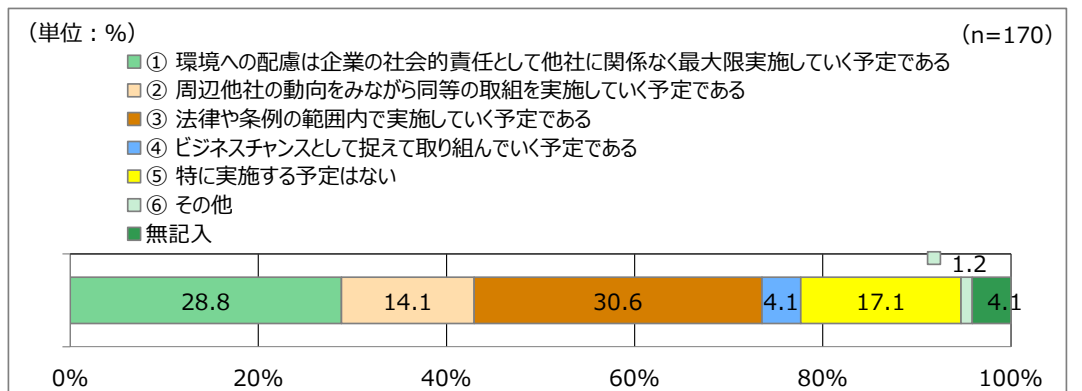
SDGs やパリ協定の採択等を背景に、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）を重視した資金の流れ（ESG 金融）が世界的に、かつ急速に拡大しており、企業経営にとって無視できないものとなっています。

企業の資金調達の方法には、株式や債券の発行等により金融市場から資金を集める直接金融と金融機関から融資を受ける間接金融がありますが、中小事業者は間接金融による資金調達が主流であることから、地域における ESG 金融を根付かせるためには、間接金融での取組が鍵となります。貸し手である地域の金融機関（特に地方銀行・信用金庫・信用組合）には、融資先企業の事業やバリューチェーン全体に対して ESG の観点から評価し、又は価値向上の支援を行うこと等が期待されますが、借り手となる事業者側も環境問題への対応を成長の機会と捉え、ESG 経営の重要性を強く認識することが必要です。

区内事業所に対して実施したアンケートにおいて、環境問題に対する事業所の考え方についての設問では、「環境への配慮は企業の社会的責任として他社に関係なく最大限実施していく予定である」との回答が 28.8%であった一方で、「ビジネスチャンスとして捉えて取り組んでいく予定である」は 4.1%に留まり、「特に実施する予定はない」は 17.1%という結果となりました。

問 環境問題に対する貴事業所の考え方としてあてはまるものは何ですか。あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

結果



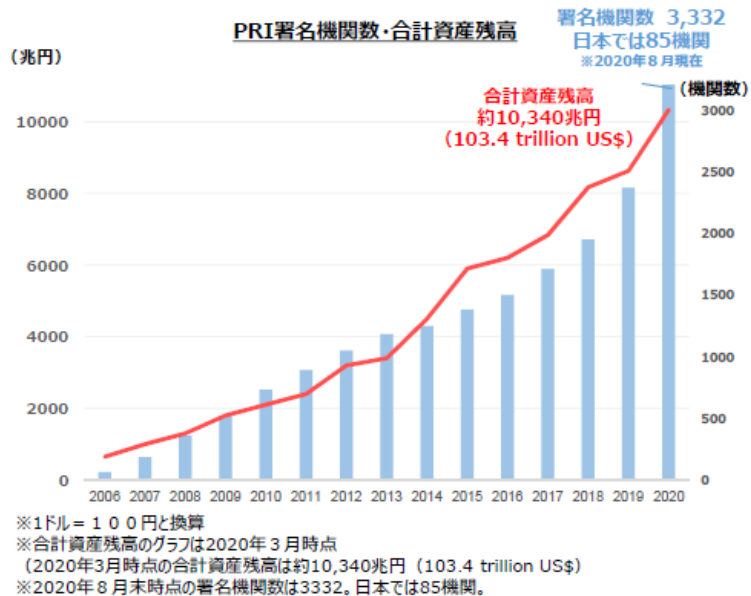
区内事業者に向けて環境配慮をビジネスチャンスと捉える取組を推進し、区内企業の中長期的な企業価値向上を図ると同時に、地域の持続可能性向上につながる ESG 金融の取組を後押しすることが重要



ESG 投資

ESG 投資とは、従来投資の判断基準として用いられてきた売上高や利益率等の財務情報に加え、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）といった非財務情報も考慮した投資のことです。

機関投資家に対して投資行動に ESG の観点を組み込むこと等を求めた「国連責任投資原則（PRI）」を国連が 2006 年に提唱して以降、PRI に書面した機関数は増え続けています。日本においても、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が 2015 年に署名したことを受け、ESG 投資が広がっています。



出典：第2回不動産分野における ESG-TCFD 実務者 WG 参考資料 4-1 事務局資料（ESG 投資の動向）アップデート

(5) 環境教育・環境学習等の推進

持続可能な社会づくりの担い手育成は、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の各分野の取組を進める上で必要であるだけでなく、社会全体でより良い環境、より良い未来を創っていかうとする資質能力等を高める上でも重要です。担い手育成においては、区民、行政、企業、NPO 等の各主体がそれぞれの役割を意識した連携による取組が必要であり、持続可能な社会を将来にわたって実現するためには、大人だけでなく、次世代を担う若年層に対する環境教育が極めて重要です。

学校教育においては、「持続可能な開発のための教育（ESD*：Education for Sustainable Development）」として、気候変動などの環境問題を含む社会問題を自分事として捉える学びによって、課題解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動が推進されています。

また近年、環境問題に関心の高い若者が増えつつあり、若者ならではの新たな視点での意見や行動によって、他の世代にも賛同が広がり、大きな運動や取組につながっている事例も多くみられます。

本計画の策定過程においても、区内中学校で持続可能なまちにするための施策を検討・提案する未来ワークショップを実施し、生徒たちから提案された施策や取組などの意見を参考にしました。

区では、これまで学校教育現場や区民を対象としたイベント等で多様な環境学習や体験学習の機会をつくってきました。しかし、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大によって、従来どおりにイベント等が開催できない現状もあります。引き続き、学習の機会を確保できるよう実施方法を検討しながら、環境教育・環境学習等を今後も推進していく必要があります。



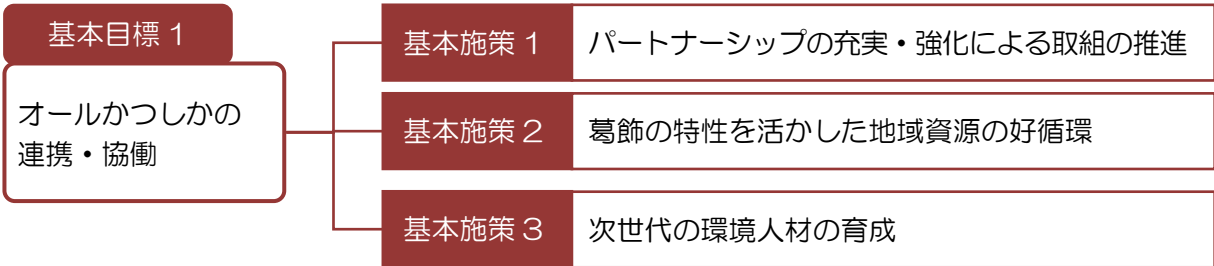
特に小・中学生や若者など、未来の地域社会を担う若年層に対して、各主体がそれぞれの役割を意識した担い手育成の取組を行い、環境問題を自分事と捉えられる機会を引き続き確保していくことが重要



図 4.10 未来ワークショップの様子と成果

施策の方向性

■ ■ 基本施策



■ ■ 関連する主な SDGs のゴール



施策の展開

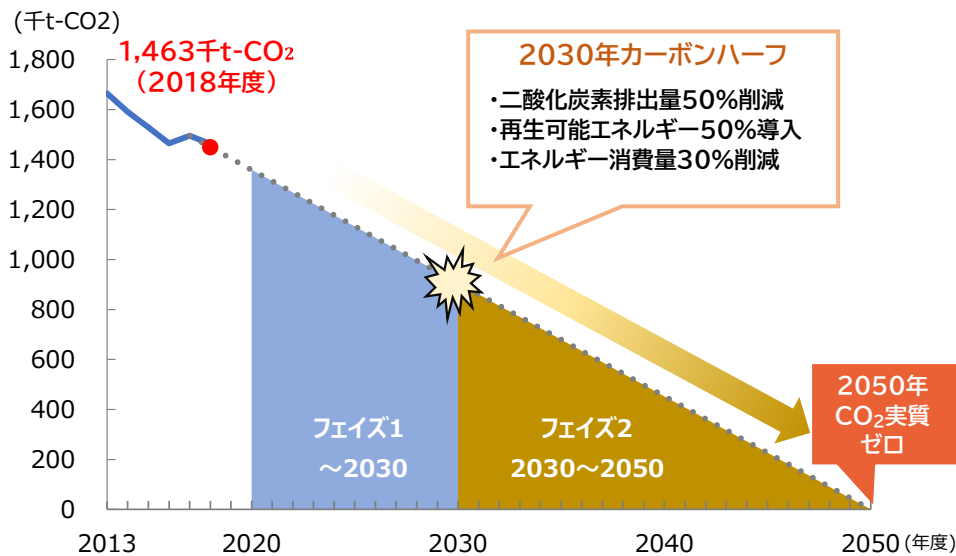
基本施策 1 パートナーシップの充実・強化による取組の推進



取組 1-① ゼロエミッションかつしかの達成に向けた取組

「ゼロエミッションかつしか」の達成に向けては、二酸化炭素の排出削減を進めるとともに、排出された二酸化炭素を回収する技術や森林等による吸収を活用することにより、「排出と吸収の差し引きでゼロ以下にすること」を実現する必要があります。

区では、持続可能な地域社会を実現するために、国や都、事業者と連携しながら区民協働で2050年までに「ゼロエミッション（排出量実質ゼロ）」の脱炭素社会を実現します。



低炭素化への取組

脱炭素化への取組

フェイズ 1 ~2030	フェイズ 2 2030~2050
<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ・再エネ等の取組の進化・加速を図り、削減目標に向けてのアクションを実行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな社会システムや次世代技術を発展・定着させ、取組をステージアップ ● 森林吸収や革新的技術開発によってゼロエミッションを達成

図 4.11 「ゼロエミッションかつしか」の達成に向けたイメージ

本計画において、「ゼロエミッションかつしか」を実現するための分野を次の7つの柱に体系化しました。「ゼロエミッションかつしか」達成のためには、幅広い分野での、横断的な取組が必要となります。



図 4.12 「ゼロエミッションかつしか」を実現する7つの柱

7つの柱で示した、2050年までに目指す将来像のイメージを示します。



図 4.13 「ゼロエミッションかつしか」が目指す 2050 年の将来イメージ

以下には7つの柱における、2050年までに目指す将来像、2030年までのターゲットと取組を示しています。2030年のターゲットは国や都の目標などを踏まえて設定しており、「ゼロエミッションかつしか」の実現に向けて国や都と協力して取り組んでいきます。

I. エネルギー

私たちは生活の中で、ガスや電気など様々なエネルギーを消費しています。「ゼロエミッションかつしか」で目指す脱炭素社会の実現に向けては、省エネルギー対策に加え、ゼロカーボンエネルギー*への転換が必須となります。

【2050年までに目指す将来像】

- **使用するエネルギーの全てが脱炭素化している**
 - 再生可能エネルギー由来の電力が100%供給
 - 二酸化炭素を排出しない水素エネルギーを活用

【2030年のターゲット】

新築戸建住宅の太陽光発電*	6割以上	再エネ電力利用割合	50%
設備設置率			

【2030年に向けての主な取組】

- ・再生可能エネルギーへの利用転換の拡大（取組4-①）
- ・水素エネルギーの普及拡大（取組4-②）

II. 建物

都内の二酸化炭素排出量の7割以上は建物由来のものです。省エネ性・断熱性の高い建物は、光熱費が安くなるだけでなく、屋外の寒暖の影響を受けにくいので、年間を通して快適、かつ健康に過ごすことができます。また、木材など二酸化炭素排出量が少ない資材の活用も重要です。

【2050年までに目指す将来像】

- **区内のすべての建物がゼロエミッション化している**
 - 断熱性能を向上させることにより、エネルギー効率がなくて過ごしやすく健康に配慮した建物が標準化
 - 省エネ性が高い機器や設備、木材などの資材が導入され、快適な建物が普及
 - 災害対策にも有効な太陽光発電や蓄電池*が導入されたレジリエントなまち

【2030年のターゲット】

新築住宅が ZEH*基準の省エネ性能に適合※	100%	中大規模の新築建築物 ZEB*基準の水準の省エネ性能に適合※	100%
既存住宅における省エネ基準に適合へのリフォーム	3割以上	既存建築物における省エネ基準に適合へのリフォーム	6割以上

※国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ」に準じたもの

【2030年に向けての主な取組】

- ・住宅など建築物のエネルギーの高効率化（取組4-③）
- ・家庭・事業所における省エネ機器等の導入促進（取組4-④）

III. 交通

通勤や物流など運輸におけるゼロエミッション化には、車そのものの脱炭素化と自転車や徒歩など二酸化炭素を排出しない移動ができるようなまちづくりが必要です。

【2050年までに目指す将来像】

- **移動におけるゼロエミッション化が標準化されている**
 - 区内を走る自動車は全て二酸化炭素を排出しない ZEV*（ゼロエミッション・ビークル）
 - 公共交通も含め走行時に二酸化炭素を排出しない電気や水素エネルギーなどのクリーンなエネルギーを利用
 - 徒歩や自転車などゼロエミッションの移動手段の確保

【2030年のターゲット】

都内乗用車新車販売における非ガソリン化	100%	区内の ZEV 普及率	10%
---------------------	------	-------------	-----

※非ガソリン化…ZEV、ハイブリッド自動車のこと

【2030年に向けての主な取組】

- ・徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくり（取組4-⑤）
- ・次世代自動車（ZEV）の普及促進（取組4-⑥）

IV. 資源

生活や事業で使用している製品をはじめ、食べ物を生産・加工する過程などにおいても多くの資源やエネルギーが消費され、廃棄物等も排出されています。限りある資源を消費し続けるのではなく、持続可能な資源利用をしていく必要があります。

【2050年までに目指す将来像】

● 持続可能な資源利用がされている

- 3R*の推進などによる持続可能な資源利用が定着
- 水平リサイクル*やバイオマス*を活用したCO₂実質ゼロのプラスチック利用
- 食品ロス*発生量が実質ゼロ

【2030年のターゲット】

家庭からの食品ロス発生量	半減	廃プラスチックの焼却量	約5割減
燃やさないごみの資源化率	8割以上		

【2030年に向けての主な取組】

- ・家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進（取組7－①）
- ・事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進（取組7－②）
- ・家庭から出る資源の循環（取組8－①）
- ・事業所から出る資源の循環（取組8－②）

V. 気候変動

世界全体で2050年にゼロエミッションが達成できれば、気温上昇を1.5℃に抑えられ、極端な高温や大雨等の発生頻度や強度の増加を抑えられます。しかし、1.5℃であっても一定の影響が出ることは避けられないことから、気候変動に対する備えを強化する必要があります。

【2050年までに目指す将来像】

● 気候変動の影響によるリスクが最小となっている

- 豪雨や台風に伴う水害に対するハード・ソフト面での対策がされたまち
- 気温上昇による熱中症など健康への影響を最小限に抑制

【2030年のターゲット】

区民・事業者の生活や活動において、気候変動による影響に備えた取組がされている

【2030年に向けての主な取組】

- ・洪水など災害に強いまちづくりの推進（取組6-①）
- ・暑さに対する適応（取組6-②）
- ・健康への影響に関する取組（取組6-③）

VI. 吸収量拡大

「ゼロエミッションかつしか」の達成には、最大限の削減対策をした上で、なお残ってしまう二酸化炭素を吸収源によって除去する必要があります。吸収量の確保するため、森林整備や緑化の推進を強化するとともに、新たな技術革新の推進によって取り組んでいくことが重要です。

【2050年までに目指す将来像】

● 二酸化炭素を吸収する取組が十分に拡大している

- 区域外との協働による森林整備が拡大
- CCUS*など技術革新による新たな吸収量拡大の取組が普及

【2030年のターゲット】

二酸化炭素を吸収する取組が広がっている

【2030年に向けての主な取組】

- ・地域間連携に基づく森林整備（取組2-③）
- ・緑と花のまちづくりの推進（取組11-②）

VII. 新たなビジネス・ライフスタイル・協働

「ゼロエミッションかつしか」を実現するには、一人一人の行動や選択を変えるライフスタイルの転換が重要です。社会システム全体を持続可能なものへと移行させることが必要です。

【2050年までに目指す将来像】

- **ビジネスや日常生活において、脱炭素型の新たなライフスタイルが区内全体に普及している**
 - 区内の全ての企業においてゼロエミッションが達成
 - 新たな脱炭素ビジネスによって、地域が活性化
 - 日常生活においてゼロカーボンのサービスや製品が定着

【2030年のターゲット】

区内の企業においてカーボンフットプリントの達成が広がっている	—	脱炭素ビジネスが広がっている	—
ゼロカーボンのサービスや製品の利用が広がっている	—		

【2030年に向けての主な取組】

- ・地域資源の持続可能な活用による経済・社会・環境の統合的向上（取組2-①）
- ・サステナブル・リカバリーによる区内産業の活性化（取組2-②）
- ・エネルギー使用量など温室効果ガス排出量の見える化（取組5-①）
- ・エネルギー利用や消費行動の見直しによる環境行動（取組5-②）
- ・事業者における環境マネジメントの推進（取組5-③）

コラム



Race to Zero

「Race to Zero（レース・トゥ・ゼロ）」は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局が2020年6月に開始した国際キャンペーンです。世界中の企業や自治体、投資家、大学等の非政府アクターに対し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを約束し、その達成に向けた行動をすぐに起こすことを呼びかけています。

■ ■ 取組 1-② 協働による花いっぱいのもちづくりの推進

花いっぱいのもちづくりは地域住民だけでなく事業者や学校なども参加する協働事業として実施しています。2014（平成 26）年には、区民、団体、事業者及び区が、相互に連携・協働のパートナーとして活動する仕組みをつくり、花いっぱいのもちづくりの拡大及び活性化を図ることを目的として、かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会が設置されました。花いっぱいのもちづくりは、まちの美化としてだけでなく、福祉や教育、地域の安全・安心づくり活動の一環として花壇活動が行われ、そこには地域内のコミュニケーションも生まれ、地域交流の場にもなっています。

また、かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会が考案した立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンパス」は、区内外から高い評価を得て、多くの自治体や団体で導入が進んでいます。

今後は「みんなで“感じ・楽しむ”花いっぱいのもちづくり」を、ご家庭や個人の方が花を身近に感じ愛でる機会を増やし、地域での活動と連携を深めることで、花いっぱいもちづくりが活性化することを目指します。

主な取組

- ・フラワーイベントの開催、講習会や講座など「楽しむ」・「伝える」・「支援する」施策の充実を図ります。
- ・花いっぱいのもちづくりの担い手の裾野を広げるために、団体への活動支援に加え、個人や家庭への支援を拡充します。
- ・他の自治体と交流・連携することで、花いっぱいのもちづくりのさらなる活性化に取り組みます。
- ・「フラワーメリーゴーランド」を公共空間への新たな花の展開手法として、区内外に採用されるよう働きかけを継続します。

■ ■ 取組 1-③ ネットワーク化による活動のさらなる発展

区内の環境活動は、地球温暖化対策、自然環境の保全、ごみの減量・リサイクル、花いっぱいのもちづくり活動などのテーマごとに、それぞれの環境分野で活動しています。環境活動に取り組んでいる既存組織の活動を充実させるとともに、組織同士で協力して活動することができるよう環境活動団体のネットワークを図り、多様な世代が参加・協働できる環境の形成に努めます。

主な取組

- ・複数の地域団体が協働で連携して行う環境活動を推進します。
- ・環境活動団体が互いに意見交換し、協働で活動できる場の整備を検討します。

施策の目標

基本施策 [1]

パートナーシップの充実・強化による取組の推進

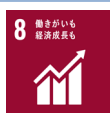
指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
省エネを心がけている区民の割合 (%) ※1	83.2% (令和2年度)	95.2% (令和13年度)
二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年) ※2	842 t-CO ₂ (令和元年度)	1,263 t-CO ₂ 50%増加 (令和13年度)
花いっぱい活動に取り組む活動箇所数 (箇所)	150 箇所 (令和2年度)	216 箇所 (令和13年度)

※1「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

※2 現状値は「低炭素まちづくり計画作成マニュアル別冊」を参考に樹木被覆地・屋上緑化面積を基に区独自で推計

基本施策 2

葛飾の特性を活かした地域資源の好循環



■ ■ 取組 2-① 地域資源の持続可能な活用による経済・社会・環境の統合的向上

再生可能エネルギー資源や自然資源に加えて、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属、浄水場発生土等の循環資源も「地域循環共生圏」の創造に不可欠な地域資源です。

例えば、家庭で使用済みの食用油をバイオディーゼル燃料（環境にやさしい生物由来の燃料）として再利用する取組も、これまで未活用であった循環資源を活用しています。こうした地域資源を活用することで廃棄物処理の効率化の効果が得られるだけでなく、新たなビジネスによる雇用創出や地域活性化等にも結びつくことが期待できます。

主な取組

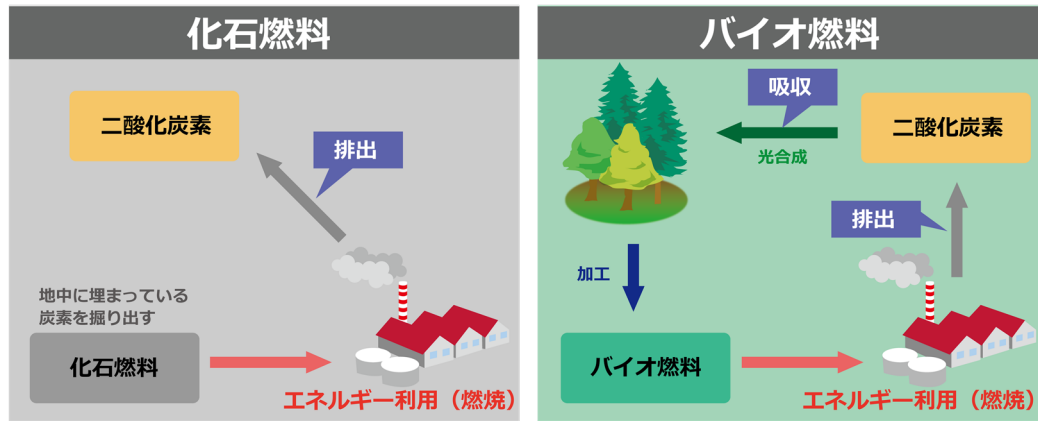
- ・葛飾区の地域資源を活用した事業を推進していきます。
- ・公共施設で回収を行った使用済みの食用油を、大気中の CO₂ を増加させない環境にやさしいバイオディーゼル燃料へ転換し、公用車の燃料として活用します。
- ・区立公園、児童遊園等で剪定によって発生した枝葉を緑のリサイクルセンターにて、チップ化・堆肥化して利用することで、自然に還しごみの軽減化と環境負荷を低減させます。
- ・新たな地域資源を活用した取組を協働によって実現できるよう検討していきます。



家庭から出る廃食用油をバイオディーゼル燃料に

区では、使用済みや賞味期限切れの食用油を回収し、軽油の代わりになるバイオディーゼル燃料や石けんなどの資源として再利用しています。

再利用のメリットとしては、資源の有効活用のほか、ごみの減量や水質汚濁防止も挙げられます。また、廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料は区の環境課で使用する公用車にも利用しています。



■ ■ 取組 2-② サステナブル・リカバリーによる区内産業の活性化

コロナ禍からの回復においては、「グリーンリカバリー」、「サステナブル・リカバリー」による復興が不可欠であると言われています。「サステナビリティ (sustainability) 」とは「持続可能性」のことで、日本に根付いている経営哲学の「三方良し」や、私たちの生活にも浸透している「もったいない」や「おすそわけ」などの考えとの親和性が高いとも言われています。

サステナブル・リカバリーの考えは、食品ロス対策や環境に配慮された代替食材、サステナブルファッションなど様々な産業において環境に配慮した取組が各分野で盛んに行われています。

「サステナブル (Sustainable: 持続可能な) 」をビジネスチャンスと捉え、葛飾区の特徴である人情味あふれる助け合いの精神である「おすそわけ」などの考えを踏まえた取組が拡大するよう、区内産業の活性を促進します。

主な取組

- エコアクション 21*やグリーン経営認証*など環境に配慮した取組を支援します。
- SDGs や環境に配慮した取組を行う区内事業者を認定するなど、取組の活性化を促進します。
- 大学や事業者、区の産学官が連携し、持続可能な製品・サービスの開発に向けて取り組むことを推進します。

■ ■ 取組 2 -③ 地域外との連携による取組

これまで区では新潟県五泉市と包括連携協定を締結するなど、地域外との連携による取組を進めてきました。

地域循環共生圏の創出に向けては地域間の交流・連携が重要です。互いの地域の特性を活かし、協働による取組を進めることで、課題解決を目指し、交流・連携によって様々な波及効果に結び付け、好循環を生み出すことが期待できます。

主な取組

- ・新潟県五泉市とサケやチューリップを通じた交流・連携に引き続き取り組みます。
- ・新潟県五泉市との協働による森林整備を検討し、吸収量拡大に向けて取り組みます。
- ・新潟県五泉市や秋田県鹿角市の木材を調達し、公共施設での木材利用を促進します。
- ・各分野における地域外との連携による取組を検討します。

施策の目標

基本施策 [2]

葛飾の特性を活かした地域資源の好循環

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
「SDGs (持続可能な開発目標)」を知っている区民の割合 (%) ※1	39.4 % (令和 2 年度)	100% (令和 13 年度)

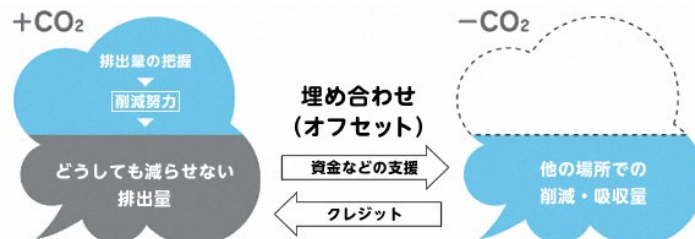
※1 出典：葛飾区世論調査

コラム



カーボン・オフセットとは

カーボン・オフセットとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を把握し、可能な限り削減努力を行った上で、どうしても削減できない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出量を埋め合わせるという考え方です。例えば、本区が森林を持つ地方の市町村と連携し、その地域における間伐などの森林整備をすることで、本区が排出した温室効果ガスを埋め合わせることができます。



出典：環境省 カーボン・オフセット・フォーラムホームページ
カーボン・オフセットの考え方

基本施策3 次世代の環境人材の育成



■ ■ 取組 3-① 環境学習の推進

区では、地域の環境をより良いものとするため、これまでも次世代を担う子どもたちをはじめ、区民・事業者に対して、自主的な取組の実践を促すために、環境に関する正しい認識についての普及啓発や、環境についての学習や体験の機会を提供してきました。

持続可能な地域づくりのためには、SDGs の達成を目指して、多様な視点から、主体的に地域課題解決に取り組む人材が期待されることから、次世代の担い手やリーダーづくりは今後もますます重要になってくるものと考えられます。

子どもから大人まであらゆる世代の区民、事業者の全てが環境活動に参加できる場づくりなど普及・啓発活動を推進し、積極的に環境教育や必要な情報発信を推進します。

主な取組

- 区内の小・中学校など学校における ESD など環境学習を推進します。
- 身近な環境との触れ合いやワークショップなどを通じて環境に関する体験学習の機会の創出をします。
- 区民・事業者に対して自主的な取組実践の促進を図るため、環境行動などの情報発信に取り組みます。

■ ■ 取組 3-② イベントの推進による普及啓発

区では、事業者や各分野の協議会等の環境活動団体などと協働でイベントを実施してきました。イベントによって、これまで興味や関心がなかった方に対してや幅広い年代に周知できるなど、効果的な普及啓発を行うことができます。アフターコロナにおいても、これまでの取組が継続できるよう、新たなライフスタイルにあわせてイベントの実施を推進していきます。

主な取組

- 環境月間に合わせた環境イベントを実施します。
- 区内のイベント等で環境に関する情報を発信します。
- 区が主催するイベントは環境に配慮して実施できるよう推進します。

■ ■ 取組 3-③ 次世代の環境人材への支援

近年、環境問題に関心の高い若者が増えつつあり、若者ならではの新たな視点での意見や行動によって、他の世代にも賛同が広がり、大きな運動や取組につながっている事例も多くみられます。将来にわたって持続可能な社会の実現に当たっては、次世代の力が必要です。自発的な環境活動を行う学生などを支援します。

主な取組

- ・特に学生や子どもたちなど若年層からの発信による環境活動について支援していきます。
- ・環境フェア等のイベントにおいて、学生による出展や活動の拡大を検討していきます。

施策の目標

基本施策 [3]

次世代の環境人材の育成

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
イベント※来場者数(人)	9,400人 (令和元年度)	11,500人 (令和13年度)

※イベント内訳：かつしか環境・緑化フェア、ごみ減量・清掃フェアかつしか

葛飾区における環境学習の紹介

◆職員出前講座



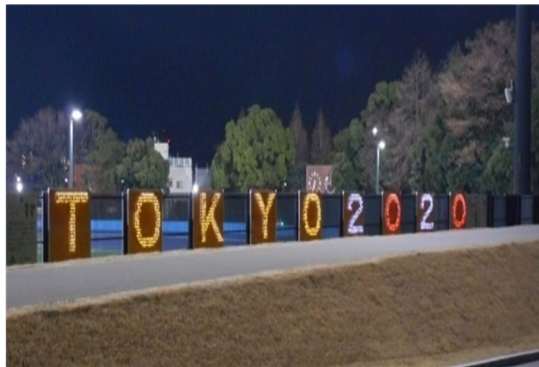
区職員が皆さんの地域に出張し、地球温暖化やごみの分け方・出し方等をお話しています。

◆環境学習講座



普及啓発施設等において、子供たちを対象とした環境学習講座を開催しています。

◆再生可能エネルギーの環境学習事業



地球にやさしいエネルギーの普及拡大に向け、区内小学校において「太陽光パネル付き LED（ペットボトル）」を使った再生可能エネルギーに関する環境学習を推進しています。平成 30 年度は、東京 2020 参画プログラムとして区内小学校 3 校の児童が環境学習の中で作製した「太陽光発電パネル付 LED」で「TOKYO 2020」を模したイルミネーションを制作し、環境教育と連動した大会への気運醸成を図りました。

◆環境学習用教材「エコかつ」



地球温暖化、ごみ問題、自然環境、公害問題など、様々な側面を有する環境問題について、子どもたちが総合的に学び、環境行動を実践できることを目的として教材を作成し、区立小・中学校に配布しています。

◆キャラクターの活用



葛飾区ごみ減量・
3R 推進キャラクター
リー（Ree）ちゃん

資源循環型社会を構築するための PR として、親しみやすいキャラクターを作成し、ごみ減量推進のシンボルとして様々なイベントでの PR 活動や刊行物への掲載などにより意識啓発を図っています。

基本目標 2 気候変動に対するさらなる取組の強化

背景

(1) ゼロエミッションに向けた世界の動き

パリ協定で掲げられた目標を達成するためには、世界全体の人為的な二酸化炭素排出量を 2050 年前後には実質ゼロにする必要があります。

2050 年までの実質ゼロ達成に向けては、2030 年までの期間が極めて重要とされています。世界では脱炭素化に向けて、目標の引き上げや先駆的な施策の展開など、競い合うように気候変動対策を進めています。

表 4-1 世界の温室効果ガス排出削減目標

世界の温室効果ガス排出削減目標 (2021 年 4 月時点) 2030 年目標	
EU	55% (1990 年比)
アメリカ	50~52% (2005 年比)
日本	46% (2013 年比)
ロンドン	60% (2004 年比)
東京都	50% (2000 年比)

(2) 国の脱炭素に向けた目標と取組

2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、国は 2030 (令和 12) 年度に 46% 削減 (2013 (平成 25) 年度比) を目指し、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けていく目標を掲げています。

2030 (令和 12) 年に向けては徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めるとして、各省庁において戦略の検討・取組が進められています。

2021 (令和 3) 年 6 月に公表された地域の脱炭素化に向けた戦略である「地域脱炭素ロードマップ*」では、これからの 5 年間の集中期間に政策を総動員し、2030 (令和 12) 年度までに少なくとも全国 100 か所以上に「脱炭素先行地域*」を創出し、重点対策を全国津々浦々で実施することで、「脱炭素ドミノ」により全国に伝搬させていくこととしています。

(3) 東京都の脱炭素に向けた目標と取組

都は、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、「ゼロエミッション東京戦略」を2019（令和元）年12月に策定しました。2021（令和3）年1月には、2030（令和12）年までに都内温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を表明しており、都内エネルギー消費量を50%削減すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで引き上げることとしています。

新型コロナウイルス感染症と気候危機という二つの危機において、「サステナブル・リカバリー」を進め、深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速するため、「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」「Climate Emergency Declaration : TIME TO ACT」を2020（令和2）年12月に改めて表明しています。

(4) 気候変動への緩和策と適応策

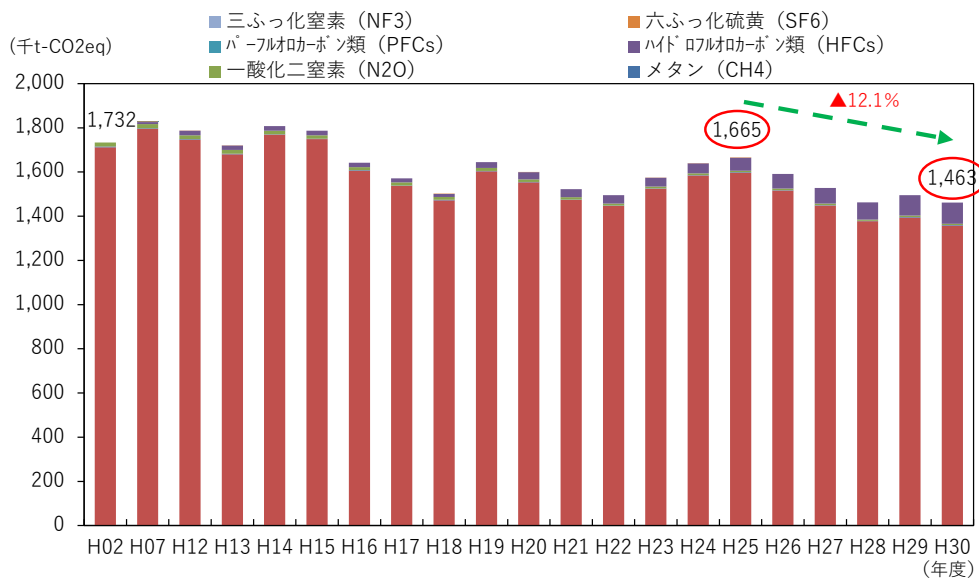
地球温暖化による気候変動への対応は二酸化炭素排出削減のための省エネルギー対策や、二酸化炭素の回収・蓄積などの温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、気候変動がもたらす生活、社会、経済、自然環境への悪影響に対する備えや被害を軽減するための「適応策」に分けられます。

気候変動の原因となる地球温暖化の根本的な解決に向けては「緩和策」を確実に進めることが不可欠ですが、効果が現れるまで時間がかかり、また、厳しい対策をとっても長期にわたって地球温暖化の影響を避けることは困難とも予想されています。このため、「緩和策」と「適応策」を同時に推進していく必要があります。

現状と課題

(1) 「ゼロエミッションかつしか」の達成に向けた、温室効果ガス排出量の削減

2018（平成30）年度における区の温室効果ガス排出量は146万3千t-CO₂で、「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における基準年度（2013（平成25）年度）の温室効果ガス排出量から12.1%減少しており、近年は減少傾向となっています。しかしながら、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「ゼロエミッションかつしか」に向けては、温室効果ガス排出量の削減をさらに加速させることが求められています。



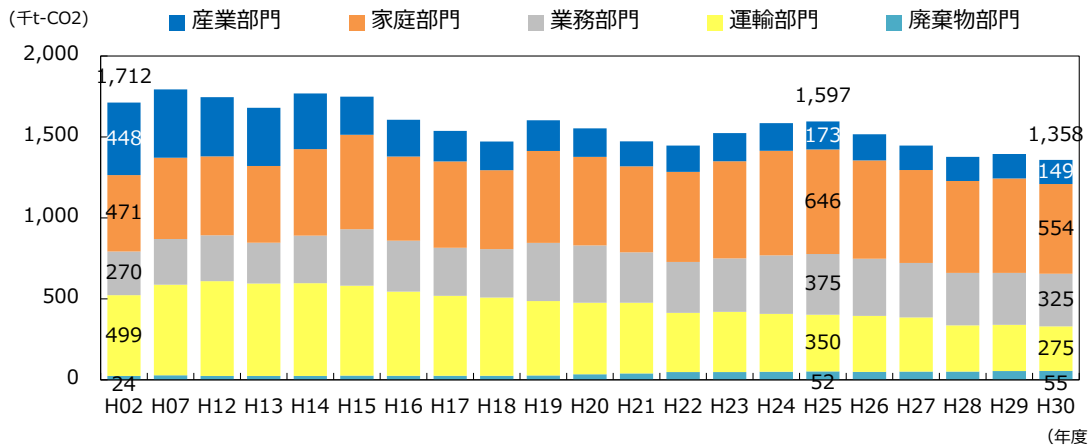
出典：みどり東京・温暖化防止プロジェクトより作成

図 4.14 区における温室効果ガス排出量の推移

「ゼロエミッションかつしか」の実現のためには、あらゆる分野においてこれまで以上の挑戦的な取組が必要

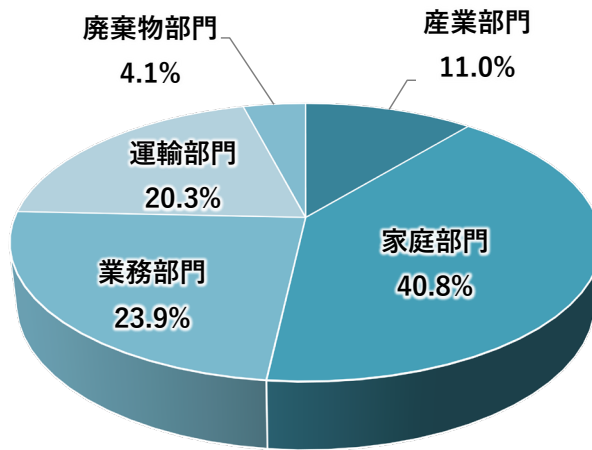
(2) 家庭部門と業務部門における脱炭素

区全域における温室効果ガス排出量のうち、92.9%は二酸化炭素であり、部門別に見ると家庭部門からの排出量が最も多く、40.8%を占めます。環境性能の向上や省エネルギー化への取組などにより、1世帯当たりエネルギー消費量は減少傾向にありますが、1～2人世帯を中心とした世帯数の増加等の影響によって温室効果ガスの排出量が減りにくい実態があります。さらなる省エネ行動の徹底を図りつつ、「ゼロエミッションかつしか」の達成に向けては、これまでの生活様式からの変容が求められています。



出典：みどり東京・温暖化防止プロジェクトより作成

図 4.15 区における部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：みどり東京・温暖化防止プロジェクトより作成

図 4.16 部門別二酸化炭素排出量内訳(2018 (平成 30) 年度)

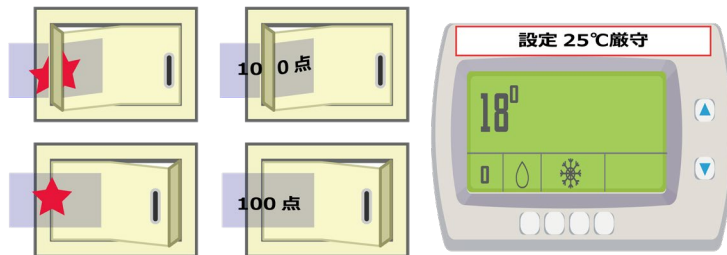
▶ 特に家庭部門及び業務部門において、重点的な省エネルギー対策などの取組が必要

コラム



人々の行動の変化を陰で支える“ナッジ”

ナッジ (nudge : そと後押しする) とは、行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的にとれるように手助けする政策手法のことです。つまり、利用する人々が知らないうちにより良い選択をするような“仕掛け”をすることで、人々の行動の変化を促すこととなります。



ナッジ事例 (照明スイッチ、空調操作パネル)

(3) 運輸部門における脱炭素

区全域における二酸化炭素排出量のうち、運輸部門が占める割合は、特別区内で足立区、江戸川区に次いで3番目となっています（2018（平成30）年度）。運輸部門のうち、自動車由来のものが約9割を占め、鉄道由来のものが約1割となっています。自動車由来の二酸化炭素排出量のうち、約6割がガソリン、約3割が軽油によるものであるため、環境性能に優れた自動車への転換や、エコドライブ*の普及・推進の取組が求められます。また、自転車利用や公共交通機関の利用促進、交通渋滞の緩和等を図るための路上整備等も重要です。

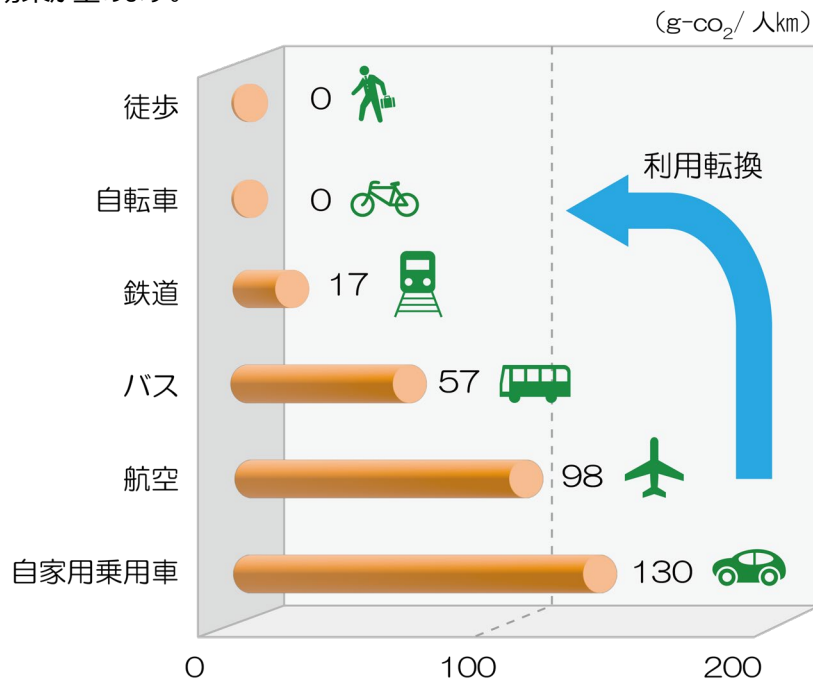
自動車のZEV化の推進、交通政策における二酸化炭素の削減に向けたまちづくり等の取組が必要

コラム



環境にやさしい移動

我々が使う移動手段は自家用車、バス、鉄道に航空機など様々なものがありますが、排出されるCO₂の量は大きく異なります。1人を1km運ぶ場合に排出されるCO₂の量は、自家用乗用車では130g、バスでは57g、鉄道では17gとなっており、公共交通機関を積極的に利用することによって、二酸化炭素排出量を抑えることができます。状況に応じて徒歩や自転車も選択肢に入れることで、より高い効果が望めます。



出典：国土交通省ホームページ（2019年度）のデータを基に作成



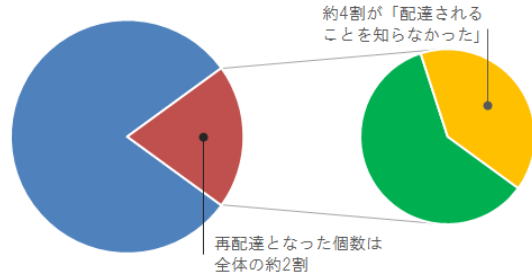
再配達とCO₂削減

インターネットによる通信販売の利用件数は、年々増加し続けています。宅配便は毎日の生活に欠かせませんが、配達される荷物の約2割は、再配達によるものと言われています。そして、再配達のトラックから排出されるCO₂は年間約42万トンに達します。

できるだけ荷物を1回で受け取れば、CO₂の排出を減らすことができます。

<再配達削減のためにできること>

- 宅配事業者のお届け通知サービスを利用し、受取時間を指定する。
- 駅やお店に設置されている宅配ボックスを利用する。
- 荷物を送る時は、相手に届く日時を事前に伝える。



再配達の割合とその理由



出典：「COOL CHOICE できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」(環境省)

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

区全域における二酸化炭素排出量のうち購入電力の占める割合は、産業部門で約60%、業務部門で約75%、家庭部門で約71%、4部門(産業・家庭・業務・運輸)の合計で約58%といずれも高い傾向があります。二酸化炭素の排出量削減に向けては、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー電力の利用を拡大していく必要がありますが、区内で発電できる再生可能エネルギーのポテンシャル(導入可能性)は区内消費電力量の約6%と言われています。

区内住宅・建築物の再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するとともに区外からの再生可能エネルギー由来の電力購入の推進など、再生可能エネルギーを導入や利用を拡大していくための取組が必要

(5) 建築物における脱炭素に向けた取組

区内住宅のうち約32%が1990（平成2）年以前に建築されており、2000（平成12）年までに建築された住宅も含めると全体の半分以上を占めます。区内の約76%を占める建物が、省エネ基準が改正された2013（平成25）年以前に建てられたもので、省エネルギー設備がある住宅の割合は、「二重サッシ又は複層ガラスの窓（すべての窓）」がある住宅の割合が8.4%と、総じて低い水準にあります。古い建築物は熱エネルギーが屋外へ逃げってしまうなど、新しいものに比べてエネルギーをより多く消費してしまうため、既築住宅における断熱改修等の省エネルギー化を行うことで温室効果ガスの排出量削減を図ることが重要となります。また、新築住宅は、省エネルギー基準より高い性能のものとするなど、区内の建築物をさらに高効率なものへ転換していくことが求められます。

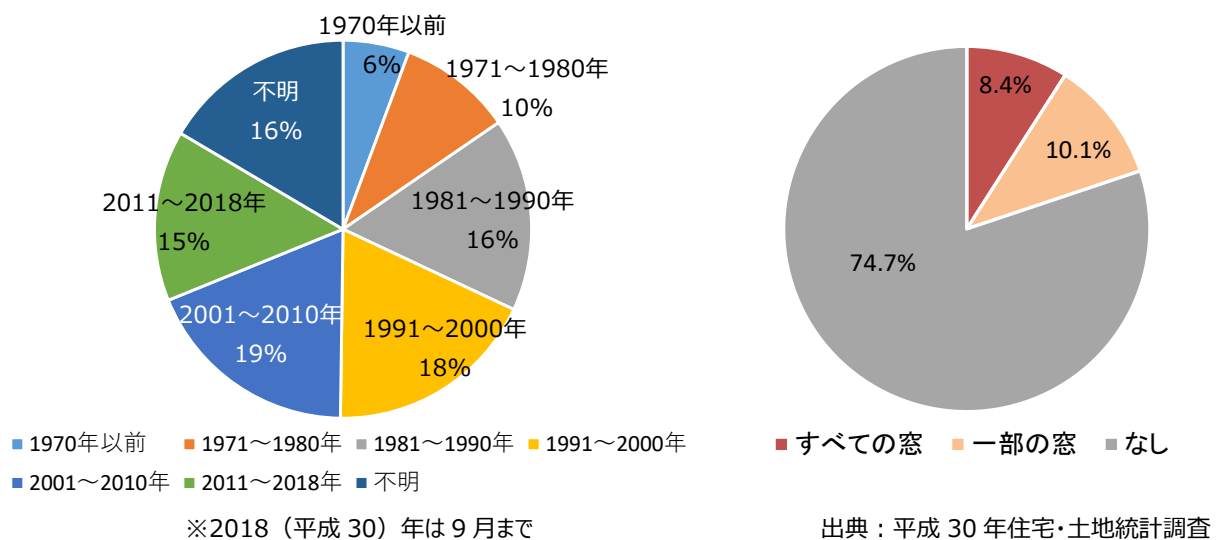


図 4.17 建築の時期別区内住宅割合、「二重サッシ又は複層ガラスの窓」がある住宅の割合

建物の高効率化や省エネ設備の導入など、建物全体の省エネルギー化に向けた取組が必要

コラム



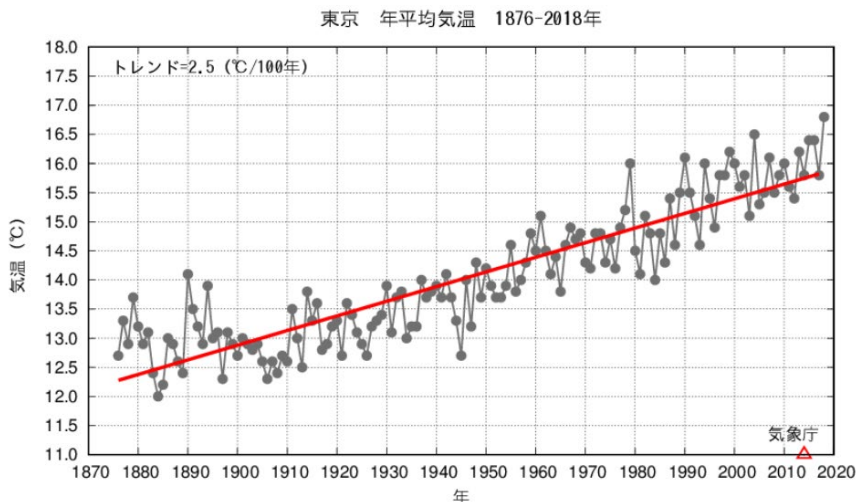
欧州の室温規制について

欧州では、暖かい家に住むことは人権であるという考え方は当たり前となっています。英国では、寒さによる健康リスクがまとめられており（英国保険省年次報告書 2010.3）、全室18℃が最低推奨温度とされています。また、法律では住宅の最低室温に関する基準があり、基準を満たさない賃貸住宅は、改修・閉鎖・解体命令などが下されます。

(6) 気候変動への適応

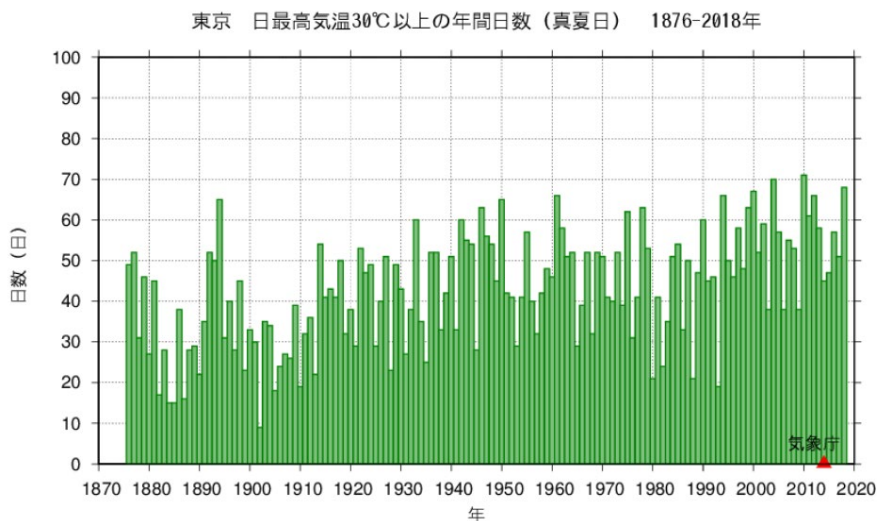
東京都の平均気温は、100年当たりで約2.5℃の割合で上昇しており、全国よりも高い増加率となっています。東京都における真夏日は年によって日数が増減していますが、全体的に真夏日の日数は増加傾向にあり、猛暑日及び熱帯夜の日数も、同傾向にあります。21世紀末には真夏日の年間日数は約1.7倍の100日となり、猛暑日の年間日数は現在の8日から約5.4倍の43日にもなると言われています。

都内の熱中症搬送者数は近年、増加傾向にあります。2020（令和2）年度は2019（令和元）年度に比べ30℃以上（真夏日）の日が42日と5日増加したことなどから、162人（2.9%）増加しました。気候変動の影響によって、将来はさらに真夏日が多くなることが予想されていることから、熱中症のリスクも大きくなると言えます。



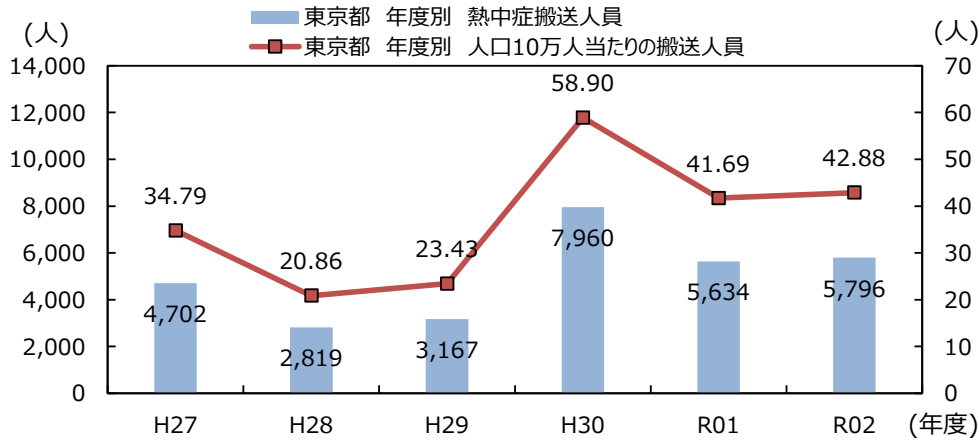
図中の赤線は長期変化傾向を示している
図の横軸上のマーク（△）は、観測場所の移転による影響は補正されており、その前後でデータは均質であることを示す
出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 4.18 東京都における年平均気温の経年変化



図の横軸上のマーク（▲）は、観測場所の移転により、その前後でデータは均質でないことを示す
出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 4.19 東京都の日最高気温 30℃以上（真夏日）の年間日数の経年変化



※東京都のうち稲城市と島しょ地区を除く
出典：東京消防庁 HP

図 4.20 東京都の年度別熱中症搬送人員と人口 10 万人当たりの搬送人員

過去 40 年で太平洋側の地域に接近する台風が増えており、また接近する台風は強度がより強く、移動速度が遅くなっている傾向があります。地球温暖化の進行に伴い、今後ますます台風の最大風速や降水量が強まる可能性が高いと言われています。葛飾区を含む東京東部低地帯は、高度経済成長期に大量の地下水を汲み上げたため地盤沈下が進み、区の半分近くが東京湾の海面より低い「海拔ゼロメートル地帯」となっており、ひとたび区の周辺で洪水が起きると、甚大な被害を受けることになります。

▶ 熱中症・感染症などの健康被害への対策、都市水害への対策といった気候変動の影響に備える対策が必要

コラム

熱中症警戒アラート

環境省と気象庁は、熱中症予防対策のための新たな情報発信として、2021（令和 3）年 4 月から「熱中症警戒アラート」の運用を開始しました。

「熱中症警戒アラート」は、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報です。

＜アラート発表時の熱中症予防行動の例＞

- ・不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
- ・高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
- ・身の回りの暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にする。
- ・エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止又は延期する。
- ・のどが渇く前にこまめに水分補給するなど、普段以上の熱中症予防を実践する。

出典：熱中症予防情報サイト（環境省）



熱中症搬送者の約 5 割は高齢者、発生場所の約 4 割は居住場所

東京消防庁管内※における令和 2 年の熱中症による救急搬送者数のうち、57.4%が高齢者（65 歳以上）となっています。また、救急要請時の発生場所では、住宅等の居住場所が全体の 44.7%を占め最も多くなっています。

※ 東京消防庁管内：東京都のうち稲城市と島しょ地区を除きます。

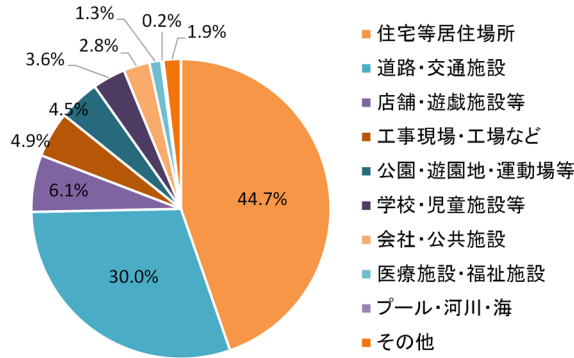


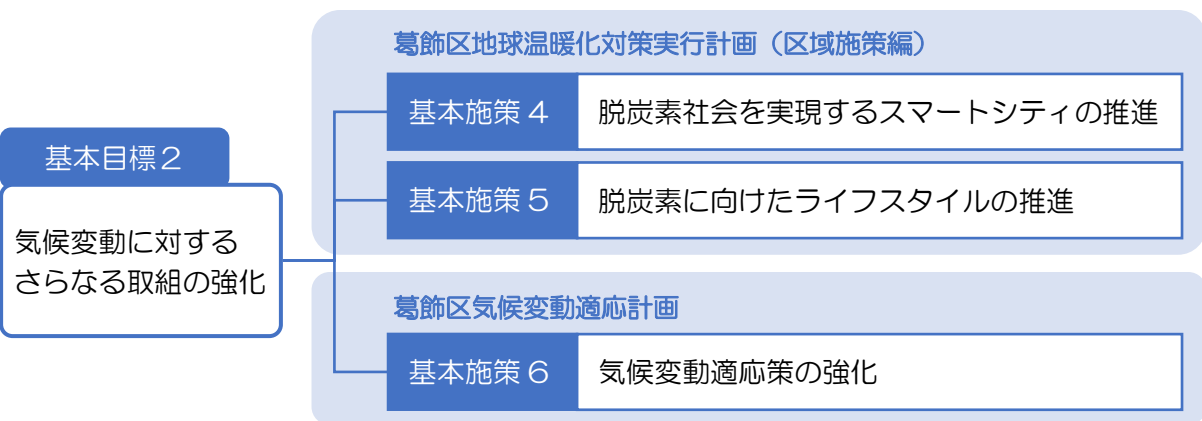
図 4.21 発生場所別の救急搬送人員（令和 2 年 6 月～9 月）

出典：東京消防庁 HP

施策の方向性

■ ■ 基本施策

基本施策 4 及び 5 は「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、基本施策 6 は「葛飾区気候変動適応計画」として位置付けます。



■ ■ 関連する主な SDGs のゴール



葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）は、葛飾区の特성에応じた温室効果ガス排出量の削減の取組を、総合的かつ計画的に推進するため、目標とともに、区民、事業者及び葛飾区が各々の役割に応じて取り組むべき対策とその進行管理の方法を示すものです。

「地球温暖化対策の推進に関する法律*」によって、葛飾区を含む中核市未満の市区町村においては「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定し、実施するように努めるものとされています。

葛飾区では、2008（平成 20）年に区域全体の温室効果ガス排出削減のための具体的な実践行動を示す「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。2013（平成 25）年には区域施策編として改定し、低炭素社会の構築に向けた再生可能エネルギーの導入や節電等による省エネルギー化をより充実させ、現在まで推進してきました。

2017（平成 29）年の改定の際には、国や都と連携し、地球温暖化対策を推進していくために、国の「地球温暖化対策計画」の取組に加え、区の施策による削減効果を試算し、地球温暖化対策の削減量の積み上げを行い 2030 年における削減目標を定めました。

しかし、この数年間で地球温暖化対策を取り巻く動向は大きく変化しており、気候変動による災害のさらなる頻発化や激甚化の予測を受けて、あらゆる分野において、これまで以上の対策が求められています。

葛飾区においても、対策の強化に向けて 2050 年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロとする「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、低炭素社会から脱炭素社会への構築を目指すこととしています。「ゼロエミッションかつしか」の達成に向けて、次のとおり目標を定めます。

温室効果ガスの削減目標

2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減
2050 年度までに温室効果ガス（二酸化炭素）排出量
を実質ゼロにします

2050 年度の脱炭素社会を達成するために、現行の対策を超えるより積極的な対策を想定した実施率や技術の導入水準に応じた検討を行いました。

そこで、葛飾区では「ゼロエミッションかつしか」実現に向けた、2030（令和 12）年度の削減目標を、2013（平成 25）年度（基準年度）比で 50%と定めます。

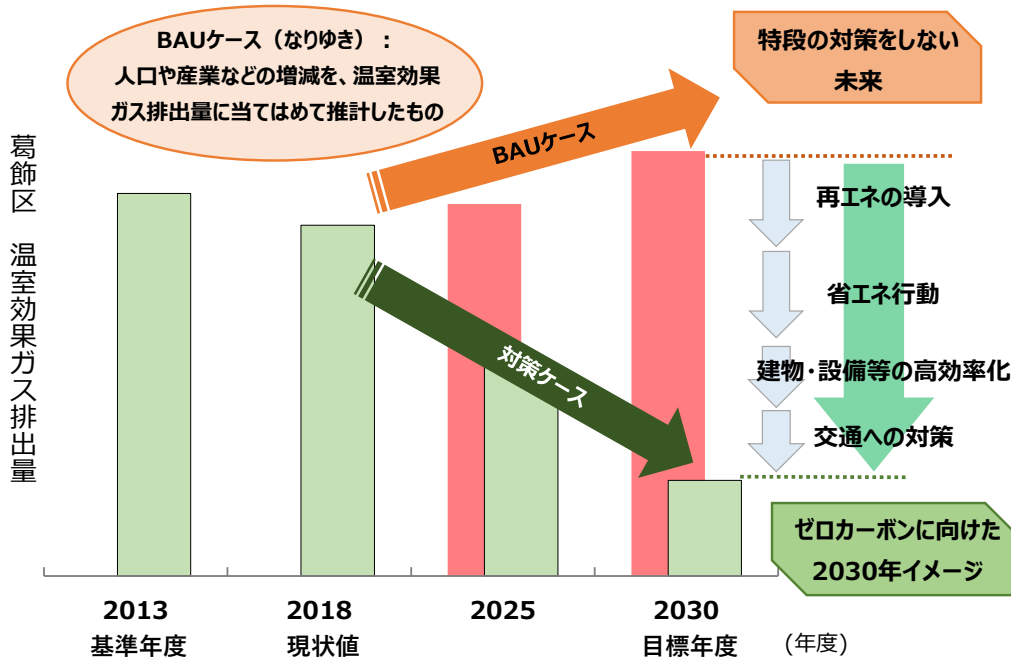


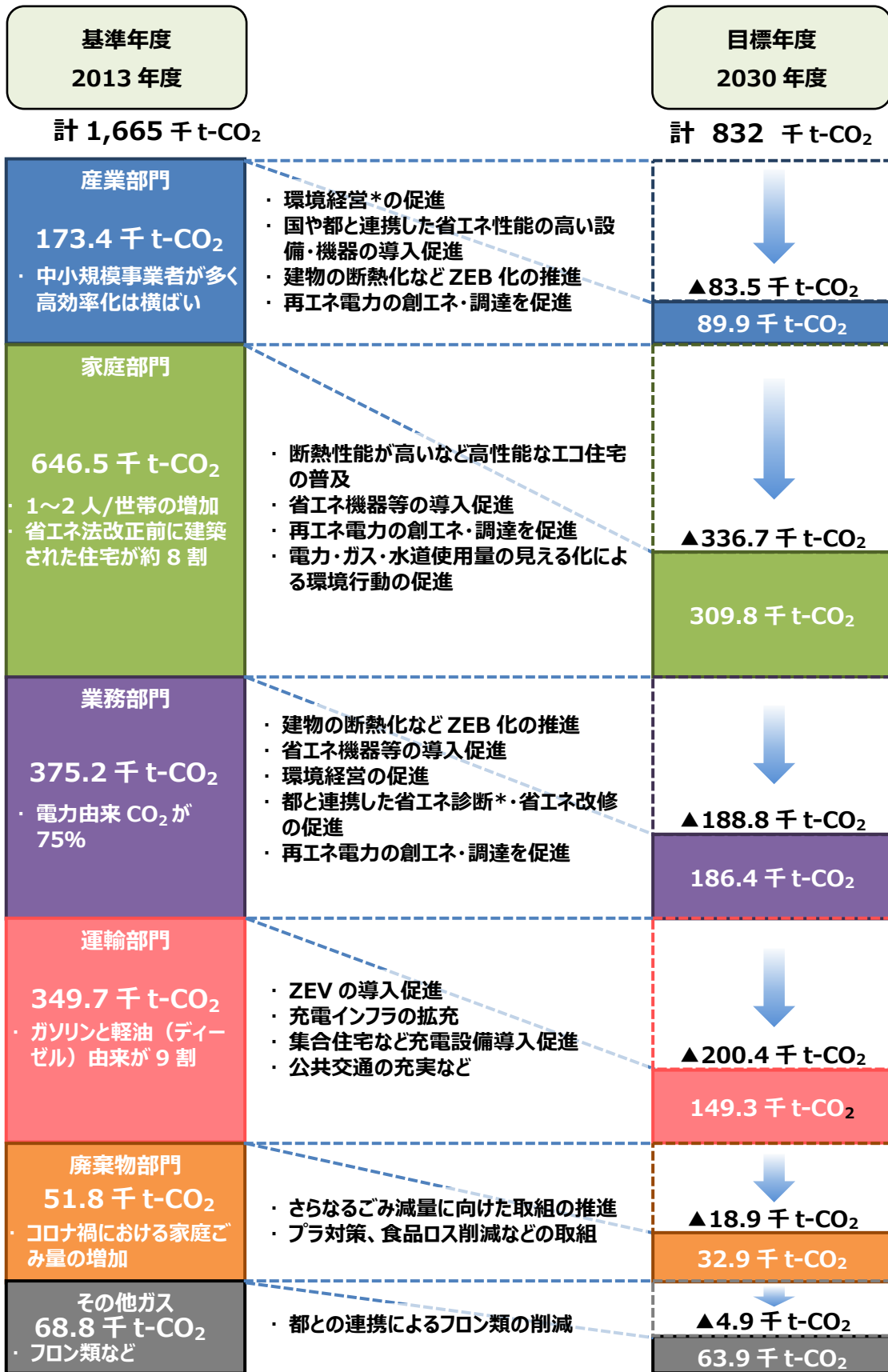
図 4.22 2030 年に向けた対策ケースと BAU ケース

なお、削減目標年度における部門別温室効果ガス削減率の内訳は表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2 削減目標年度における部門別温室効果ガス削減率の内訳（2013（平成 25）年度比）

部門	2030	2050
産業部門	-48.2%	-77.5%
家庭部門	-52.1%	-96.0%
業務部門	-50.3%	-94.2%
運輸部門	-57.3%	-100.0%
廃棄物部門	-36.5%	-87.4%
その他ガス	-7.1%	-100.0%
計	-50.0%	-93.9%

産業部門：工場等の製造業や建設業など、 業務部門：事務所や飲食店、学校など
 家庭部門：住宅、 運輸部門：自動車や鉄道など、 廃棄物：廃棄物の焼却
 その他温室効果ガス：フロンやメタンなど



- ・ 環境経営*の促進
- ・ 国や都と連携した省エネ性能の高い設備・機器の導入促進
- ・ 建物の断熱化など ZEB 化の推進
- ・ 再エネ電力の創エネ・調達を促進

- ・ 断熱性能が高いなど高性能なエコ住宅の普及
- ・ 省エネ機器等の導入促進
- ・ 再エネ電力の創エネ・調達を促進
- ・ 電力・ガス・水道使用量の見える化による環境行動の促進

- ・ 建物の断熱化など ZEB 化の推進
- ・ 省エネ機器等の導入促進
- ・ 環境経営の促進
- ・ 都と連携した省エネ診断*・省エネ改修の促進
- ・ 再エネ電力の創エネ・調達を促進

- ・ ZEV の導入促進
- ・ 充電インフラの拡充
- ・ 集合住宅など充電設備導入促進
- ・ 公共交通の充実など

- ・ さらなるごみ減量に向けた取組の推進
- ・ プラ対策、食品ロス削減などの取組

- ・ 都との連携によるフロン類の削減

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

施策の展開

基本施策4及び5は「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けます。

基本施策4 脱炭素社会を実現するスマートシティの推進



■ ■ 取組 4-① 再生可能エネルギーへの利用転換の拡大

二酸化炭素の排出要因の多くを占める化石燃料から、永続的に利用できる再生可能エネルギーへの転換を推進します。

再生可能エネルギーは温室効果ガスの削減対策だけでなく地産地消型の分散型エネルギー源として活用されています。エネルギー自給率の向上や災害時のレジリエンス強化にもつながります。

主な取組

- かつしかエコ助成金などの助成制度により、家庭・事業所における再生可能エネルギー機器や太陽光発電の余剰電力用蓄電池等の導入を推進します。
- 家庭・事業者に向けてPPA 事業など初期費用をかけなくても発電設備が設置できる仕組み等の情報提供に取り組みます。
- 新電力等を活用した再生可能エネルギー利用方法を検討します。
- 都と協働で家庭における再生可能エネルギー由来電力*の普及拡大を図ります。
- 中小規模事業者に向けた再生可能エネルギー由来電力の普及拡大を図ります。
- 公共施設等において太陽光発電システムの導入を推進します。
- 公共施設等で調達する電力を再生可能エネルギーに転換していきます。

コラム



PPA（第三者所有モデル）

PPAとはPower Purchase Agreement（電力購入契約）の略称で、第三者所有モデルとも言われます。発電事業者が太陽光発電設備等を設置し、その発電された電気を需要家に販売する電力購入契約です。

需要家は太陽光発電設備導入を初期投資ゼロで行えるといったメリットがあります。



オンサイト PPA モデルイメージ

出典：「初期投資0での自家消費型太陽光発電設備の導入について」（環境省）

■ ■ 取組 4-② 水素エネルギーの普及拡大

水素は利用時に CO₂ を排出しないため、環境負荷を低減できるほか、電気エネルギーだけでなく熱エネルギーも供給できるため、エネルギーを有効利用することができます。災害時に既存の電力インフラが止まった場合でも、水素を貯蔵しておくことで、燃料電池*等を通してエネルギー供給ができるなど、多くの優れた特徴があります。

近年では自動車やバスの燃料として、電気とお湯を同時に作るエネファーム等に水素が活用されており、今後も化石燃料の代替やエネルギー貯蔵手段として様々なシーンでの利用が期待されています。

区においても 2050 年の脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として見据え、水素エネルギーを普及促進します。

主な取組

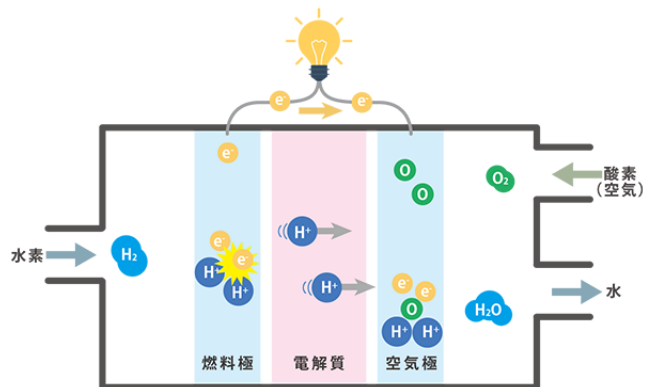
- ・ 助成制度や情報提供などにより家庭用燃料電池や燃料電池車の導入促進に取り組みます。
- ・ 水素エネルギーの普及啓発を行います。
- ・ 水素ステーションの誘致など、水素エネルギーの利活用に向けた検討を進めます。

コラム



燃料電池の仕組み

燃料電池とは、水素と酸素を化学的に反応させて電気を作り出す発電装置のことです。水を沸騰させて蒸気力でタービンを回す火力・原子力発電と異なり直接化学エネルギーを取り出す方式で、発電時に二酸化炭素を排出しないため、環境負荷が低いことが特徴です。自動車や船舶等の動力や家庭用燃料電池として活用されています。



出典：経済産業省 HP

コラム



水素の色

水素は、燃焼（酸素と結合）時に CO₂ が発生しないという特徴がありますが、生産方法によっては一部 CO₂ が発生する場合があります。そのため、水素そのものは無色透明ですが、製造過程の違いにより色で表現されることがあります。

グリーン水素	再エネ由来の電力を利用して水を電気分解して生成される水素
ブルー水素	化石燃料を原料とするが、製造過程で発生する CO ₂ を回収・貯留（CCS）することで大気中に CO ₂ を放出しない水素
グレー水素	天然ガスや石油などの化石燃料を原料として製造される水素

出典：ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

■ ■ 取組 4-③ 住宅など建築物のエネルギーの高効率化

都内の二酸化炭素排出量の7割以上は建物由来です。特に、建物は数十年にわたり使用され続けるため、今後建築される建物は「ゼロエミッションかつしか」の目標年である2050年のまちの一部となります。建築物におけるエネルギーの高効率化に向けた取組は重要です。

国の法改正の動向も注視しつつ、新築の建物はZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やLCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅*、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）などの性能が高く、太陽光発電でエネルギーを創出する等、二酸化炭素の排出削減に寄与するものへ転換し、既存建物は断熱改修や省エネ設備を導入することで省エネルギー化を行うなど、脱炭素社会の実現に向けては、2050年を見据えたまちづくりと一体となった取組が必要です。

主な取組

- 国や都と連携して助成制度を支援するなど、新築の建物はZEB・ZEH水準の省エネ性能の確保を推進します。
- 国や都と連携して、既存建築物の断熱改修にかかる費用を助成するなど、建築物におけるエネルギーの高効率化に向け支援を強化します。
- 建築物のエネルギー高効率化によって、良好な温熱環境を備えた快適な健康住宅の整備を推進します。
- 今後、公共施設の新築や改築の際には、設計段階で省エネ性能を明確にし、ZEBの標準化を進めます。
- 公共施設の改修についても、ZEB化を目指して施設の省エネ性能を高める検討を進めます。

コラム

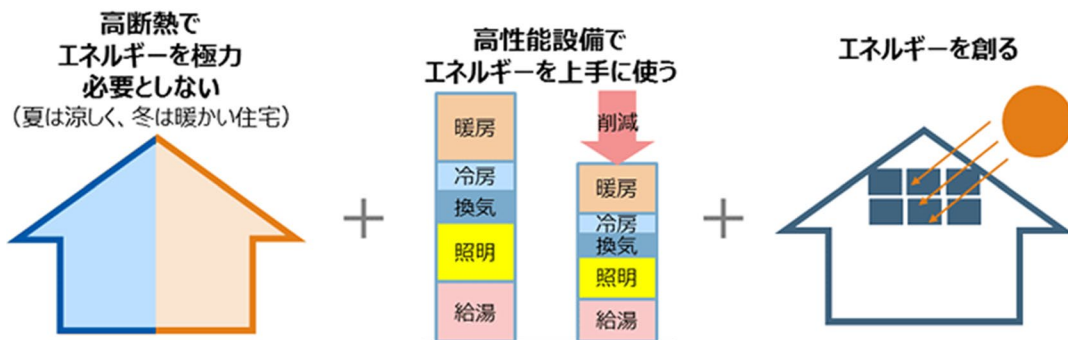


ZEH（ゼッチ）とZEB（ゼブ）

ZEHもZEBも、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする建築物です。

我が国ではエネルギー基本計画において「2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」とする政策目標を設定していますが、目標達成にはさらなる努力が必要です。

このため、普及に向けて、経済産業省、国土交通省、環境省が連携して情報提供を行うほか、各種補助事業も行われています。



出典：ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報公開について（平成30年3月）
ZEHイメージ

■ ■ 取組 4-④ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入促進

区の二酸化炭素排出のうち、40.8%を占める家庭部門と、次いで 23.9%を占める業務部門において、省エネルギー機器の導入やエネルギーを最適管理するシステムなどを活用して省エネルギー化を図ることが重要です。

主な取組

- 助成金などにより家庭・事業所への省エネ機器等の導入を支援するとともに、助成制度等の情報提供に取り組みます。
- 事業活動における省エネ促進のための融資に係る利子の一部を補助します。

■ ■ 取組 4-⑤ 徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくり

自動車に頼らなくて良いまちは、温室効果ガスの削減だけでなく、騒音や振動の防止など住みよい都市環境にもつながります。

公共交通の利便性が向上すると、高齢者や子どもなど誰でも快適な移動が可能となります。自転車が利用しやすい環境を整備することで、人々の健康にも寄与することができます。

主な取組

- 循環バス等の導入により、バス交通の充実を図ります。
- バス利用者の利便性を高めるため、上屋やベンチ、バスロケーションシステム表示機などの整備を促進させる助成を行うとともに、バス利用者用の駐輪場（サイクル&バスライド）の整備を進めます。
- 自転車が走行しやすい安全で快適な自転車通行環境の整備を進めます。
- 自転車をいつでも借りたり返したりできるシェアサイクルの普及を促進します。
- 葛飾区自転車活用推進計画に基づき、自転車が利用しやすい環境整備を進めていきます。

■ ■ 取組 4-⑥ 次世代自動車（ZEV）の普及促進

次世代自動車とも言われる ZEV は走行時に二酸化炭素を排出しない、あるいは排出を抑えた環境にやさしい自動車のことです。

区における運輸部門の二酸化炭素排出量のうち、約 90%が自動車由来のものです。環境にやさしい ZEV などの次世代自動車の普及や自動車の燃料をガソリンなどの化石燃料からクリーンな燃料に切り替えることで、温室効果ガス排出を削減することができます。

主な取組

- 助成金などによる、次世代自動車（電気自動車（EV）*、燃料電池自動車（FCV）*等）の普及推進に取り組みます。
- 住宅と電気自動車（EV）のエネルギーの共有・融通を図るシステムである V2H*の普及促進を図ることで、災害時の非常電源としても活用できるようにします。
- 電気自動車用の充電器設備の整備を進めます。
- 庁用車は、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）*を標準とするよう買い替えに伴い転換を進めます。

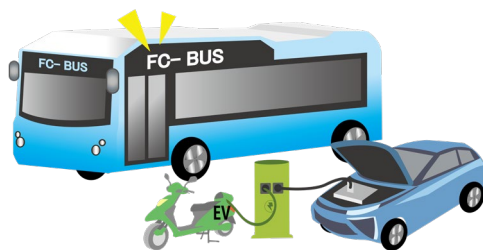
コラム



ゼロエミッション・ビークル（ZEV）

ZEV とは、走行時に二酸化炭素等の温室効果ガスを出さない、又はガソリン車に比べて排出量が少ない車のことで、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のことをゼロエミッション・ビークル（ZEV）と呼びます。ZEV の 1 つである電気自動車は温室効果ガスを排出しないだけでなく、走行時の静穏性が高く有害なガスの排出もしないことから、生活環境の保全・向上にも貢献します。

世界では自動車メーカーの EV 転換や EV 専門メーカーの創業が進んでおり、自家用乗用車のほかにも公共バスや配達用バイク等様々な車両が開発され、導入が始まっています。



コラム



グリーンスローモビリティ

グリーンスローモビリティは、時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称です。

グリーンスローモビリティ導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されています。

軽自動車（4 人乗り）



小型自動車（5 人乗り）



出典：「グリーンスローモビリティとは」国土交通省

施策の目標

基本施策 [4]

脱炭素社会を実現するスマートシティの推進

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
区内の温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂) (基準年度※からの削減率) (%)	1,463 千 t-CO ₂ 12.1% (平成 30 年度)	832 千 t-CO ₂ 50 % (令和 12 年度)
区内乗用車の登録台数に占める ZEV(EV、FCV)の割合 (%)	0.53 % (令和 2 年度)	10 % (令和 12 年度)
区内の再生可能エネルギー導入量 (kW)	26,364 kW (令和 3 年度)	41,475 kW (令和 12 年度)
区内のエネルギー消費量 (TJ) (基準年度※からの削減率) (%)	15,240 TJ 11% (平成 30 年度)	11,993 TJ 以下 30%以上 (令和 12 年度)

※国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、削減目標の基準年度を 2013 (平成 25) 年度、目標年度を 2030 (令和 12) 年度とします。

基本施策 5 脱炭素に向けたライフスタイルの推進



■ ■ 取組 5-① エネルギー使用量など温室効果ガス排出量の見える化

家庭や事業所において、自身がいつ、どれだけエネルギーを消費して温室効果ガスを排出しているか見える化をすることで、光熱費の負担を少なくするだけでなく、温室効果ガスの削減を図ることもできます。また、製品が消費者に届くまで、サービスを提供するために必要なエネルギーを二酸化炭素に換算するなど、製品やサービスにおいても温室効果ガス排出量の見える化をする環境整備を進めていく必要があります。

生活や事業における温室効果ガスの排出を意識することで地球温暖化を自分事として捉えてもらい、省エネ対策など環境に配慮した行動を促進します。

主な取組

- エネルギー使用測定のためのツール等に関する情報を提供するなど、エネルギー使用量の「見える化」を進めます。
- 助成制度などにより、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムである HEMS*（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の導入を促進します。

■ ■ 取組 5-② エネルギー利用や消費行動の見直しによる環境行動

日本の温室効果ガス排出量を消費ベース（カーボンフットプリント）で見ると、全体の6割が家計によるものと言われています。一人一人が省エネ行動だけでなく、買い物やレジャーなど日々の生活において、より環境に配慮された選択ができるよう情報提供や啓発を行っていきます。

事業所からの排出量は区全体の23.9%を占めており、事業所とそこで働く人々による温室効果ガス排出量についても、さらなる削減を推進する必要があります。例えば、ICT*の活用によるテレワークやフレックスタイム制の導入、WEB会議など遠隔サービスの利用拡大によって、通勤や出張などの移動に伴う二酸化炭素の排出を抑制することが期待されます。環境に配慮した経営の促進、脱炭素型のワークスタイルに向けた普及啓発等を行っていきます。

主な取組

- ゼロカーボンに寄与する設備導入の国・都・区の助成制度等や脱炭素型のライフスタイルに関する情報を提供します。
- 脱炭素型の製品やサービスの選択できる暮らしを推進します。
- カーシェアリング・シェアサイクルなどのシェアリングエコノミーを普及拡大します。
- シェアオフィス・コワーキングスペースやテレワークや在宅ワークなど脱炭素型のワークスタイルを促進します。
- 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、環境負荷が少ないものを選択するグリーン購入*の推進を進めるとともに、区が率先してグリーン購入に努めます。
- 環境に配慮した取組を行う区民や事業者を「エコチャレンジ・エコマスター認定制度」で認定することにより、省エネの取組等を促進します。

コラム

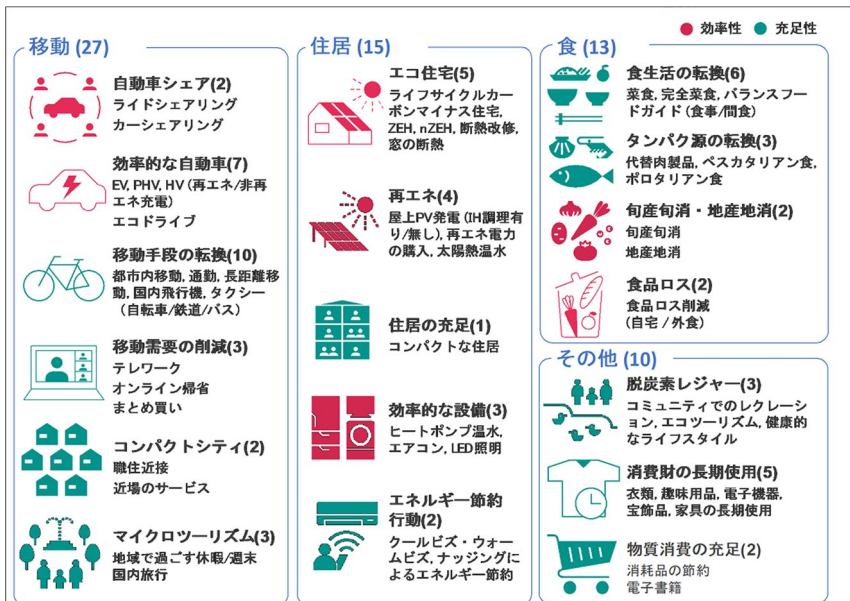


カーボンフットプリントとは

カーボンフットプリントとは、商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルの各過程で排出された温室効果ガス排出量を CO₂ に換算し、表示する仕組みです。

「見える化」された情報は、事業者は事業者単体やサプライチェーン全体での事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減の取組を、消費者は商品やサービスの選択などによる脱炭素型の消費生活への移行を進める際の指標となります。

2021年7月に公表された地球環境戦略研究機関（IGES）と国立環境研究所（NIES）の研究では、国内52都市における家計消費のカーボンフットプリントを分析し、都市によって1人1年当たり温室効果ガス排出量に差があることや、定量化された脱炭素型ライフスタイルの選択肢等が示されました。



出典：「脱炭素型ライフスタイルの65 選択肢」国立環境研究所 HP

コラム



環境ラベル（環境配慮マーク）

「いくつ知ってる？環境ラベル」

環境ラベルとは、消費やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目印のことです。

製品や包装などに表示されていますので、モノやサービスを選ぶ際の参考にしてください。

環境ラベル等データベース

マークや品目別に環境ラベルを検索できます。

出典：環境ラベル等データベース



エコマーク
環境のことを考えた製品やサービスにつけられます。



間伐材マーク
間伐材を用いた製品につけられます。



MSC「海のエコラベル」
水産資源と環境に配慮した持続可能な漁業で獲られた水産物につけられます。



バイオマスマーク
生物由来の資源（バイオマス）を利用した製品につけられます。



エコレールマーク
環境にやさしい鉄道貨物輸送に取り組む企業の製品につけられます。



FSC®
適切な森林管理に貢献する商品（紙製品など）につけられます。

■ ■ 取組 5-③ 事業者における環境マネジメントの推進

企業において、脱炭素経営に取り組むことは、光熱費・燃料費の削減だけでなく、新たな機会の創出に向けた資金調達においても有利に働くなど、メリットが多くあります。

ESG 投資の考え方が浸透しつつあるなか、事業者の環境マネジメントへの取組を推進することで、経済・社会・環境の統合的向上につながります。

主な取組

- エコアクション21 及びグリーン経営認証等の環境マネジメントシステム*認証取得費用を助成するなど、環境経営の普及拡大を促進します。
- 中小規模事業者に対して、省エネ診断等のエネルギーの見える化制度などを活用できるよう推進していきます。
- オフィスにおいて、使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図れるよう、省エネ機器導入経費の助成制度の普及を行います。
- 区において、SDGs債（ESG債）を積極的に活用していきます。



サプライチェーンにおける脱炭素

事業者自らの排出だけでなく、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量をサプライチェーン排出量と言います。

$$\text{サプライチェーン排出量} = \text{Scope 1 排出量} + \text{Scope 2 排出量} + \text{Scope 3 排出量}$$



Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3：Scope 1、Scope 2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

（出典：環境省）

パリ協定において企業等の非政府主体における排出削減が求められたことから、グローバルに活動を行う大企業を中心にサプライチェーン全体の脱炭素化に向けた取組が広がり、国内でもサプライチェーン排出量の算定及び削減に取り組む企業が増えてきています。

■ ■ 取組 5-④ 葛飾区役所における率先した環境行動

区内最大規模の事業者として区の事務・事業の実施において、温室効果ガスの排出削減を一層図るとともに、環境への負荷を低減していくことを目的として、「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、率先した環境行動を計画的に取り組んでいきます。

主な取組

- 今後、公共施設の新築や改築の際には、設計段階で省エネ性能を明確にし、ZEB の標準化を進めます。
- 公共施設の改修についても、ZEB 化を目指して施設の省エネ性能を高める検討を進めます。
- 防災拠点や避難所に太陽光発電システムや蓄電池などの脱炭素型の予備電源の導入を進めます。
- 庁用車は、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）を標準とするよう買い替えに伴い転換を進めます。
- 公共施設における電力を RE100（再生可能エネルギー100%）に切り替えていきます。

施策の目標

基本施策 [5]

脱炭素に向けたライフスタイルの推進

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
家庭部門の温室効果ガス排出量（基準年度※からの削減率）（千 t-CO ₂ 、%）	554 千 t-CO ₂ ▲14.3% (平成 30 年度)	323 千 t-CO ₂ 以下 ▲50%以上 (令和 12 年度)
業務部門の温室効果ガス排出量（基準年度※からの削減率）（千 t-CO ₂ 、%）	325 千 t-CO ₂ ▲13.3% (平成 30 年度)	187 千 t-CO ₂ 以下 ▲50%以上 (令和 12 年度)
区の事務事業による温室効果ガスの総排出量（基準年度※からの削減率）（t-CO ₂ 、%）	23,403 t-CO ₂ ▲26.3% (令和 2 年度)	15,877 t-CO ₂ ▲50%以上 (令和 12 年度)

※国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、削減目標の基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度とします。

基本施策6は「葛飾区気候変動適応計画」として位置付けます。

基本施策6 気候変動適応策の強化



適応とは

地球温暖化によって、自然環境や生態系のみならず、社会や経済にもさらに深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

地球温暖化に対する取組としては、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、現在及び将来予測される影響に対処する「適応策」があります。

「緩和策」とは、省エネルギー対策等により、温室効果ガスの排出を抑制することを指し、一方で、「適応策」とは、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組のことです。

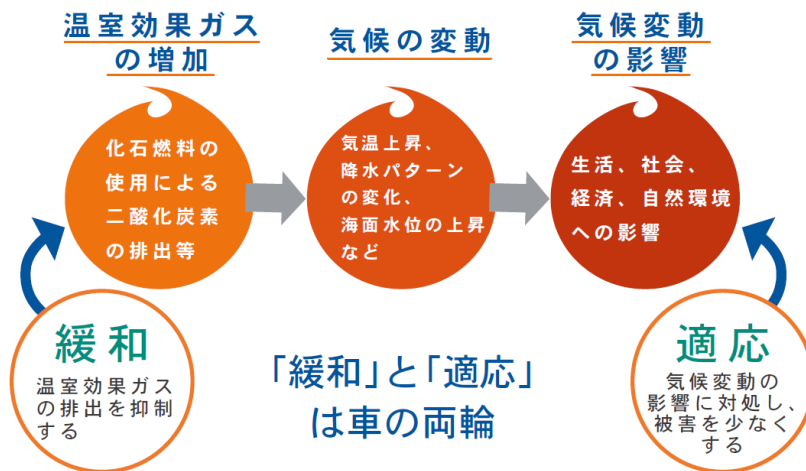


図 4.23 緩和と適応は車の両輪

葛飾区においても、半分近くが海拔ゼロメートル地帯であるため、激甚化が予想されている台風や集中豪雨の増加による水害のリスクが高まっています。また、都内の温度上昇も世界全体の温度上昇より高くなっており、毎年、熱中症による救急搬送者が後を絶ちません。

気候変動による影響が深刻化する中で、区域施策編に基づく二酸化炭素の排出を削減する「緩和策」を確実に進めつつ、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」も併せて推進するため、「葛飾区気候変動適応計画」を定め、気候変動対策を推進していきます。

気候変動による影響は、以下に示すように様々な分野で既に出ており、今後さらに拡大・深刻化する可能性があります。区では、特に関連する「自然災害」と「健康」の分野において、取組を定めています。

7つの分野における、気候変動の影響と、適応策

<p>農林水産業</p> <p>現状・将来予測 品質低下 収量低下 コメ (白未熟粒) リンゴ (日焼け) その他にも様々な農産物に影響が現れています。</p> <p>考えられる適応策 高温耐性品種への変更、作付け時期の調整 品質低下防止のための日よけ設置</p>	<p>水環境・水資源</p> <p>現状・将来予測 水質悪化 渇水</p> <p>考えられる適応策 節水・雨水利用などの工夫 水の循環装置などを使用した水質改善</p>
<p>自然生態系</p> <p>現状・将来予測 希少な動植物絶滅の可能性 サンゴ (白化現象)</p> <p>考えられる適応策 森林のモニタリング、野生動物の個体群管理</p>	<p>自然災害・沿岸域</p> <p>現状・将来予測 土砂災害 浸水被害</p> <p>考えられる適応策 ハザードマップ (洪水被害予測地図) の確認、避難経路の確認 治水安全度向上のためのハード整備 雨水貯留槽など</p>
<p>健康</p> <p>現状・将来予測 熱中症 ヒトスジシマカが媒介するデング熱</p> <p>考えられる適応策 こまめな水分補給 エアコンの適切な使用 水たまりを作らない工夫 ヒトスジシマカへの注意</p>	<p>産業・経済活動</p> <p>現状・将来予測 生産設備などへの影響 レジャー・観光などへの影響</p> <p>考えられる適応策 事業継続計画 (BCP[※]) の策定 災害時多言語支援</p>
<p>国民生活・都市生活</p> <p>現状・将来予測 インフラへの影響 伝統行事などへの影響</p> <p>考えられる適応策 地下鉄等の浸水対策 (地下鉄入口 止水板) 植物の開花や紅葉など生物季節の観測</p>	

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

■ ■ 取組 6-① 洪水など災害に強いまちづくりの推進

区は河川に囲まれ、海水面よりも低い土地が広範囲にわたる地域特性から、台風の巨大化や豪雨災害の激甚化など、洪水による浸水被害の発生が危惧されており、水害への対策は不可欠です。洪水に強いまちづくりの整備を進めると同時に、防災の情報発信や啓発を進め、一人一人が災害に備えられるようにします。

主な取組

- 水害リスクに、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応していくとともに、親水性の高い水辺の街を形成していくことを目指した「浸水対応型市街地構想」に基づき浸水対応型市街地づくりを進めていきます。
- 大規模水害に備え、広域避難について検討を進めるとともに、避難者が逃げ遅れた場合に備えた一時避難施設や自主的な避難先の確保を進めます。
- 水害ハザードマップ*の配布や職員出前講座、地域別地域防災会議等において、水害ハザードマップ等を活用し、避難行動について区民へ啓発します。
- 避難施設や住宅などに太陽光発電システム等の再エネ設備や蓄電池の設置を促進することで、地域のレジリエンスの向上と脱炭素化を同時に進めます。
- 風水害被害等の災害時には、「葛飾区災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を適切に処理し、災害発生後の衛生環境の確保や災害地域の早期復旧・復興を図ります。

■ ■ 取組 6-② 暑さに対する適応

真夏日・猛暑日の日数が多いと熱中症死亡者数は増加傾向にあり、2018（平成30）年には、熱中症での救急搬送者数は調査以来、過去最高となりました。

室内における適切な冷房利用や、外熱を通しやすい窓への緑のカーテン*設置、屋外へクールスポットの設置など暑さに備える取組を進めます。

主な取組

- 緑のカーテンや沿道等の緑化を促進します。
- 屋外へのミスト設置などクールスポットの設置を推奨します。

■ ■ 取組 6-③ 健康への影響に関する取組

熱帯夜や猛暑日が増加することによって、生態系も影響を受け、日本においても、熱帯地域で猛威を振るっている感染症など、新たな健康被害への影響が懸念されています。

熱中症への注意喚起を行うなど、気候変動による健康への影響に関する取組を推進します。

主な取組

- ・「熱中症弱者」と言われる高齢者や子ども、障害者等を対象とした熱中症予防の啓発及び教育機関やスポーツ施設・イベント等における効果的な熱中症予防のための情報提供をします。
- ・高齢者や子ども、障害者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域づくりを促進します。
- ・気候変動の影響によって発生する可能性がある感染症について検討を行い、対策につなげます。

コラム



災害に備えるための情報発信

洪水などの気象災害から身を守るためには、一人一人がハザードマップや防災アプリ、河川情報などを確認し、災害に備えておくことが重要です。

以下は一例であり、区ではその他にも様々な情報発信をしています。

● 葛飾区水害ハザードマップ

葛飾区の水害リスク、避難の考え方、避難のための情報収集方法などを掲載しています。「葛飾区公式 YouTube チャンネル」では、ハザードマップの内容を分かりやすく解説した映像を公開しています。



● 葛飾区防災アプリ

防災学習用アプリ「天サイ！まなぶくん」

洪水時における区内各所の浸水想定や洪水緊急避難建物の位置を確認できます。



葛飾区防災行政無線確認用スマートフォンアプリ「かつらっパ」

防災行政無線の放送内容を音声や文字（テキスト）で確認できます。



● 河川情報の確認サイト

国や都のホームページでは、河川水位や雨量をリアルタイムで提供しています。

サイト名称	確認できる河川
川の防災情報（国土交通省）	荒川、江戸川、中川、綾瀬川
荒川下流河川事務所（国土交通省）	荒川
江戸川河川事務所（国土交通省）	江戸川、中川、綾瀬川
東京都 水防災総合情報システム（東京都建設局）	綾瀬川

施策の目標

基本施策 [6]

気候変動適応策の強化

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
区内熱中症搬送者数 (人)	223 人 (令和 2 年度)	200 人以下を維持 (令和 13 年度)
気候変動適応策を知っている区民の割合 (%)	25.8 % (令和 2 年度)	50 % (令和 13 年度)
区の防災対策が進んできていると思う区民の割合 (%) ※1	38.5 % (令和 2 年度)	50 % (令和 12 年度)

※1 葛飾区基本計画に拠る (計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度)

基本目標3 資源循環型地域社会の形成

背景

(1) 資源循環型地域社会の形成に向けて

私たちの便利で豊かな都市生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動によって支えられてきました。従来型の経済社会活動からの脱却は進みつつありますが、現在においても、温室効果ガスの排出による地球温暖化や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊などの環境問題に対する懸念が深まっています。

これまでの廃棄物処理は衛生的な生活の保全や資源の有効活用の色合いが強いものでしたが、パリ協定以降は、地球温暖化対策としての期待も高まっています。区では、プラスチックや食品ロス対策等、2021（令和3）年4月に策定した「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」に定められたごみ減量や資源化の施策等に取り組むことにより、資源循環型地域社会の形成を促進し、環境負荷を低減させることを目指しています。

(2) 食品ロスの発生抑制と削減目標

食べられるにもかかわらず廃棄されている食品を「食品ロス」といい、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において多様な形で発生しています。2019（令和元）年度の国内の食品ロス発生量は約570万tで、これは国民一人当たりが、毎日お茶碗1杯分（約124g）の食品を捨てていることに相当します。

余った食べ物は燃やすごみとして処分されますが、水分を含む食品は、収集運搬や焼却の際により多くの二酸化炭素（CO₂）を排出することにつながるほか、より多くのごみを最終処分場へ埋め立てることとなります。また世界に目を向けると、途上国を中心に8億人以上（約9人に1人）が十分な量の食べ物を口にできず、栄養不足で苦しんでいる状況があり、社会全体で解決していかななくてはならない喫緊の大きな課題の一つです。国際的な食品ロスへの関心の高まりを受けて、国や東京都は2000（平成12）年度比で2030（令和12）年までに食品ロスを半減させる目標を設定しました。

(3) プラスチックの有効利用と資源循環

プラスチックは手軽で耐久性に富み、安価に生産できることから、製品そのものだけでなく、ビニールや発泡スチロールなどの包装や梱包、緩衝材、ケースなどにも幅広く使われています。

一方で、プラスチックの製造には埋蔵量に限りのある原油を資源として消費し、焼却時に大量の温室効果ガスを排出する他、適正に処理されずにプラスチックが海洋へ流れ込むことによって生態系へ影響を与えること等、環境負荷への懸念が高まっています。特に、海洋プラスチックは2050年には魚の重量を超えと言われており、微小なマイクロプラスチックによる人体や環境への影響が懸念されています。陸域から河川等を通じて海に排出される割合が約8割と考えられていることから、ごみの分別回収やポイ捨て禁止等の取組が重要です。

世界では、廃棄物管理能力の低い国へプラスチックが多量に流入することが環境負荷へのリスクを高めるとして、有害廃棄物の輸出入を規制するバーゼル条約が改正され、規制対象にプラスチックが加わりました。また、2019（令和元）年には大阪で開催された G20 サミットにおいて、2050 年に海洋プラスチックごみによる追加的なプラスチック汚染をゼロまで削減する、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが合意されました。

日本においては、国が 2019（令和元）年度にプラスチックの資源循環を総合的に進めるための「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2021（令和3）年6月11日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法*」）」が公布され、ごみとなるプラスチックを減らすため、プラスチック製品の製造から廃棄、リサイクルに至るまで、それぞれの段階での対策が定められました。また、東京都は 2050 年に CO₂ 排出量の実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」の政策の一つにプラスチック対策を位置付け、「プラスチック削減プログラム」を策定する等、特にプラスチックに対する取組が加速しています。

コラム

プラスチックの代替素材

プラスチックの使用に関する見直しが世界的に進む中、紙や竹等の別の素材からつくられた製品への置き換えやバイオプラスチック等の次世代素材の開発が進んでいます。バイオプラスチックとは、サトウキビやトウモロコシといった植物等の有機素材を材料につくられるバイオマスプラスチックと、一定の条件下で微生物により分解される生分解性プラスチックの総称です。レジ袋や弁当容器等、私たちが普段の生活で使う様々なものへの導入が始まっています。



レジ袋（バイオマスプラスチック）



耐熱食品容器
（バイオマスプラスチック）



自動車 座席シート
（バイオマスプラスチック）



複合機のドラムカバー
（バイオマスプラスチック）



農業用マルチフィルム
（生分解性プラスチック）



カトラリー（スプーン）
（生分解性プラスチック）

出典：日本バイオプラスチック協会

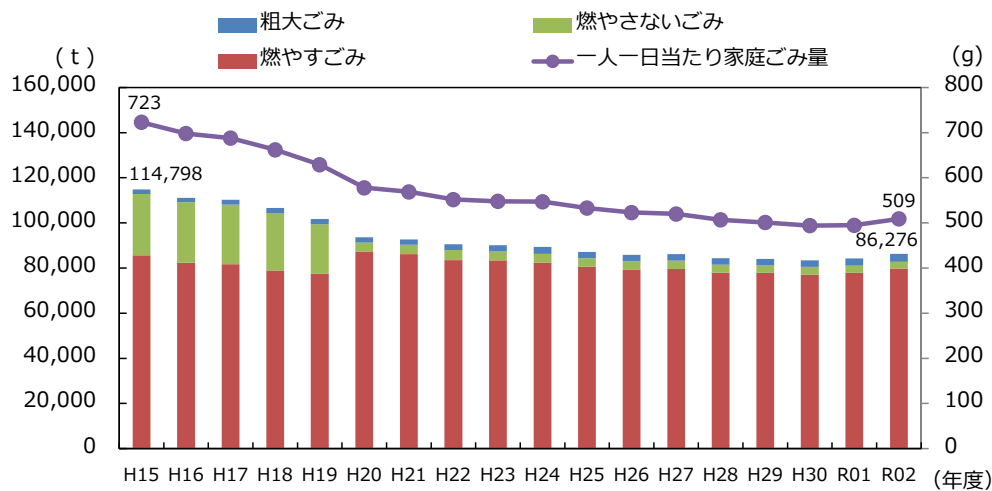
バイオプラスチックの導入例

現状と課題

(1) ごみ量の推移

葛飾区のごみの排出量は減少傾向にあり、2020（令和2）年度は86,276tで、93%を燃やすごみが占めています。また、2020（令和2）年度の一人一日当たり家庭ごみ量は509g/日でした。

区のごみ排出量と一人一日当たり家庭ごみ量は、2018（平成30）年度まで毎年減少し、特別区の平均を下回ってきました。しかし、近年は減少幅が小さくなってきており、また、直近の2年間では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、連続で増加しています。事業者による持込ごみ量も概ね減少傾向にありますが、家庭ごみと同様に近年は減少幅が小さくなっています。



出典：リサイクル清掃課資料

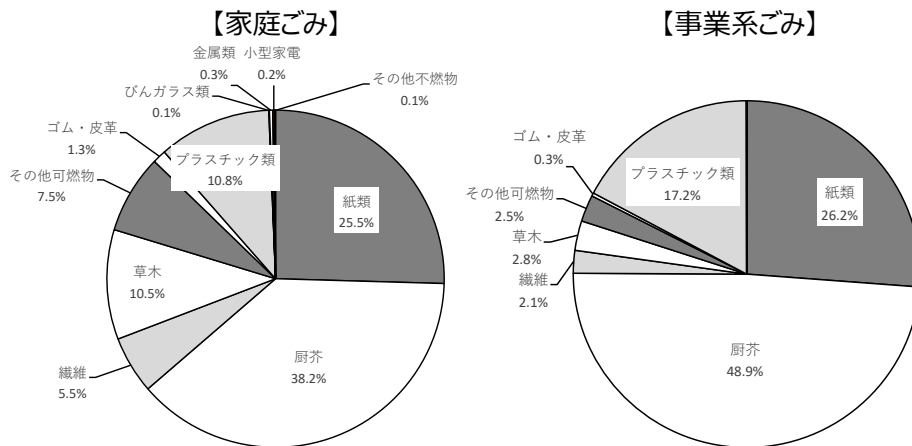
図 4.24 区のごみ量

区民や事業者に対するごみ減量・3Rの普及啓発と、資源化をより一層促進することにより、ごみの排出量を減らすことが必要

(2) 食品ロス削減へ向けた取組

2019（令和元）年度の区のごみの組成分析結果では、家庭から排出される燃やすごみのうち、^{ちゅうかい}厨芥（生ごみ）の割合は38.2%と最も多く、2017（平成29）年度に行った前回調査よりも占める割合が大きくなっています。事業所から排出される燃やすごみのうち、厨芥（生ごみ）の割合は48.9%でおおよそ半分を占めています。

区内から発生する生ごみのうち、未使用及び未開封のまま廃棄されたもの（直接廃棄）が9.6%、食べ残しが9.3%、調理くずが31.4%を占めています。



出典：葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）

※小数点第2位で四捨五入しているため、各項目の合計が100%にならない。また、0.05%未満は0.0%と表示している。

図 4.25 燃やすごみの組成



燃やすごみのうち、最も大きな比率を占めるのは生ごみであり、その削減のため食品ロスに対する重点的な取組が必要

(3) 資源化の徹底の必要性

燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装として排出されるごみの中には、資源として利用できるものが依然として混入していることから、ごみの適正排出に向けて分別を徹底する余地があります（燃やすごみには12.8%、燃やさないごみには11.7%、プラスチック製容器包装には12.1%混入）。



サーキュラーエコノミーの考え方も踏まえた、資源化の徹底が必要

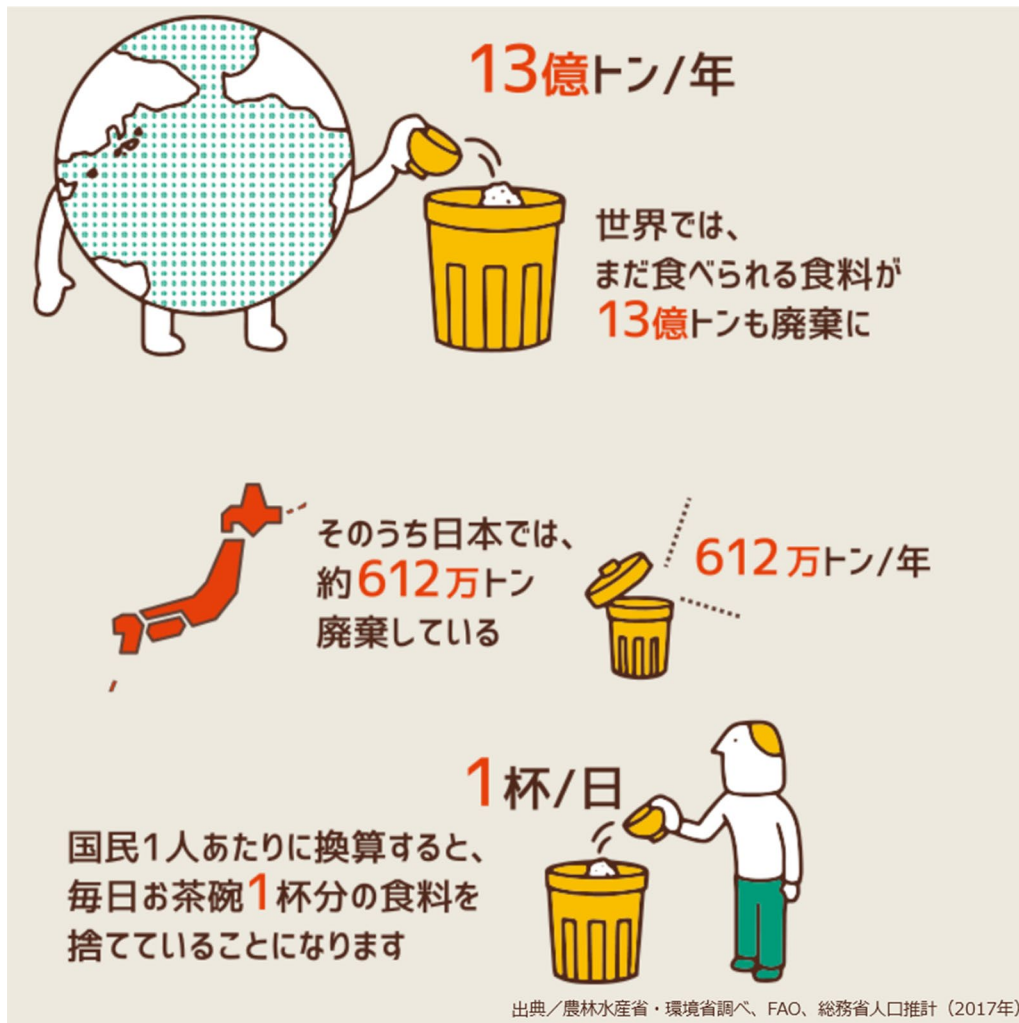


脱炭素の観点から見る食品ロス

私たちが普段口にしていく食べ物は、生産・加工・流通・調理・消費等といった工程の中で、様々な形で廃棄が発生しています。

世界の9人に1人（約8億人）が飢えや栄養不良で苦しんでいる現状や食料自給率の低い日本が国外から大量の食料品を輸入していること等から、食べ物を廃棄することがもったいないのはもちろんですが、地球温暖化にも無関係ではありません。

IPCCの公表している「土地関係特別報告書」では、地球全体の二酸化炭素排出量の21%から37%が食料システムより発生していると推定されること、食品ロス及び廃棄を削減する等の政策は温室効果ガスの低排出シナリオ実現に寄与する可能性が高いこと等が示されました。我々の生活環境を守っていくためにも、食品ロスの削減は非常に重要です。



出典：「aff（あふ）2020年10月号」（農林水産省 Web マガジン）

施策の方向性

■ ■ 基本施策



■ ■ 関連する主な SDGs のゴール

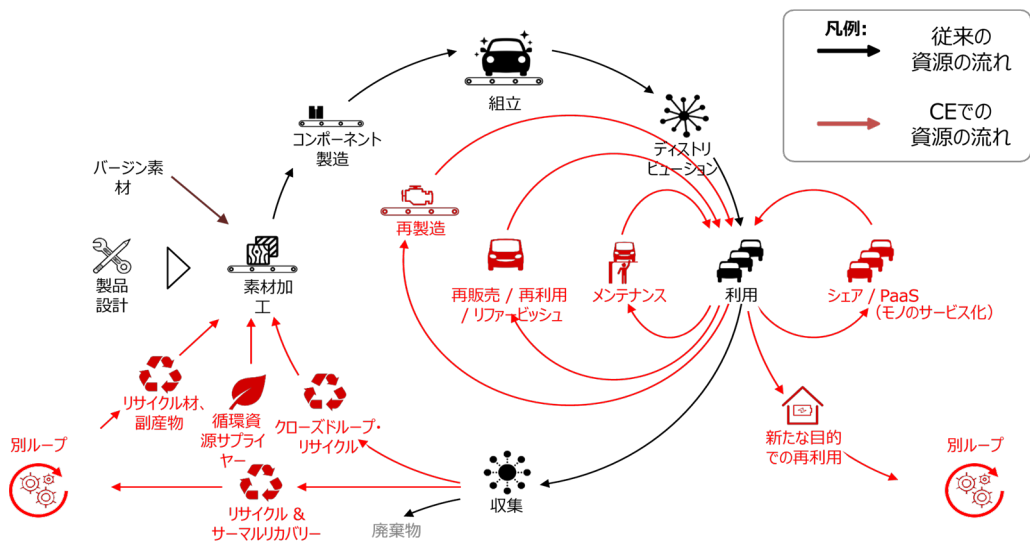


コラム

サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来から進めてきた 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら付加価値の最大化を図る経済活動のことです。世界的な人口増加や経済成長に伴う資源需要の増大、廃棄物量の増加等を背景として、各国が循環経済への移行を政策的に推進しています。

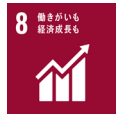
日本国内でも、令和 3 年 6 月に成立した「プラスチック資源循環法」に環境配慮設計指針の策定やプラスチックの使用合理化等を定め、循環経済への移行が加速しています。



出典：「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンスの概要」（環境省）

施策の展開

基本施策7 ごみの発生抑制・再使用の推進



■ ■ 取組 7-① 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進

ごみの減量の必要性や分別方法について正しく理解した上で生活を送れるよう、ごみの減量や資源化に容易に取り組むことのできる「かつしかルール*」を中心に普及啓発を行います。さらに、「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」と合わせて策定した「葛飾区食品ロス削減アクションプラン」を推進することで、2030年までに食品ロス量の半減を目指します。

主な取組

- ・ 保育園や幼稚園、小・中学校において環境学習を実施するほか、紙芝居やリサイクル関連施設の見学等を行います。
- ・ 集積所における排出指導や清掃協力会などとの連携による清掃研修会の実施など、地域の大人へ向けた環境学習を実施します。
- ・ 「ごみ減量・清掃フェアかつしか」や「ごみ減量キャンペーン」等の普及啓発イベントの実施により、区民のごみ減量・リサイクルの意識啓発と具体的行動への促進及び清掃事業全般への理解を図ります。
- ・ 生ごみの減量のため、生ごみ処理機の購入費用の助成を行います。
- ・ 食品ロス削減へ向けた取組として、「食べきり・使いきりメニュー」（レシピ）の紹介やメニューコンテスト・料理教室の実施、フードドライブ*事業を行います。
- ・ 家庭で不用になった生活用品を区民同士が譲り合い、物品の有効活用ができるよう、「不用品交換情報」の制度により再使用の機会を提供します。

■ ■ 取組 7-② 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

区内最大規模の事業者である区役所において、ごみと資源の適正排出に率先して取り組むと共に、区内事業者に対して情報提供や普及啓発を行うことによって、ごみ減量と適正処理を促します。

主な取組

- ・ 葛飾区総合庁舎やその他の区施設から発生するごみと資源の適正排出や 3R に全庁的に取り組み、ごみ減量を進めます。
- ・ 事業者に対して広報紙やパンフレットの配布、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」の参加団体への説明等を行うことによって、事業者としての処理責任やごみ減量の方法を周知します。
- ・ 紙類の使用量が多いオフィスや小売店では紙類のリサイクルの徹底を行い、生ごみの発生量が多い飲食店や小売店では生ごみのリサイクルルートの案内等、業種ごとの特性に合わせたガイドラインを作成し、情報提供します。

施策の目標

基本施策 [7]

ごみの発生抑制・再使用の推進

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
区民一人一日当たりの家庭ごみ量	495 g (令和元年度)	425 g (令和12年度)
事業系ごみ年間総排出量	23,856 t (令和元年度)	23,805 t (令和12年度)

※葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）に拠る（計画期間：令和3年度～令和12年度）

基本施策 8

多様な資源循環の推進



■ ■ 取組 8-① 家庭から出る資源の循環

特に、プラスチックや紙類などの分別の徹底と資源化の拡充を図ることによって、環境負荷の低減に努めます。

主な取組

- プラスチック容器包装について、資源とごみの分別に関する冊子の配布や啓発活動を行うことにより、区民の適正な排出を促します。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用を減らすため、商店会と協働し、飲食店等のテイクアウト用容器包装を削減する事業を推進します。
- プラスチックを循環利用する水平リサイクルを進めるため、使用済みペットボトルをツトボトルとして再生利用する「ボトル to ボトル」を民間事業者と協働して進めます。
- ごみに含まれる資源として比率の高い紙類を徹底して分類するため、燃やすごみに含まれる紙類の混入率を「かつしかルール」の目標値として定め、周知を行います。
- これまで燃やすごみとして処理してきた製品プラスチックの資源化を検討します。
- 資源循環を推進するため、燃やさないごみの資源化品目拡充や粗大ごみからの資源化可能物の回収等、新たな資源化についての検討を行います。
- 新たに集団回収を始める団体の活動を促進させるとともに既存団体への情報提供として、各団体の取組事例を紹介します。

■ ■ 取組 8-② 事業所から出る資源の循環

事業者が積極的にごみ減量・3R に取り組んでいけるよう、インセンティブを与えるなど自主的な取組を促します。

主な取組

- 自主的な資源回収などの環境に配慮した取組を行っている事業所を「エコチャレンジ・エコマスター認定制度」によって認定し、事業者が取り組みやすい環境を整えていきます。

施策の目標

基本施策 [8]

多様な資源循環の推進

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
資源回収率	22.1 % (令和元年度)	27 % (令和 12 年度)

※葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）に拠る（計画期間：令和3年度～令和12年度）

基本施策 9

適正なごみ処理の推進



■ ■ 取組 9-① 効率的・効果的な清掃事業の推進

効率的・効果的な清掃事業を推進することにより、環境負荷の低減を図ります。

主な取組

- 区のホームページ等において、ごみ収集の経費や減量による削減効果を「見える化」することによって、区民のごみ減量に対する意識の向上を図ります。
- ごみ出しが困難な高齢者世帯等への訪問収集や人通りの多い駅前・繁華街等へのまちなみ観向上を目的として行う戸別収集等、引き続き地域の実情に即した収集サービスを実施していきます。

■ ■ 取組 9-② ごみの適正排出に向けた取組

啓発活動や情報提供等を行うことにより、誰もが適正にごみを出すことのできる環境を整えるとともに、不法投棄防止対策にも取り組みます。

主な取組

- ・「資源とごみの収集カレンダー」や広報紙等による情報提供や不適正排出者に対する個別指導等により、分別の質や排出マナーの向上を図ります。
- ・外国人向け多言語看板の集積所への設置など、誰もが適正に排出できる環境を整えます。
- ・不法投棄防止対策の強化を図るため、区民のボランティアである協力員との協働のほか、不法投棄防止看板の配布や区の施設への配置を行います。
- ・東京二十三区清掃協議会と連携して、一般廃棄物処理業の許可の申請受付や相談業務、許可業者への立ち入り検査などの指導を行います。

■ ■ 取組 9-③ 中間処理

特別区から排出されるごみは、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」）が管理運営する清掃工場等の施設で焼却・破碎され、この工程を中間処理と呼んでいます。清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」において、中間処理に関する目標と施策体系を定めており、主に以下の取組を行っています。

主な取組

- ・清掃工場が故障せずに安定して稼働できるよう、施設への不適正搬入対策として搬入物検査を実施し、悪質な場合は特別区や東京都と連携し、搬入指導の強化や処分を実施します。
- ・AI やビッグデータ解析の ICT 技術を活用した故障の前兆検知技術や焼却の最適化等の焼却技術、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化など、今後展開する可能性のある処理技術等についても幅広く調査し、その動向の把握に努めます。

■ ■ 取組 9-④ 最終処分

清掃工場などのごみ処理施設で中間処理をした後の焼却灰などは、東京都が設置し管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立処分を行っており、この工程を最終処分と呼んでいます。新たな最終処分場の確保は極めて困難であるため、区は区民・事業者・区の協働によるごみ減量・3Rの推進により、延命化を図ります。

主な取組

- ・埋立処分場の現状について正しく理解されるよう情報提供するとともに、区民・事業者と協働してごみ減量・3Rに一層取り組みます。

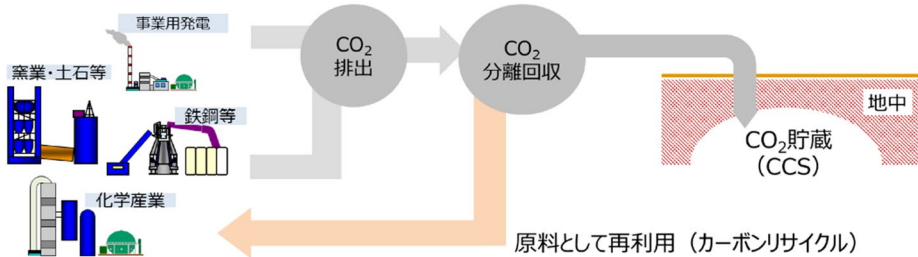
コラム



CCUS/カーボンリサイクル

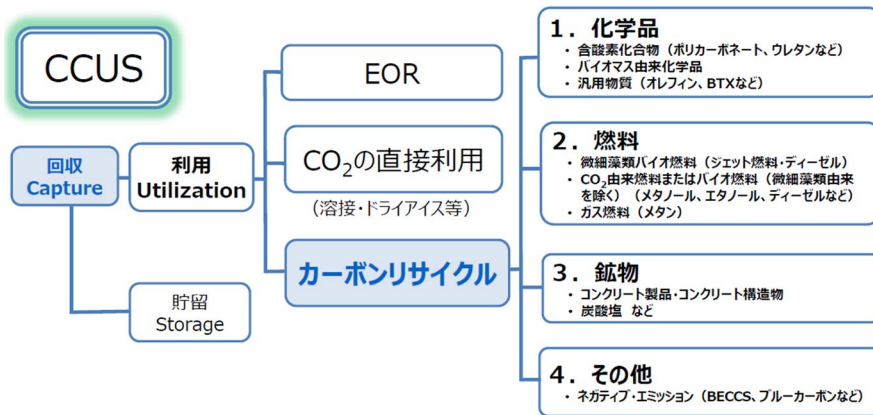
大気中のCO₂を削減するための手法として、CO₂を分離・回収して地中に貯留する「CCS (Carbon dioxide Capture and Storage)」のほか、分離・回収したCO₂を利用する「CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)」があり、実用化に向けて研究が進められています。

このようにCO₂を資源として捉え、素材や燃料に再利用することで大気中のCO₂排出を抑制する取り組みを「カーボンリサイクル」と言います。



出典：経済産業省グリーンイノベーション審議会資料「CCUS/カーボンリサイクル関係技術の動向」
カーボンリサイクルの流れ

CO₂の利用先としては、①化学品、②燃料、③鉱物、④その他が想定されています。現在、様々な分野で費用対効果を踏まえつつ技術を確認するための研究開発が進められています。



出典：経済産業省ホームページ

カーボンリサイクルの位置付け

基本目標4 多様な生きものとの共生

背景

(1) 生物多様性とは

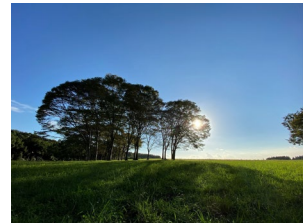
昔からその土地にいた様々な生きものたちが、多様な環境の中でお互いに関わりあって生きていることを生物多様性と言います。生物多様性には、次の3つのレベルがあります。これら生物多様性を保全するためには、3つのレベルで保全していくことが重要です。

また、ただ単に種類や個体数を増やせばよいのではなく、地域固有の生態系を把握し、保全していくことが必要です。

生物多様性の3つのレベル

①生態系の多様性

河川、池沼、樹林、草原など様々なタイプの自然があることです。



②種の多様性

植物、動物、微生物など様々な生きものが息・生育している状況のことです。



③遺伝子の多様性

同じ種でも遺伝子の違いによって、形や模様などに個性があることです。例えば、アサリの貝殻の模様が千差万別であるなどが挙げられます。



コラム



生物多様性の恵みとは

多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）は、私たちの暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品などの資源を生み出しているほか、災害の防止や緩和、安定的な気候などの生存基盤、文化の根源となるなど、様々な恵みをもたらしています。

すなわち、私たちのいのちと暮らしは、生物多様性の恵みによって支えられているのです。

出典：環境省生物多様性ウェブサイト



(2) 気候変動による生物多様性への影響

地球温暖化に伴う気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失につながると言われています。

身近な例として、長年の観測結果から、サクラの開花の時期が気温の上昇に伴い早まっていることが確認されているように、自然生態系への影響が既に現れ始めています。

国内では、植生の変化、一部の野生動物の分布拡大、サンゴの白化現象などが既に確認されており、今後、日本に生息するコブ 11 種のうち約 6 種が日本海域から消失するほか、サンゴが日本周辺から消失する可能性があると言われていているなど、生物多様性が大きく損なわれることが示唆されています。

(3) 都市における緑の創出の重要性

都市において、公園や緑地といった緑とオープンスペースの確保は、自然とのふれあいの場の提供や、環境教育、気温の低減効果、温室効果ガスの吸収といった環境面での機能・役割を担うだけでなく、社会面や経済面における機能・役割も有します。

社会面では、都市水害の軽減や火災発生時における延焼防止といったレジリエンスの強化の機能、レクリエーション活動や健康運動、文化活動といった活動の拠点の役割などが挙げられます。また、経済面では、良好な環境や景観の形成による都市の魅力の向上や観光振興といった機能を有しています。

このような緑が持つ多機能性は、人口減少・少子高齢化、自然災害のリスクの高まり、地球温暖化といった様々な社会的課題の解決に寄与すると期待されています。

(4) 人と身近な自然や緑との関わり合い

都市において、身近な自然や緑との関わり合いは、人に以下のように様々な面における健康促進効果をもたらすことが、近年の研究から分かってきています。

精神的健康	家の窓から街路樹や緑地の木々を眺めたり、小鳥のさえずりを聴いたりという自然体験が、ストレス低下や生きる活力の醸成につながるなど心の健康にポジティブな影響を与えていると言われています。
身体的健康	緑地の利用時間が多い人ほど、高血圧の割合が低くなる調査結果が示されるなど、日常的に自然や緑に関わることで、肥満や高血圧、糖尿病などの発症を抑えると言われています。
社会的健康	都市緑地や公園は、地域コミュニティの形成に貢献し、普段から緑地を訪れる人は、地域社会に対する連帯感・信頼感が強く、孤独感を持ちにくくなると言われています。
子どもの発達	小学校入学前・低学年のころに住んでいる環境の緑の豊富さが子どもの認知機能の発達に良い効果をもたらすと言われています

区においては、水元小合溜をはじめとした水辺における身近な自然や公園緑地などの緑の拠点を保全及び創出しており、関わる人がいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを行っています。

■ ■ 葛飾区における自然とは

自然とは、本来「人の手が加わっていない状態」を指します。

公園や河川敷などは、人の手が加わっていますが、鳥や昆虫、草花など野生の動植物を見ることができ、「身近な自然」と呼ぶことができます。

葛飾区にある「自然」は、この「身近な自然」になります。代表的な場所としては、広大な水元公園や大場川、中川、江戸川などの河川の水辺があります。

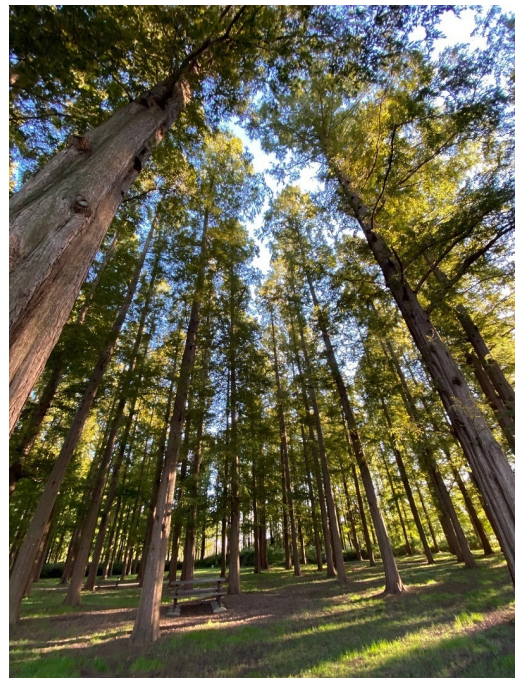
■ ■ 水元公園について

水元公園は、小合溜に沿ってつくられた都内最大の水郷を景観とした公園です。

園内には小合溜から引かれた大小の水路が流れ、ポプラ並木やメタセコイアの森などの植物が水郷景観をつくり出しており、春の桜、初夏の花菖蒲、夏のオニバス、秋の紅葉・ドングリ、冬の水鳥など四季折々の見どころがあり、特に、東京都の天然記念物「オニバス」の都内唯一の自生地でもあります。散歩や自然観察の場として区外からも多くの来園者が訪れ、人々に親しまれています。

また、野鳥や昆虫類、魚類、水生生物、野草など多様な生きものが生息・生育しており、身近な自然と触れ合える貴重で豊かな自然環境の拠点となっています。

※ 本計画では、「水元公園」は、東京都が管理する陸域部の「都立水元公園」と区が管理する準用河川の「小合溜」を合わせた地域の総称としています。



メタセコイアの森

現状と課題

(1) 葛飾区に残る身近な自然環境

高度経済成長期以降、急激な人口増加とともに市街地が拡大して、樹林地や農地が大幅に減少しました。しかし、水元公園やさくら堤といった昭和中期頃から残る身近な自然も存在しており、歴史的にも意義のある場所となっています。



【水元公園と水元小合溜】



【さくら堤】



【上空から見た高砂橋(昭和初期)】

出典：葛飾区

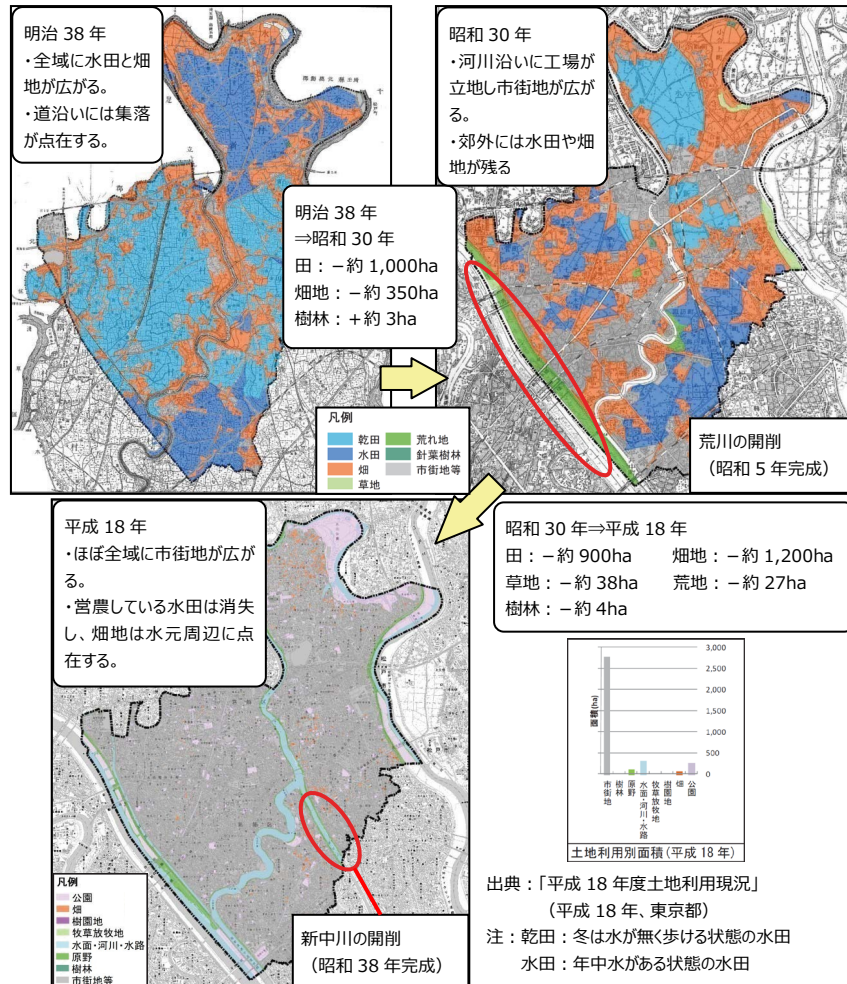


図 4.26 土地利用の変化

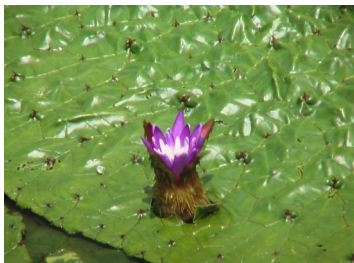
昔からの姿が残る葛飾区の身近な自然環境を把握し、未来へ残すため保全することが必要

(2) 区内における生きものの実態の把握と生態系の保全

小合溜の水辺環境を活かした水元公園とその周辺には、野鳥や昆虫類、魚類、水生生物が多く見られます。特に、都の天然記念物であり、絶滅危惧 II 類に指定されているオニバスが都内で唯一見られるほか、アサザやフジバカマなどの貴重な植物が自生しています。また、生物多様性保全状況調査によると、メダカやニホンウナギ、カワセミ、トウキョウダルマガエル、カントク、イヌノフグリ等の希少種も確認されています。

こうした区の特徴ある希少な生きものを含む生態系は、土地固有の繊細な自然条件のバランスによって成立している場合もあることを踏まえて、保全していくことが重要です。

一方で、マスカラットやアライグマ、カミツキガメ、アレチウリ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、ウシガエル等の特定外来生物*も確認されており、国や自治体等が協力して対策をすることが求められています。



【オニバス】



【カワセミ】



【メダカ】

出典：葛飾区、生物多様性保全状況調査（葛飾区）

図 4.27 区内で確認された希少種



【マスカラット】



【アレチウリ】



【カダヤシ】

出典：葛飾区、生物多様性保全状況調査（葛飾区）

図 4.28 区内で確認された特定外来生物

葛飾区における在来種の保全のため、定期的なモニタリングや外来種の駆除が必要

(3) 葛飾区の生態系を脅かす生きもの

生物多様性の考え方においては、ただ単に、たくさんの生きものがいれば良いというわけではありません。生きものの種は、長い年月をかけてその場所の環境に適応したことで生まれたものであり、本来その場所に生息していない、生息してはいけない外来種は、その地域の固有の生態系を脅かします。

区内では、アライグマ（特定外来生物）やハクビシン（外来生物法による指定なし）の生息が確認されていますが、これらの餌や生息場所が在来種のタヌキと競合することから、タヌキの生息への影響が懸念されます。また、特定外来生物であるウシガエルやブルーギルは、旺盛な食欲により餌となる在来種に大きな影響を与えるおそれがあり、緊急対策外来種であるミシシippアカミガメ（ミドリガメ）は餌となる魚類、両生類、甲殻類などに大きな影響を与えています。

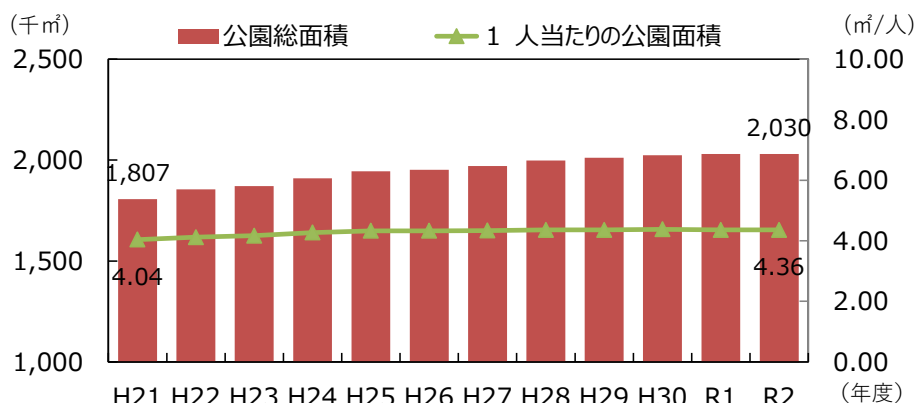
その他にも、特定外来生物であるカミツキガメは、陸上にあがると咬みつくなど攻撃的で、咬まれた場合は大怪我につながる危険性があります。

▶ 外来生物の増加を防ぐ取組、外来生物による被害への対策が必要

(4) 都市空間における緑の創出による魅力的なまちづくり

区では、まちづくりの機会を捉え、緑の創出に取り組んできました。

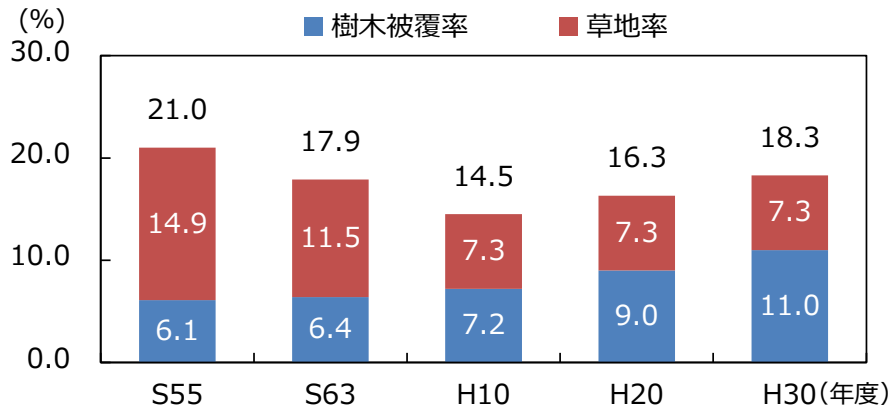
2020（令和2）年度における区民一人当たりの都市公園等の面積は4.36m²であり、特別区全体の3.0m²を上回っています。2021（令和3）年4月1日現在の区道上の街路樹は9,906本で、サクラやヤマモモ、クスノキなどを中心とした多様な樹種を用いて整備を進めています。



出典：葛飾区の現況より作成

図 4.29 公園面積の推移

生産緑地*面積は、2003（平成 15）年度では 30.88ha、2020（令和 2）年度では 25.15ha となっており、緩やかな減少傾向にあります。緑被率*は、1980（昭和 55）年以降減少傾向にありましたが、2008（平成 20）年以降は増加に転じています。



出典：葛飾区が進める界わい緑化より作成

図 4.30 緑被率の推移

魅力的な都市空間を創出するため、まちづくりの機会を捉えて緑の創出に引き続き取り組むことが必要

コラム



30by30

30by30 とは、2030 年までに地球の陸域の 30%と海域の 30%を自然環境エリアとして保全することを目標とするものです。

生物多様性条約 C O P 15 で決定される予定の生物多様性の世界目標案における主要な目標として検討されており、2021 年 6 月の G 7 サミットでは、G 7 国は世界目標の決定に先駆けて 30by30 を進めることに合意しています。

この目標の達成により、国内では生物の絶滅リスクは 3 割減少と言われていています。

国では、2022 年中に 30by30 ロードマップを策定し、2023 年には少なくとも 100 地域以上を自然環境エリアとして認定することで、2030 年までに陸と海の両方の地域で 30%以上の認定実現を目指すこととしています。

コラム



OECM

30by30 の達成に向けては、国立公園等の保護地域の拡充のほか、OECM (Other effective area-based conservation measures) の認定が主な取組として挙げられており、国が OECM を認定する仕組みについて検討が進んでいます。

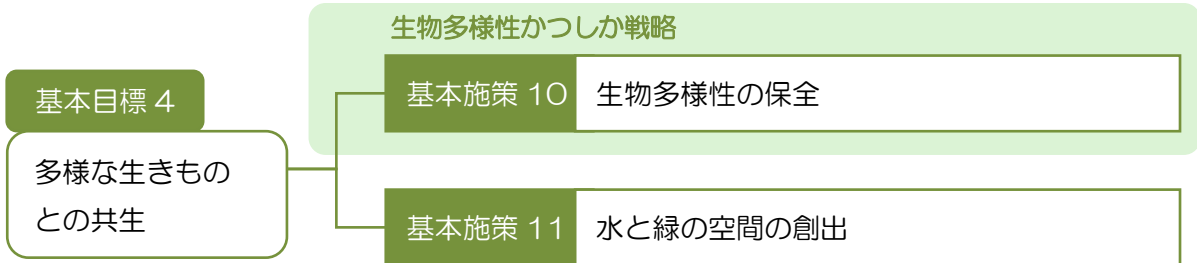
保護地域が生物多様性の保全を目的とする地域であるのに対して、OECM は本来の目的に関わらず結果として生物多様性の保全に貢献している場所といえます。

想定される認定対象は、社寺林や企業有林、都市内の公園、河川敷などがあり、OECM の認定は、ESG 投資の評価につながることで企業による保全活動が促進されることや地域の資産としての認知につながることで、多様な主体の連携・協働を促進することなど様々な効果が期待されています。

施策の方向性

■ ■ 基本施策

基本施策 10 は「生物多様性かつしか戦略」として位置付けます。



■ ■ 関連する主な SDGs のゴール



施策の展開

基本施策 10 は「生物多様性かつしか戦略」として位置付けます。

基本施策 10 生物多様性の保全



■ ■ 第二次生物多様性かつしか戦略

1 生物多様性かつしか戦略とは

生物多様性基本法では、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」を策定するよう求めており、生物多様性国家戦略においても地域に即した取組が重要であるため地方自治体が担う役割は非常に大きいとされています。このため、区では、2012（平成 24）年 11 月に生物多様性かつしか戦略を生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」として取りまとめました。

かつしか戦略は、より豊かな区民生活を実現するために生物多様性の保全に関する取組の方向性を示すものであり、生物多様性を守り（保全）、生態系をよみがえらせ（再生）、つくり出す（創出）行動を起こすための指針となるものです。

これを推進するために、葛飾区生物多様性推進協議会を 2013（平成 25）年 3 月に設置し、区民、地域団体、事業者、区の連携・協働のもと、区内の生物多様性の保全・推進に向けて取り組んでいます。

2 望ましいかつしかの姿

区内には、水元公園、荒川や江戸川、その河川敷など、多くの生きものが生息・生育する自然が残っている場所があります。それらは、身近な自然として重要なものであり、守り続けていく必要があります。

そのため、将来を担う子どもたちが自然に親しみ、自然環境の大切さを学べる機会を充実させていくことが重要となります。

<生物多様性かつしか戦略における望ましい葛飾区の将来像>



■ ■ 取組 10-① 貴重な自然環境の保全・再生

今なお残っている自然環境を適切に維持することで、多様な生きものが生息・生育する生態系を守ります。

主な取組

- ・身近な自然を保全・再生するために自然保護区域や自然再生区域を指定して、維持管理を行います。
- ・自然保護区域としてフジバカマが自生している「水元さくら堤」と多くの生きものが生息する「大場川中州」の2箇所を、自然再生区域として「古隅田川」など6箇所を指定しており、保全・維持活動をさらに進めていきます。
- ・区の大部分を占める市街地においても、多様な生きものの息吹を感じられるよう、生息・生育場所の保全・創出をします。

■ ■ 取組 10-② 在来種の保護

区内で見られる在来種の保護に力を入れるとともに、特定外来生物の対応・駆除などに取り組みます。

主な取組

- ・鳥類が餌場として利用している水辺環境を保全し、メダカなどが生息できる環境づくりに取り組みます。
- ・外来種に関する区民からの相談等への迅速な対応や、特定外来生物への注意喚起と啓発を行うとともに、国や都等と連携して捕獲・駆除に取り組みます。

■ ■ 取組 10-③ 生物多様性に関する情報収集・普及啓発

生きものの生息・生育に関する情報を収集して整理・分析・公表を行うことで、生物多様性の保全や生態系の再生・創出に役立てます。また、収集した情報を区民、地域団体、事業者などに分かりやすく伝え、生物多様性に対する意識を高められるよう啓発します。

主な取組

- ・水辺や市街地などの生物多様性の状況をわかりやすく把握できるよう、区民や地域団体などと連携した定期的なモニタリング調査により、情報収集を行います。
- ・インターネットを活用して、生きものの生息・生育に関する情報などを公開します。
- ・特定外来生物の駆除リストやマニュアルを作成します。また、特定外来生物の駆除を目的としたイベントを実施します。

■ ■ 取組 10-④ 自然環境を守り、育てる担い手の育成

自然と触れ合いながら、自然環境の大切さを学べる環境を整えることで、区の自然環境を守り、育てる担い手を育成します。

主な取組

- 自然環境の大切さを学ぶ機会をつくるため、身近な自然と触れ合う様々な講座を実施します。
- 区内に生息する動植物の状況や、身近な自然環境について調査を行う自然環境レポーターの活動を通じて、自然環境を守り育てる担い手を育成します。
- 環境学習用教材「エコかつ」を小学校や中学校で活用することにより、環境教育を推進します。

施策の目標

基本施策 [10]

生物多様性の保全

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
自然を大切にしている行動をしている区民の割合 (%) ※1	72.3 % (令和2年度)	86.0 % (令和13年度)
生き物調査において確認した自然環境の保全率 (%)	89 % (令和元年度)	100 % (令和13年度)
自然環境学習に参加する区民の数 (人)	1,109 人 (令和元年度)	1,230 人 (令和13年度)

※1「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

基本施策 11 水と緑の空間の創出



■ ■ 取組 11-① 水や緑に親しめる公園・水辺の整備

身近なオープンスペースとして公園を整備・保全することで、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら活動できるようにします。また、水辺の積極的な活用を図るとともに、河川と一体となった公園の整備を推進していきます。

主な取組

- 地域特性や区民ニーズを踏まえた地域の核となる公園を整備することで、レクリエーションの場の確保や地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などを図ります。
- 江戸川、中川等の河川敷や河川に隣接する土地を公園用地として活用していき、河川と一体となった公園を整備します。
- 中川親水テラスでは、親水性・自然景観に配慮しながら、照明施設や老朽化した緑道公園部分の改修を実施します。
- 水元さくら堤では、老朽化した施設を改修することにより、散策や休憩、サイクリング等により一層親しめる環境をつくります。

■ ■ 取組 11-② 緑と花のまちづくりの推進

地域の緑化活動への支援や緑化への各種補助金制度などにより緑化を推進し、緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります。

主な取組

- 保存樹木・樹林の保全や緑化計画の届出、緑化の支援などによって、緑を創出していきます。
- 樹木が地域の財産として良好な状態で保存されるよう、保存樹木・樹林の指定及び維持費の補助を行います。
- かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会が考案した立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンパス」を区内外に設置する働きかけを継続します。
- 花いっぱいのまちづくり活動に取り組む団体と協働で、緑化施策も推進していきます。

■ ■ 緑化の際の生物多様性への配慮

区では一定規模以上の敷地面積に建築行為等を行う場合は「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき緑化及び緑化計画の届出を義務付けています。

区の緑化計画に関する手引きの中では、区の「生物多様性かつしか戦略」及び東京都環境局の「植栽時における在来種選定ガイドライン」を確認の上、既存の樹木は可能な限り保存しながら、実のなる木や草花、昆虫、鳥など生物多様性への配慮を心がけて緑化することを留意事項として挙げています。

また、環境省の生態系被害防止外来種リストに掲載されている種を使用しないように留意することを述べています。

緑化計画の届出義務の対象とならない場合でも、在来種の選定や生態系への影響などに留意する必要があります。

施策の目標

基本施策 [11]

水と緑の空間の創出

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
緑被率 (%) ※1	18.3 % (平成 30 年度)	20.0 % (令和 10 年度)
水辺が親しめる空間となっていると思う区民の割合 (%) ※2	59.7 % (令和 2 年度)	66.4 % (令和 13 年度)
緑と花の豊かさを感じる区民の割合 (%) ※2	65.5 % (令和 2 年度)	70.3 % (令和 13 年度)
区民一人当たりの公園面積 (m ²) ※3	4.36 m ² (令和 2 年度)	4.46m ² (令和 12 年度)

※1 「葛飾区緑被率・みどり率調査」調査報告書（10年に1度実施）

※2 「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

※3 葛飾区基本計画に拠る（計画期間：令和3年度～令和12年度）

基本目標5 誰もが健康で快適に住み続けられるまち

背景

(1) 産業型の公害から身近な公害へ

1950～1970年代の高度経済成長期には、工業化の発展とともに産業型の公害が深刻な問題となりました。1970年代後半からは、都市の過密化や大量消費社会を背景に、自動車の排気ガスによる大気汚染や振動、騒音、生活雑排水による河川の汚濁、廃棄物の増大などの都市・生活型公害が顕在化してきました。こうした問題に対し、公害関係法令の整備や公害防止技術の向上などが進み、環境は大幅に改善されてきました。

一方近年では、生活様式の多様化や地域のつながりの希薄化などを背景に、日常生活で発生する騒音や振動、悪臭などの近隣公害が増加傾向にあります。例えば、家庭生活から発生する騒音や深夜営業などの営業騒音、建設作業の騒音など多種多様な近隣騒音が問題となっています。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増える中では、近隣騒音に関する苦情等が増加しています。

(2) 多様化する環境課題

光化学スモッグやダイオキシン類*、アスベスト*、微小粒子状物質（PM2.5*）などの化学物質は、都市・生活型公害として健康・環境面への危険性が問題視され、法に基づく規制や環境基準*が定められてきました。化学物質は私たちの生活を豊かにし、快適で便利な生活を維持するうえで欠かせないものですが、人の健康や生態系への悪影響を未然に防止するため、適正に管理していく必要があります。

現状と課題

(1) 環境基準の達成状況

現在、区の大気質（Ox*（光化学オキシダント）を除く。）、河川類型ごとの河川水質、交通騒音・振動（水戸街道の一部区間を除く。）は環境基準を満たしています。また、空間放射線量の定点測定の測定結果は、福島第一原子力発電所事故発生前の新宿区内における測定値（毎時 0.028～0.079 マイクロシーベルト）とほぼ同じ水準まで低下しています。

引き続き生活環境の保全に向けた啓発や指導を行い、環境基準の達成状況を維持していくことが必要

(2) 公害苦情の発生状況

近年、公害苦情件数は増加傾向にあり、騒音関係の苦情が半数を占めています。発生源別にみると、工場や指定作業場等の操業に伴う公害苦情件数は減少傾向にあるものの、住宅の室外機による騒音や飲食店からの悪臭等の近隣公害、建物の解体工事に伴う騒音・振動等の苦情は増加傾向にあります。2020（令和 2）年度は騒音と振動の苦情受付件数が前年から倍増していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増加したことが要因だと考えられます。

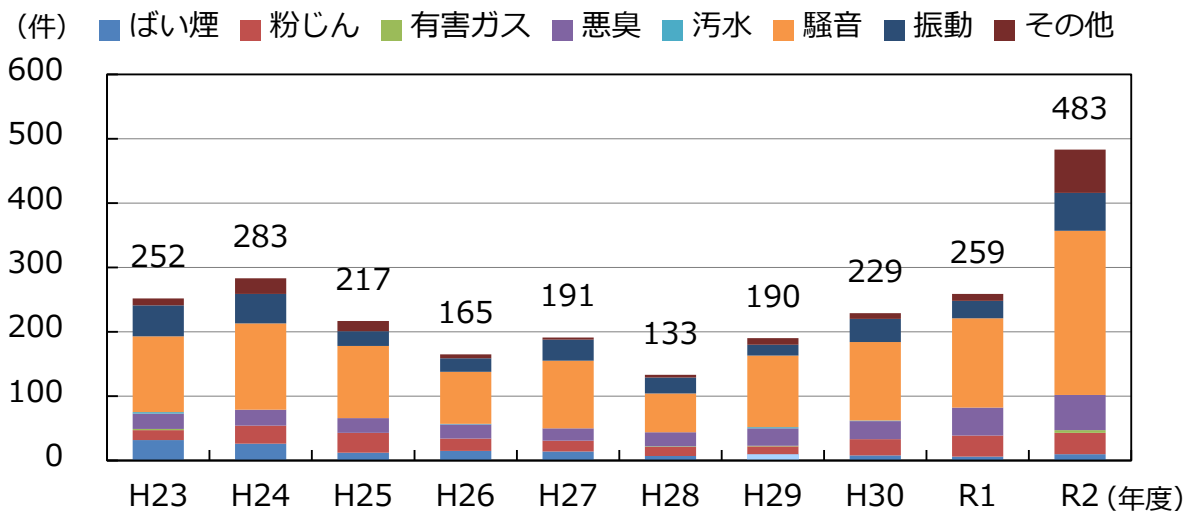
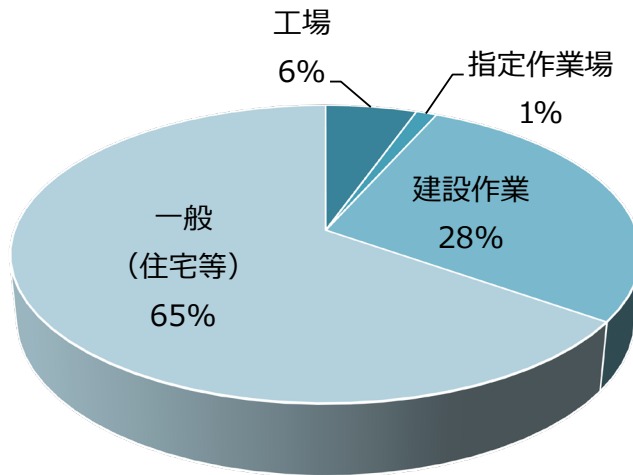


図 4.31 公害問題苦情受付件数の推移



出典：葛飾区の現況より作成

図 4.32 公害問題の発生源別内訳（2020（令和2）年度）

▶ 公害防止対策を強化するとともに、近隣公害については近隣関係におけるお互いの配慮が大切であることを広く区民に普及啓発することが必要

施策の方向性

■ ■ 基本施策

基本目標5

誰もが健康で快適に住み続けられるまち

基本施策 12 きれいな水と空気に囲まれた生活環境づくり

基本施策 13 快適できれいなまちづくり

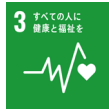
基本施策 14 化学物質等の適正管理

■ ■ 関連する主な SDGs のゴール



施策の展開

基本施策 12 きれいな水と空気に囲まれた生活環境づくり



取組 12-① 河川、池、水路の水質向上対策の推進

河川等の定期的な水質調査や工場などに対する指導、清掃活動などを行うことで、水質の向上を図ります。

主な取組

- 区内の河川、池、水路の水質を監視するため、継続して水質調査を実施します。
- 工場や事業場に対して、水質汚濁防止法*及び環境確保条例*に基づく指導や排水の規制を行います。
- 国や都・流域自治体などと協力して河川の水質向上に向けた対策を実施します。
- 環境団体などと連携し、河川浄化意識の啓発や清掃活動を行います。

コラム



汚れた水をきれいにするために必要な水の量

私たちが生活の中で出している生活排水は、そのまま流すと川や海を汚してしまうため、下水処理場できれいにして川や海にもどしています。生活排水を魚がすめる水質にするためにはたくさんの水が必要です。

家庭からの排水を綺麗にするのに必要な水の量

汚れのもと	魚がすめる水質にするには	汚れのもと	魚がすめる水質にするには
マヨネーズ (大さじ1杯)	お風呂 (300ℓ) 13杯	天ぷら油 (20ml)	お風呂 (300ℓ) 20杯
牛乳 (コップ1杯)	お風呂 (300ℓ) 11杯	味噌汁 (お椀1杯)	お風呂 (300ℓ) 4.7杯

出典：平成 19 年度子ども環境白書（環境省）

■ ■ 取組 12-② 大気汚染などの防止の推進

区内の大気環境を常時測定し、汚染状況や経年変化を把握するとともに、必要に応じて迅速な対策を講じます。また、人体に有害な影響を及ぼすアスベスト（石綿）の飛散防止対策を講じ、健康被害を未然に防止します。

主な取組

- 区内の大気環境を常時監視し、汚染状況や経年変化を把握します。
- 大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき届出が必要なアスベスト除去工事について、立入検査などを実施し、アスベストの飛散防止を徹底するよう指導します。
- 民間建築物に使用されている吹付け材のアスベスト調査費及び、飛散防止のための工事費の一部を助成します。
- 大気中の PM2.5 濃度が国の暫定指針値を超えると東京都が予想した場合などには、注意喚起情報を伝達します。
- 自転車や公共交通機関の利用促進や次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の普及促進に取り組みます。

施策の目標

基本施策 [12]

きれいな水と空気に囲まれた生活環境づくり

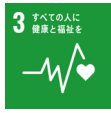
指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
大気 (NO ₂ *・SPM*) の環境基準値達成状況 (測定 4 局) ※1	達成 (令和 2 年度)	維持 (令和 13 年度)
大気 (Ox) の環境基準値達成状況 (測定 1 局 : 水元) ※2	未達成 (令和 2 年度)	達成 (令和 13 年度)
河川水質 (BOD*) の環境基準達成率 (%) ※3	100% (令和 2 年度)	維持 (令和 13 年度)

※1 NO₂ (二酸化窒素)、SPM (浮遊粒子状物質)

※2 Ox (光化学オキシダント)

※3 3 河川 (江戸川・新中川・綾瀬川) の調査地点 4 か所における
環境基準値適合検体数 / 総測定検体数 (%)

基本施策 13 快適できれいなまちづくり



■ ■ 取組 13-① 騒音、振動、悪臭などの防止の推進

事業者へ規制基準の遵守を指導することで公害現象の発生を未然に防止するとともに、騒音、振動、悪臭等に対する苦情・相談に迅速に対応し、生活環境の保全に努めます。

主な取組

- 騒音、振動、悪臭等の公害現象に関する区民からの苦情・相談に迅速に対応します。
- 工場・指定作業場等の操業、建物の解体、アスベストの除去工事等が、区民の生活環境に悪影響を与えないように、関係法令に基づき速やかに公害現象を確認し、規制基準を守るように指導します。
- 工場等を操業する事業者に対し、騒音対策アドバイザーを派遣します。
- 自動車や鉄道による騒音・振動の状況を調査し、周辺地域の騒音振動防止対策のための基礎資料とします。
- 区内工場の実態調査、公害防止啓発活動を行います。また、区民が多く集まる各種イベント等を活用し、近隣公害に関する普及啓発を行います。

コラム



典型7公害

環境基本法では公害について、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたるものとして次のものを掲げています。これら7つの公害を「典型7公害」と呼んでいます。

- ① 大気汚染
- ② 水質汚濁
- ③ 土壌汚染
- ④ 騒音
- ⑤ 振動
- ⑥ 地盤沈下
- ⑦ 悪臭



おぜん
大気汚染



あくしゅう
悪臭



そうおん
騒音



しんどう
振動



すいしつおたたく
水質汚濁



じばんちんか
地盤沈下



どじょうおぜん
土壌汚染

出典：2002年度子ども環境白書（環境省）

■ ■ 取組 13-② 喫煙ルールの徹底

区内の全ての駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、効果的な啓発を工夫し実施することで、喫煙ルールの徹底を図ります。

主な取組

- 「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、区内の駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、たばこの吸い殻等のポイ捨てのさらなる減少と、たばこによる危険・迷惑行為の防止を図ります。
- 様々な機会を捉えて啓発活動を実施することで、喫煙ルールが守られる環境にします。

コラム



喫煙禁止区域の指定

区では、平成30年4月1日に「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を改正し、JR新小岩駅・金町駅・亀有駅・綾瀬駅及び京成立石駅・お花茶屋駅・堀切菟蒲園駅周辺の道路や駅前広場、区が管理する公園及び児童遊園を喫煙禁止区域に指定しています。これらの区域では、指定喫煙場所を除いて喫煙することはできません。

■ ■ 取組 13-③ 地域美化活動の推進

清掃に必要な資材の配布やまちの美化意識の向上に向けた啓発などにより、「自らのまちは自らきれいに」という区民の主体的な活動を促進し、地域の美化活動を日常かつ面的に広げていきます。

主な取組

- 「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を広く周知するとともに、ポイ捨てをしない・しにくい状態をつくり、ごみのないきれいで清潔なまちにします。
- 自治町会と協力して、区内全域で一斉美化活動を行うほか、各地区が行う環境美化活動への支援を行います。

施策の目標

基本施策 [13]

快適できれいなまちづくり

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
生活環境に関する苦情件数(件) ※1	483件 (令和2年度)	173件 (令和13年度)
区内がごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合(%) ※2	47.3% (令和2年度)	60% (令和12年度)

※1 目標値は2019(令和元)年度の苦情件数(259件)を基準として設定

※2 「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

基本施策 14 化学物質等の適正管理



取組 14-① 有害化学物質の適正管理・処理の指導

有害化学物質*を取り扱う事業者に対して、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促進することで、有害化学物質の排出抑制を図ります。

主な取組

- 有害化学物質取扱事業者に対し、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換などの啓発・指導を行います。
- 適正管理化学物質の取扱事業者に対し、環境確保条例に基づく使用量等の届出や化学物質管理方法書の提出を適正に行うよう指導します。
- 適正管理化学物質の使用量等報告から、区における化学物質ごとの排出量を把握します。

取組 14-② 土壌・地下水汚染などの防止の推進

事業者に対して法や条例に基づく土壌汚染防止措置を適正に行うよう指導し、土壌汚染による人の健康被害を防止します。

主な取組

- 有害物質取扱事業者などに対し、工場・指定作業場の廃止及び建物除却時に、土壌汚染対策法*及び環境確保条例に基づく土壌汚染調査及び土壌汚染防止措置を適正に行うよう指導します。

■ 「健康」と各取組との関係について

基本目標 5 では、「誰もが健康で快適に住み続けられるまち」を目標としており、基本施策や取組においては、主に公害対策を行い、区民の健康を守ることに記載をしています。

一方で、他の基本目標における取組の中にも、健康の促進につながるものがあります。

特に、「基本目標 4 多様な生き物との共生 背景 (3) 人と身近な自然や緑との関わり合い」においても、自然や緑との関わり合いが人に健康促進効果をもたらすことが近年の研究により明らかになってきていることについて述べておりますが、自然環境の保全や緑と花のまちづくりの取組を進めることが、区民の健康に好影響を与えるものと考えられます。

健康の促進につながる取組として主に以下のものがあります。

項目	健康への影響
住宅などの建築物のエネルギーの高効率化 (取組 4-③)	断熱性能が高い住宅によるヒートショック*の防止、高血圧症の防止等
徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくり (取組 4-⑤)	徒歩や自転車による移動を促進することによる健康への寄与
暑さに対する適応 (取組 6-②) 健康への影響に関する取組 (取組 6-③)	適応策の強化による熱中症等の予防
基本目標 4 における取組	自然や緑と関わることによる様々な健康促進効果

「第 3 章 3.3 基本目標」に述べているように、5 つの基本目標は相互に関わり合うものとして設定しております。公害対策に加え、上記の取組を進めることにより、「誰もが健康で快適に住み続けられるまち」を目指します。

第5章 区民・事業者の環境行動

本計画で目指す持続可能なまちを実現するには、一人一人のライフスタイルの転換が重要です。1 から 5 の基本目標ごとに「みんなができるアクション」と「事業者ができるアクション」を例示しています。

まずは、今できるアクションから取り組んでみましょう！

みんなができるアクション ⇒ 誰もが取り組むことができる環境行動

事業者ができるアクション ⇒ 事業者が取り組むことができる環境行動

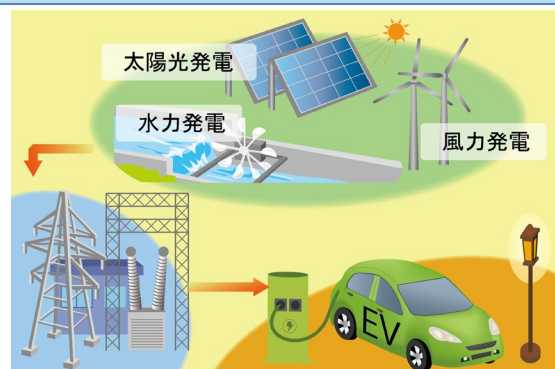
みんなができるアクション

基本目標 1 オールかつしかの連携・協働

環境問題について学びます		身近なことから活動を始めます	
 <p>SDGs 地球温暖化</p>	 <p>エコスクール 3R 外来種</p>		
<p>環境問題に興味関心を持ち情報収集します。区の環境学習講座等に参加します。</p>		<p>地域のごみ拾いや植物を育てる活動に参加します。</p>	
子どもと一緒に環境について考えます		持続可能な製品やサービスを利用します	
		 <p>海のエコラベル 持続可能な漁業で獲られた 水産物 MSC認証 www.msc.org/jp</p> <p>エコラベルマーク</p> <p>バイオマスマーク</p> <p>FSC</p>	
<p>次世代を担う子どもと一緒に環境について考え、意識を高めます。</p>		<p>SDGs や環境に配慮された製品やサービスを購入することで、持続可能な取組を行う事業者を応援することができます。</p>	

基本目標 2 気候変動に対するさらなる取組の強化

再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えます



電力契約を見直し、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討します。

太陽光発電機器を設置します
蓄電池を設置し、電気を効率的に活用します



太陽光発電パネルを設置し、再生可能エネルギーを利用します。蓄電池も一緒に設置することで、夜間や災害時でも利用出来ます。

住宅の省エネ性能を高めます



断熱性能を高くすることで、光熱費が安くなるだけでなく、快適かつ健康に過ごすことができます。また、エネファームやエコキュートなど高効率な設備を導入します。

公共交通機関や自転車、徒歩による移動を選択します



外出の際は、公共交通機関や自転車、徒歩での移動を優先的に選択します。

コラム



DIYで断熱対策

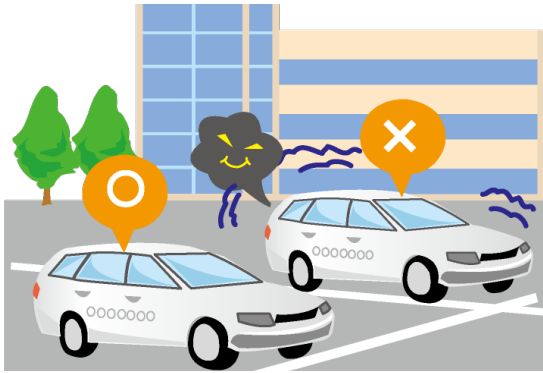
住宅の断熱性能を高くすることは、多額の費用を掛けて住宅をリフォームするだけでなく、ちょっとした工夫や DIY の範囲でできることが沢山あります。特に熱の逃げ道の大半が窓等の開口部となっているため、少しの対策で大きな断熱効果が得られます。

※DIY：do it yourself の略語で、自らの手で日曜大工等を行うこと

◆断熱対策の例

- カーテンは床にぴったりと付く長さのものを購入する。
- 内窓を設ける。
- 絨毯やラグを床に敷く。
- 床下に断熱材を敷く。
- 気密テープで隙間を塞ぐ。
- 天井裏に断熱材を敷き詰める。

エコドライブに努めます



穏やかにアクセルを踏んで発進、加速・減速の少ない運転、ムダなアイドリングはやめるなど、低燃費で環境にやさしい運転を心掛けます。

省エネ家電に買い替えます



出典：経済産業省HP

古くなった家電製品を省エネルギー型の製品へ買い替えます。部屋の広さや家族の人数にあったサイズの製品を選択します。

省エネ行動を徹底します



家電製品の無駄な使用を控えたり、消費電力が小さくなるような使い方をするなど、省エネに取り組みます。

気候変動の影響に備えます



空調の適切な利用、水分補給など熱中症の予防行動に努めます。ハザードマップや避難経路を確認し水害に備えます。

基本目標3 資源循環型地域社会の形成

ごみの発生を減らします



マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使うようにします。必要なものだけを購入し、ラベルレス商品を選択します。

食品ロスをなくします



計画的な買い物を実践します。「食べきり」、「使いきり」を徹底します。食材を無駄にしない保存を行います。

衣服の楽しみ方を見直します
(サステナブルファッション)



持っている服を長く大切に着ます。購入する際も長く着られる服や環境に配慮した服を選びます。また、古着やおさがりなどのリユースも行います。

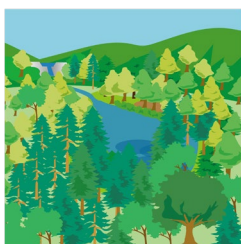
ごみを適正に排出します



ごみの正しい分別を徹底します。生ごみの水切りや雑紙のリサイクルを心がけます。資源の集団回収や拠点回収を利用します。

基本目標4 多様な生きものとの共生

身近な緑を大切にします



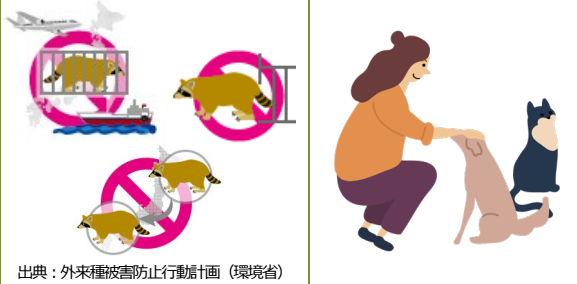
都市における緑に親しみをもち、大切にします。

川をきれいに保ちます



食器についた汚れは一度拭き取ってから洗います。油は新聞紙などで吸い取り「燃やせるごみ」として出すなどの工夫をします

外来生物を入れない・捨てない・拡げない



出典：外来種被害防止行動計画（環境省）

外来生物による被害を発生させないための「外来種被害予防三原則」に取り組みます。外来生物に限らず、ペットは最後まで責任をもって飼います。

自然環境の大切さを学び、守ります。



自然環境の大切さを学ぶことで、率先して区の自然環境を守ります。

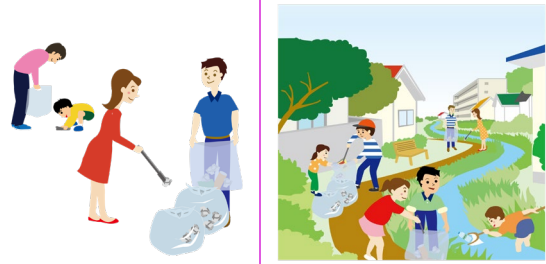
基本目標5 誰もが健康で快適に住み続けられるまち

生活騒音の発生防止に努めます



早朝や夜間に大きな音を出さないようにするなど、近隣への配慮を心がけます。

地域の清掃活動に参加します



地域の清掃活動に積極的に参加し、まちの美化に取り組みます。

喫煙ルールを守ります



喫煙禁止区域での喫煙や吸い殻のポイ捨ては禁止されています。喫煙ルールを守り、他人に危険や迷惑が及ばないように配慮します。

事業者ができるアクション

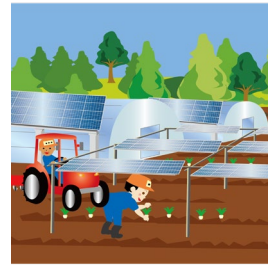
基本目標1 オールかつしかの連携・協働

地域の環境イベントに積極的に参加するとともに、場や機会等の提供に協力します



地域との協働により環境意識の向上に貢献します。

地域資源を活かした事業に取り組みます



区の地域資源を活かし、経済・社会・環境の統合的な発展につながる事業を行います。

SDGs を経営に取り入れます



SDGs の各ゴールの達成につながる事業を行います。

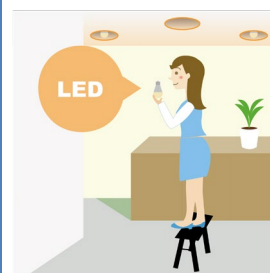
基本目標2 気候変動に対するさらなる取組の強化

再生可能エネルギーを導入します



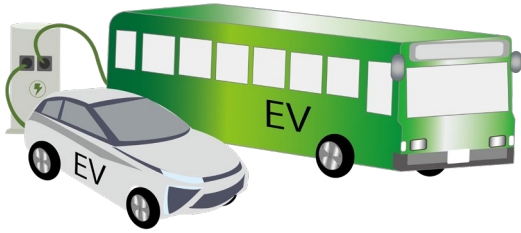
事業所への太陽光発電設備の設置や、再生可能エネルギー由来の電力の選択を行います。

事業所の省エネ化を推進します



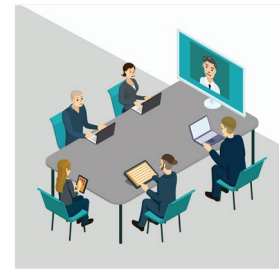
断熱改修や省エネルギー機器の導入など、事業所の省エネ化を図ります。

CO₂の排出が少ない交通手段を選びます



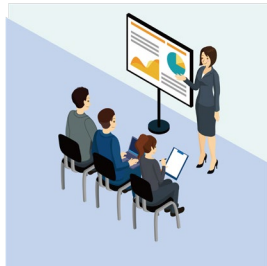
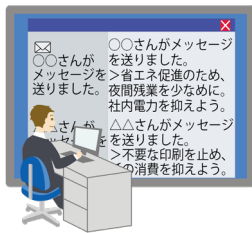
社用車の次世代自動車への転換や、公共交通機関の優先的な利用を推進します。

省エネにつながる働き方を推進します



テレワークやWEB会議、クールビズやウォームビズを推進します。

社内で環境への意識啓発を実施します



社内メールや社内研修で、省エネ行動や自社の環境保全活動について周知し社内全体で温暖化対策に取り組みます。

気候変動への適応に努めます



出典：内閣府

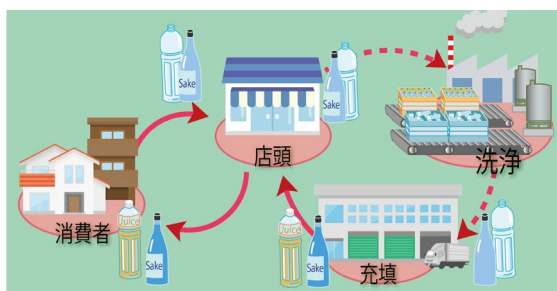


出典：環境省

従業員の熱中症防止対策や、洪水等の気象災害リスクを想定したBCP*（事業継続計画）の策定を進めます。

基本目標 3 資源循環型地域社会の形成

ごみになるものを減らします



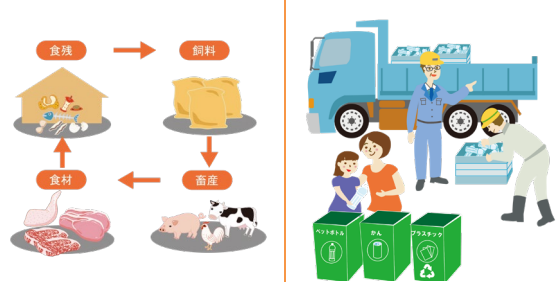
繰り返し使える容器などの利用や優先した販売、簡易包装に努めます。

食品ロスの発生抑制に努めます



量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減の取組を検討します。

資源循環を推進します



食品廃棄物、事業系紙類の資源化に努めます。
プラスチック容器等の店頭回収の推進に努めます。

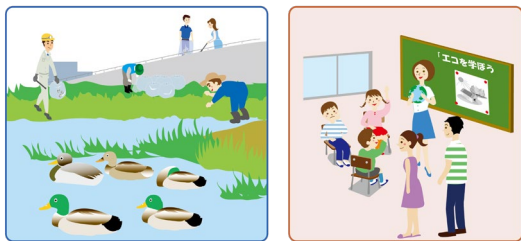
適正なごみ処理を推進します



事業系ごみは自らの責任で適正に処理します。
事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出に努めます。

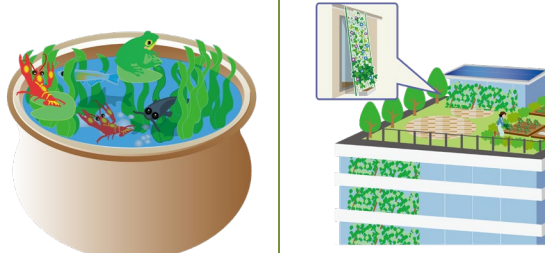
基本目標4 多様な生きものとの共生

生物多様性の保全への理解を深めます



自然観察会等への従業員の積極的な参加を促し、生きものの保護活動に努めます。

水と緑の空間の創出・保全に努めます



敷地内に生きもののすみかとなる緑や池等を創出し、生きもののすみかをつくり、守ります。

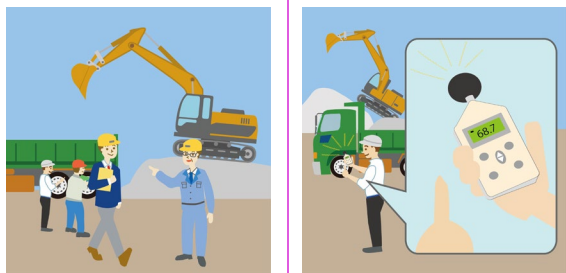
生物多様性に配慮した事業活動を推進します



事業内容と生物多様性の関係性を理解し、製品の原材料の調達等は、生態系への影響が少ないものを検討します。

基本目標5 誰もが健康で快適に住み続けられるまち

騒音、振動、悪臭の発生を防止します



建設作業、工場・事業場からの騒音や振動、悪臭の発生を防止し、周辺への配慮に努めます。

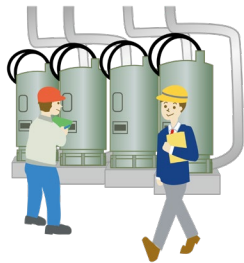
大気環境や水質の保全に努めます



法令の規制を遵守し、事業活動に伴う大気汚染や水質汚濁の防止対策を講じます。

化学物質等の適正管理に努めます

〇〇市中	年月日
化学物質取扱報告書	
所属部局	
化学物質取扱グループ名	
化学物質管理責任者	
化学物質取扱者数	
化学物質取扱場所	



有害化学物質を取り扱う事業者は、使用、移動及び排出の状況を把握し、適正な管理を徹底します。

地域美化活動に取り組みます



事業所の自主的な活動や地域の清掃活動への参加により、地域美化に取り組みます。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
資料編

第6章 計画の推進

6.1 計画の推進体制及び進行管理

(1) 計画の推進体制

全庁を挙げた総合的な推進を図るため「葛飾区環境行動推進本部」の場において、調整を図りながら、施策やそれに基づく各種事業について検討・実施していきます。また、関係各々が協力し、庁内連携を強めながら、効率的で効果的な取組を推進していきます。

また、区民・事業者・区での連携・協働による実行を加速させるため、仕組みづくりや事業の実施にとどまらず、区民・事業者への環境情報等の提供、地域での取組に対して積極的な支援等ができるよう努めます。関連する区内の産業団体、大学、NPO 等をはじめとする各団体間で交流するためのネットワークづくりに取り組むことにより、連携・協働に向けた気運を高め、区内における環境保全活動の輪を波及させていきます。

このように「オールかつしか」による取組を推進していきます。

(2) 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策の実施状況、関連する成果指標の推移などの点検を行い、その結果に基づき、改善をしていく PDCA*のサイクルが必要です。

そこで環境基本計画の進捗管理に当たっては、本計画策定後に環境審議会を設置することを検討しています。環境審議会では、基本計画の進捗管理や見直しに関する事項、環境の保全に関する施策に関する事項等について審議すること等を検討しています。

今後も、継続的に PDCA サイクルを実施する中で、施策の進捗状況、国や都の計画策定等の動向、社会情勢の大きな変化等を踏まえ、適宜、目標及び施策の強化などの見直しを検討していきます。

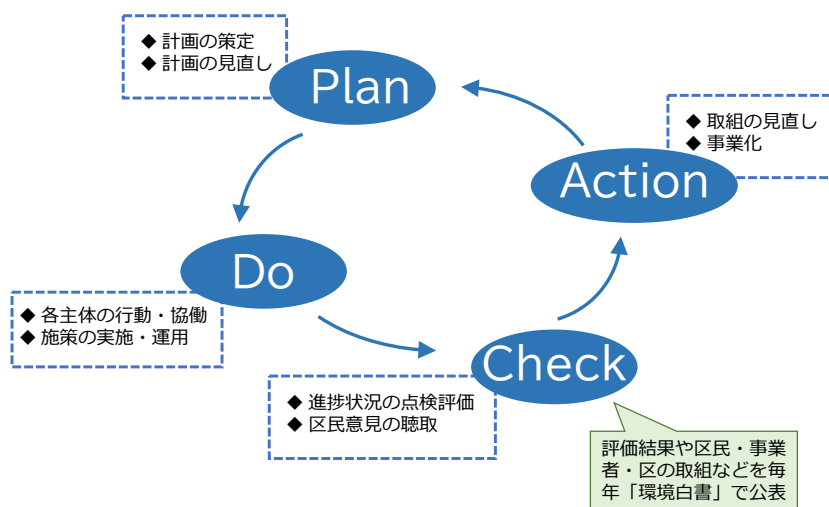


図 6.1 計画の推進体制及び進行管理方法

6.2 進捗管理指標

本計画の進行管理においては、具体的な取組やその成果を測る進捗管理指標を基本目標ごとに複数設定し、進捗状況の点検・評価のほか、事業や計画の見直しに活用します。

基本目標 1

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
省エネを心がけている区民の割合 (%) ※1	83.2% (令和2年度)	95.2% (令和13年度)
二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年) ※2	842 t-CO ₂ (令和元年度)	1,263 t-CO ₂ 50%増加 (令和13年度)
花いっぱい活動に取り組む活動箇所数 (箇所)	150 箇所 (令和2年度)	216 箇所 (令和13年度)
「SDGs (持続可能な開発目標)」を知っている区民の割合 (%)	39.4 % (令和2年度)	100% (令和13年度)
イベント※3 来場者数 (人)	9,400 人 (令和元年度)	11,500 人 (令和13年度)

※1「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

※2 現状値は「低炭素まちづくり計画作成マニュアル別冊」を参考に樹木被覆地・屋上緑化面積を基に区独自で推計

※3 イベント内訳：かつしか環境・緑化フェア、ごみ減量・清掃フェアかつしか

基本目標 2

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
区内の温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂) (基準年度※1からの削減率) (%)	1,463 千 t-CO ₂ 12.2% (平成30年度)	832 千 t-CO ₂ 50 % (令和12年度)
区内乗用車の登録台数に占める ZEV(EV、FCV)の割合 (%)	0.53 % (令和2年度)	10 % (令和12年度)
区内の再生可能エネルギー導入量 (kW)	26,364 kW (令和3年度)	41,475 kW (令和12年度)
区内のエネルギー消費量 (TJ) (基準年度※1からの削減率) (%)	15,240TJ 11% (平成30年度)	11,993TJ 以下 30%以上 (令和12年度)
家庭部門の温室効果ガス排出量 (基準年度※1からの削減率) (千 t-CO ₂ 、%)	554 千 t-CO ₂ ▲14.3% (平成30年度)	323 千 t-CO ₂ 以下 ▲50%以上 (令和12年度)
業務部門の温室効果ガス排出量 (基準年度※1からの削減率) (千 t-CO ₂ 、%)	325 千 t-CO ₂ ▲13.3% (平成30年度)	187 千 t-CO ₂ 以下 ▲50%以上 (令和12年度)
区の事務事業による温室効果ガスの総排出量 (基準年度※1からの削減率) (CO ₂ 、%)	23,403 t-CO ₂ ▲26.3% (令和2年度)	15,877 t-CO ₂ ▲50%以上 (令和12年度)

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
区内熱中症搬送者数(人)	223人 (令和2年度)	200人以下を維持 (令和13年度)
気候変動適応策を知っている区民の割合(%)	25.8% (令和2年度)	50% (令和13年度)
区の防災対策が進んでいると思う区民の割合(%) ^{※2}	38.5% (令和2年度)	50% (令和12年度)

※1 国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、削減目標の基準年度を2013(平成25)年度、目標年度を2030(令和12)年度とします。

※2 葛飾区基本計画に拠る(計画期間:令和3年度~令和12年度)

基本目標3

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
区民一人一日当たりの家庭ごみ量 [※] (g)	495g (令和元年度)	425g (令和12年度)
事業系ごみ年間総排出量 [※] (t)	23,856t (令和元年度)	23,805t (令和12年度)
資源回収率 [※] (%)	22.1% (令和元年度)	27% (令和12年度)

※葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第4次)に拠る(計画期間:令和3年度~令和12年度)

基本目標4

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
自然を大切にしている行動をしている区民の割合(%) ^{※1}	72.3% (令和2年度)	86.0% (令和13年度)
生き物調査において確認した自然環境の保全率(%)	89% (令和元年度)	100% (令和13年度)
自然環境学習に参加する区民の数(人)	1,109人 (令和元年度)	1,230人 (令和13年度)
緑被率(%) ^{※2}	18.3% (平成30年度)	20.0% (令和10年度)
水辺が親しめる空間となっていると思う区民の割合(%) ^{※3}	59.7% (令和2年度)	66.4% (令和13年度)
緑と花の豊かさを感じる区民の割合(%) ^{※3}	65.5% (令和2年度)	70.3% (令和13年度)
区民一人当たりの公園面積(m ²) ^{※4}	4.36m ² (令和2年度)	4.46m ² (令和12年度)

※1「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

※2「葛飾区緑被率・みどり率調査」調査報告書(10年に1度実施)

※3「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

※4 葛飾区基本計画に拠る(計画期間:令和3年度~令和12年度)

基本目標 5

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
大気 (NO ₂ ・SPM) の環境基準値達成状況 (測定 4 局) ※ ¹	達成 (令和 2 年度)	維持 (令和 13 年度)
大気 (Ox) の環境基準値達成状況 (測定 1 局 : 水元) ※ ²	未達成 (令和 2 年度)	達成 (令和 13 年度)
河川水質 (BOD) の環境基準達成率 (%) ※ ³	100% (令和 2 年度)	維持 (令和 13 年度)
生活環境に関する苦情件数 (件) ※ ⁴	483 件 (令和 2 年度)	173 件 (令和 13 年度)
区内がごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合 (%) ※ ⁵	47.3 % (令和 2 年度)	60 % (令和 12 年度)

※1 NO₂ (二酸化窒素)、SPM (浮遊粒子状物質)

※2 Ox (光化学オキシダント)

※3 3 河川 (江戸川・新中川・綾瀬川) の調査地点 4 か所における 環境基準値適合検体数 / 総測定検体数 (%)

※4 目標値は 2019 (令和元) 年度の苦情件数 (259 件) を基準として設定

※5 「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

資料編

計画策定の経過

(1) 葛飾区環境基本計画策定委員会の開催状況

	開催日程	主な審議内容
第1回	2020年12月24日	葛飾区環境基本計画の策定について 環境を取り巻く動向について 葛飾区の環境の現状 目指すべき将来像の検討方法について
第2回	2021年3月16日	現行計画の進捗状況について 区民・事業者アンケート結果について 第2回SDGs先進度調査について 基本理念・将来像・基本目標について 温室効果ガス排出削減目標の考え方について
第3回	2021年5月18日	温室効果ガス排出量の削減目標について 施策体系（基本目標・基本施策）について 未来ワークショップの実施報告（速報）について
第4回	2021年8月11日	温室効果ガス削減対策の検討について 未来ワークショップの実施報告について 協議会との意見交換会の実施報告について 骨子案について
第5回	2021年11月9日	素案について パブリックコメントの実施について
第6回	2022年1月28日	パブリック・コメントの結果及び計画案について

(2) 協議会との意見交換会

協議会	開催日程	主な審議内容
葛飾区生物多様性推進協議会	2021年4月6日	施策体系案について 基本目標4について
	2021年7月28日	施策体系案について 基本目標4について 自然環境アンケート※について
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	2021年6月15日	施策体系案について 温室効果ガス削減目標について 基本目標2について
かつしか花いっぱいのみちづくり推進協議会	2021年6月25日	施策体系案について 基本目標1について

※葛飾区生物多様性推進協議会では、2021年3月に葛飾区の自然環境についてのアンケートを行いました。葛飾区の自然環境にとって重要な場所、大切にすべき生きもの、自然環境の保全に脅威となるもの、葛飾区の50年後の望ましい将来像について意見がまとめられ、計画の策定に当たり参考にしました。

(3) 区民参加等

1) 区民・事業者アンケート

	区民	事業者
調査期間	2020年12月7日から2021年1月15日	
調査対象	満18歳以上の葛飾区在住者	区内の事業者
回答率	33.7%	33.8%
調査項目	環境や環境問題について 家庭での環境に関する取組について 省エネルギー・再生可能エネルギー設備などの 利用状況 環境に関する施策の認知度 葛飾区の環境に関する取組や方向性に対する要望	環境や環境問題について 事業所での環境に関する取組について 省エネルギー・再生可能エネルギー設備などの 利用状況 環境に関する施策の認知度 葛飾区の環境に関する取組や方向性に対する要望

2) パブリックコメント

実施期間	内容	意見件数
2021年12月13日から2022年1月12日	第3次葛飾区環境基本計画（素案）について	14人から45件

3) 未来ワークショップの実施

概要	
日時	2021年4月30日
参加者	葛飾区立水元中学校 3年生（全3クラス）
講師	千葉大学大学院社会科学研究院 教授 倉阪秀史 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 栗島英明
内容	<p>【講義】</p> <p>区の環境課題や葛飾区環境基本計画策定の趣旨 区の2050年における地域課題 気候変動の影響と近年の脱炭素の動き カーボンニュートラルシミュレーターによる区の脱炭素シミュレーション</p> <p>【グループワーク】</p> <p>講義内容を踏まえ、2050年における区の地域課題やその課題を解決するために必要な政策について検討しました。</p> <p>【発表】</p> <p>グループワークで検討した政策を“未来区長”として各班から発表（提言）しました。</p>

4) 青葉中学校からの意見提出

葛飾区立青葉中学校では、2年生が環境学習の一環として第3次葛飾区環境基本計画（素案）について検討し、計画達成に向けての意見をまとめました。

葛飾区環境基本計画策定委員会 委員名簿

(50 音順・敬称略)

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー	会長
	藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) 上席研究員	副会長
	木下 勇	大妻女子大学社会情報学部 教授 千葉大学園芸学研究科 名誉教授	
	西廣 淳	国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター 気候変動影響観測研究室 室長	
区民団体・ 事業者代表	赤澤 豊	葛飾区生物多様性推進協議会 会長	
	浅川 弘人	東京商工会議所葛飾支部 会長	
	沢崎 俊之	かつしか花いっぱいのみちづくり推進協議会 会長	
	柴田 清	東京スマイル農業協同組合 代表理事副組合長	
	島田 長富	葛飾区自治町会連合会 幹事	
	白石 正倫	東京都建築士事務所協会葛飾支部 副支部長	
	鈴木 貢	東京都トラック協会葛飾支部 支部長	
	染谷 光雄	葛飾区商店街連合会 会長	
	田中 千里	葛飾区工場団体連合会 事務局次長	
	田中 裕子	かつしか女性会議 会員	
	藤井 俊之	葛飾区緑化推進協力員会 会長	
	武者 英之	葛飾区地球温暖化対策地域協議会 会長	
	村田 廣司	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会 会長	
	谷茂岡 正子	葛飾区消費者団体連合会 会長	
公募区民	川又 孝太郎	公募区民	
	佐々木 定治	公募区民	
学校関係	伊藤 進	葛飾区立小学校長会 (花の木小学校長)	※1
	杉山 勇	葛飾区立小学校長会 (亀青小学校長)	※2
	千葉 貴志	葛飾区立中学校長会 (青葉中学校長)	
区職員	石田 昌江	葛飾区地域振興部長	
	勝田 光男	葛飾区環境部長	
	駒井 亜子	葛飾区施設部長	
	酒井 威	葛飾区産業観光部長	※2
	情野 正彦	葛飾区都市整備部長	
	田口 浩信	葛飾区政策経営部長	
	安井 喜一郎	葛飾区教育委員会事務局教育次長	
	吉本 浩章	葛飾区産業観光部長	※1

※1 任期は2021(令和3)年4月1日から。

※2 任期は2021(令和3)年3月31日まで。

温室効果ガス排出量の推計方法

(1) 温室効果ガス排出量現況推計

区における温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 62 市区町村共通版」(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)を用いて整理しています。

二酸化炭素排出量は、エネルギー源別エネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じることにより算定しています。エネルギー消費量は、下表に示す方法で部門ごとに算定しています。

表 7-1 エネルギー消費量の算定方法概要

部門		電力・都市ガスのエネルギーの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	東京都のエネルギー消費原単位に活動量(農家数)を乗じる。	
	建設業	東京都の建設業エネルギー消費量を建築着工延床面積で案分する。	
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力: 「電力・都市ガス以外」と同様に算定する。 ■ 都市ガス: 工業用都市ガス供給量を計上する。 	都内製造業の業種別製造品出荷額当たりエネルギー消費量に葛飾区の業種別製造品出荷額を乗じることにより算出する。
民生	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力: 電灯使用量から家庭用を算出する。 ■ 都市ガス: 家庭用都市ガス供給量を計上する。 	LPG、灯油について、世帯当たりの支出(単身世帯・二人以上世帯を考慮)に、単価、世帯数を乗じることにより算定する。なお、LPGは都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電力: 葛飾区内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■ 都市ガス: 業務用を計上する。 	都の建物用途別の延床面積当たりエネルギー消費量に葛飾区の延床面積を乗じることにより算出する。延床面積は、固定資産の統計、都の公有財産等都の統計書や、国有財産等資料から算出する。
運輸	自動車	-	東京都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別エネルギー消費原単位を計算し、市区町村内乗降車人員数を乗じることにより算出する。	貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、無視する。
一般廃棄物		-	廃棄物発生量を根拠に算定する。

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」温室効果ガス排出量算定手法に関する説明書 2020 年 3 月 より作成

二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量については、以下の考え方に基づき整理しています。

表 7-2 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量算定方法の考え方

温室効果ガス種類	算出方法の考え方
メタン	原則として、算定方法環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」（2006年8月）の算定方法を基本とし、必要に応じて適宜、算定方法を変更している
一酸化二窒素	
代替フロン等4ガス	メタン・一酸化二窒素と異なり、各市区町村の活動量の把握が困難であることから、基本的に都の排出量を適当な指標で案分することにより算出

出典) オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」温室効果ガス排出量算定手法に関する説明書 2020年3月より作成

(2) 削減目標の考え方

「現状までの削減量（下図のa）」、「将来推計による増減（下図のb）」及び「削減可能量の推計（下図のc）」の総和から「目標年度の削減量見込み（下図のd）」を推計し、削減目標を検討する目安としています。

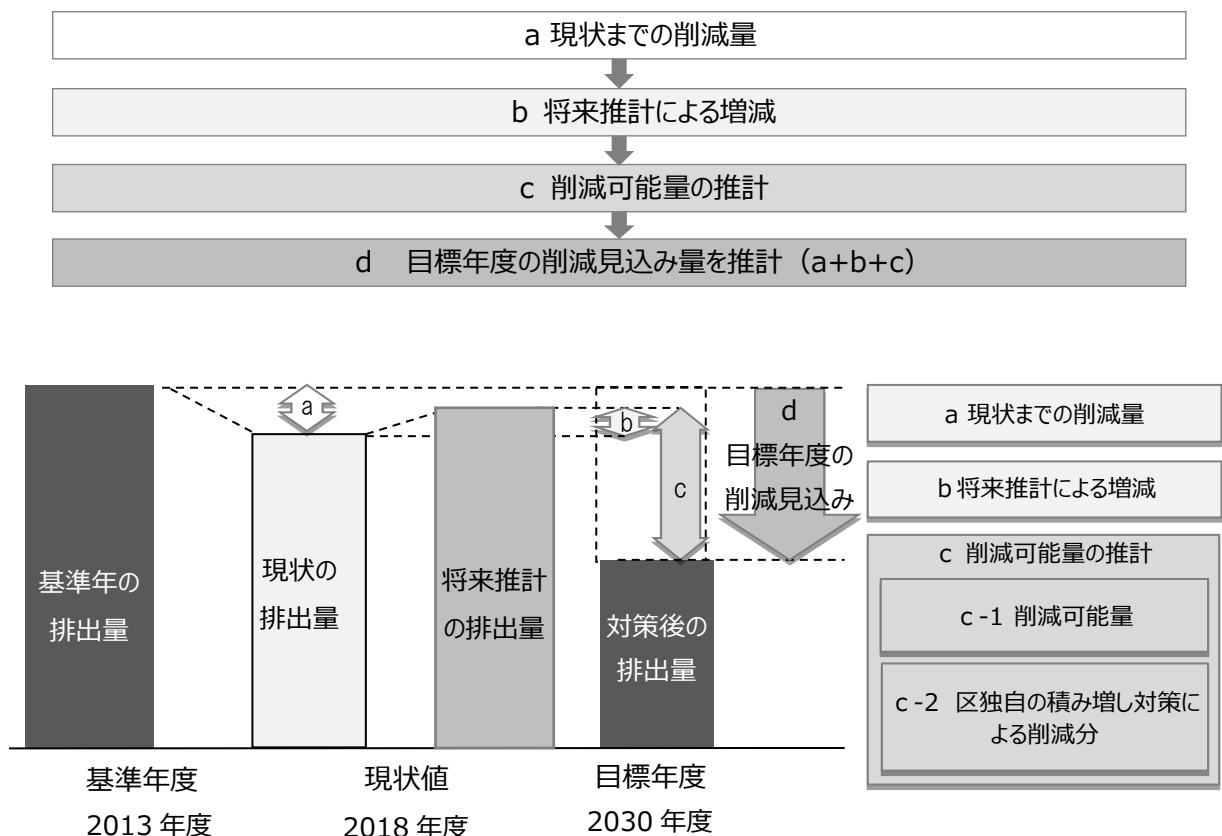


図 7.1 削減目標の設定イメージ

1) 将来推計による増減（現状すう勢ケース）

ア. 推計方法

現在すでに行っている以上の地球温暖化対策を今後実施しない場合、すなわち、エネルギー消費原単位や排出係数が今後も現状と同じレベルのまま推移し、活動量のみが増減した場合の 2030 年度における温室効果ガス排出量を部門別に推計しました。

各部門の将来の活動量は世帯数など、都などが独自に予測を行っている場合はその値を適用し、それ以外においては主にこれまでのトレンドに基づく予測値を適用しました。将来推計における活動量指標を表 7-3 に示します。

また、現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量は、次の式から算出しました。

$$\boxed{\text{現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量}} = \boxed{\text{最新年度の温室効果ガス排出量}} \times \boxed{\text{活動量変化率}}$$

表 7-3 将来推計に用いた活動量指標

部門		活動量指標	将来活動量の想定
産業部門	農業・水産業	農家数	トレンド推計
	建設業	新築着工床面積	最新年度と同等
	製造業	製造品出荷額	トレンド推計
民生部門	家庭	世帯数	東京都の推計値
	業務	延床面積	トレンド推計
運輸部門	自動車	走行量	トレンド推計
	鉄道	乗降者人数	トレンド推計
廃棄物部門		焼却ごみ量	トレンド推計

イ. 推計結果

基準年度（2013 年度）から現状（2018 年度）までの削減量と現状から目標年度（2030 年度）までの将来推計について、各部門の温室効果ガス排出量の増減は以下のとおりです。

部門	a 現状までの削減量 (千 t-CO ₂)	b 将来推計による増減 (千 t-CO ₂)	温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)	削減率 (2013 年度比)
産業	▲24.4	▲4.6	▲28.9	▲16.7%
家庭	▲92.5	16.0	▲76.5	▲11.8%
業務	▲49.9	2.0	▲47.9	▲12.8%
運輸	▲75.1	▲16.3	▲91.4	▲26.1%
廃棄物	3.1	▲2.3	0.7	1.4%
他ガス	32.6	21.9	54.5	79.3%
合計	▲206.2	16.7	▲189.5	▲11.4%

2) 対策による温室効果ガスの削減

ア. 国・都と連携した対策による削減可能量

国や都が想定する各種対策において、葛飾区が連携して対策を実施した場合の温室効果ガス排出削減可能量を推計します。

国との連携については、「地球温暖化対策計画」で想定する各種対策において、葛飾区で対策を実施した場合の温室効果ガス排出削減可能量を推計します。

算出方法は、各部門で指標となる活動量を基に、国の部門別構成比を葛飾区の構成比で計算をし、その割合で区の削減可能量を算出しています。

【削減可能量算定式（国の「地球温暖化対策計画」での削減可能量を推計する場合）】

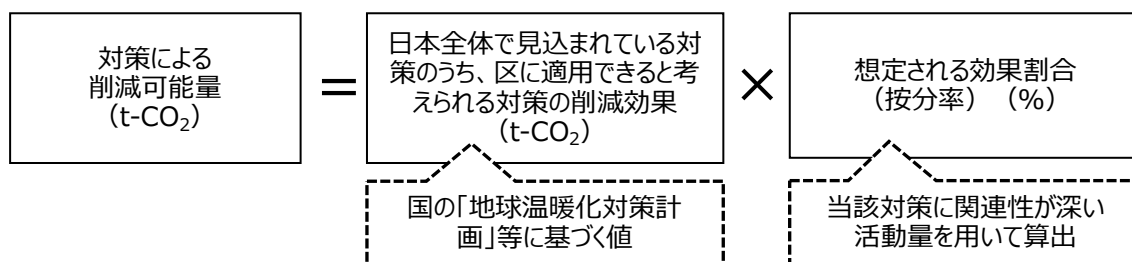


表 7-4 部門ごとの葛飾区に関連する主な対策項目と削減見込量

部門	対策項目	算定方法	排出削減見込量 (千 t-CO ₂)
産業	省エネ技術・設備の導入 (高効率空調, 産業用照明の導入等)	製造品出荷額で按分	▲13.9
	エネルギー管理の徹底 (製造過程における省エネ技術の導入等)		▲0.0
	その他対策・施策 (業種間連携省エネの取組推進等)		▲0.3
	電力の排出係数の改善	電力使用量を推計	▲35.4
	小計		▲49.6 (▲28.6%)
家庭	住宅の省エネ化 (断熱化, 新築住宅の省エネ基準適合推進等)	世帯数で按分	▲25.7
	省エネ機器の導入 (HEMS・スマートメーター導入, 高効率給湯器導入等)		▲59.8
	省エネ行動の推進 (こまめな消灯, 適切な室温管理等)		▲1.8
	電力の排出係数の改善	電力使用量を推計	▲143.4
	小計		▲230.8 (▲35.7%)
業務	建築物の省エネ化 (断熱化, 新築建築物の省エネ基準適合推進)	業務建物延床面積で 按分	▲14.7
	省エネ機器の導入 (BEMS, 高効率照明, 高効率ボイラーの導入等)		▲16.8
	省エネ行動の推進 (こまめな消灯, 適切な室温管理等)		▲0.2
	その他対策・施策 (エネルギーの面的利用拡大, ヒートアイランド対策等)		▲0.7
	電力の排出係数の改善	電力使用量を推計	▲93.2
	小計		▲125.7 (▲33.5%)
運輸	自動車単体対策 (燃費改善, 次世代自動車の普及)	自動車保有台数で按分	▲49.0
	その他対策 (公共交通機関利用促進, エコドライブ推進等)		▲48.8
	電力の排出係数の改善	電力使用量を推計	▲8.8
	小計		▲106.7 (▲30.5%)
廃棄物	廃棄物対策 (廃棄物の減量等)	廃棄物焼却量で按分	▲19.6 (▲37.9%)
他ガス	代替フロン対策 (廃棄時等のフロン類の回収促進等)	製造品出荷額、業務 建物延床面積で按分	▲59.4 (▲86.4%)
合計	削減可能量		▲591.8 千 t-CO ₂ (▲35.5%)

※四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

イ. 区独自の対策による削減可能量

区が助成を行うなどさらなる削減のために、独自で行っている対策によって推計可能な削減量を算出しています。

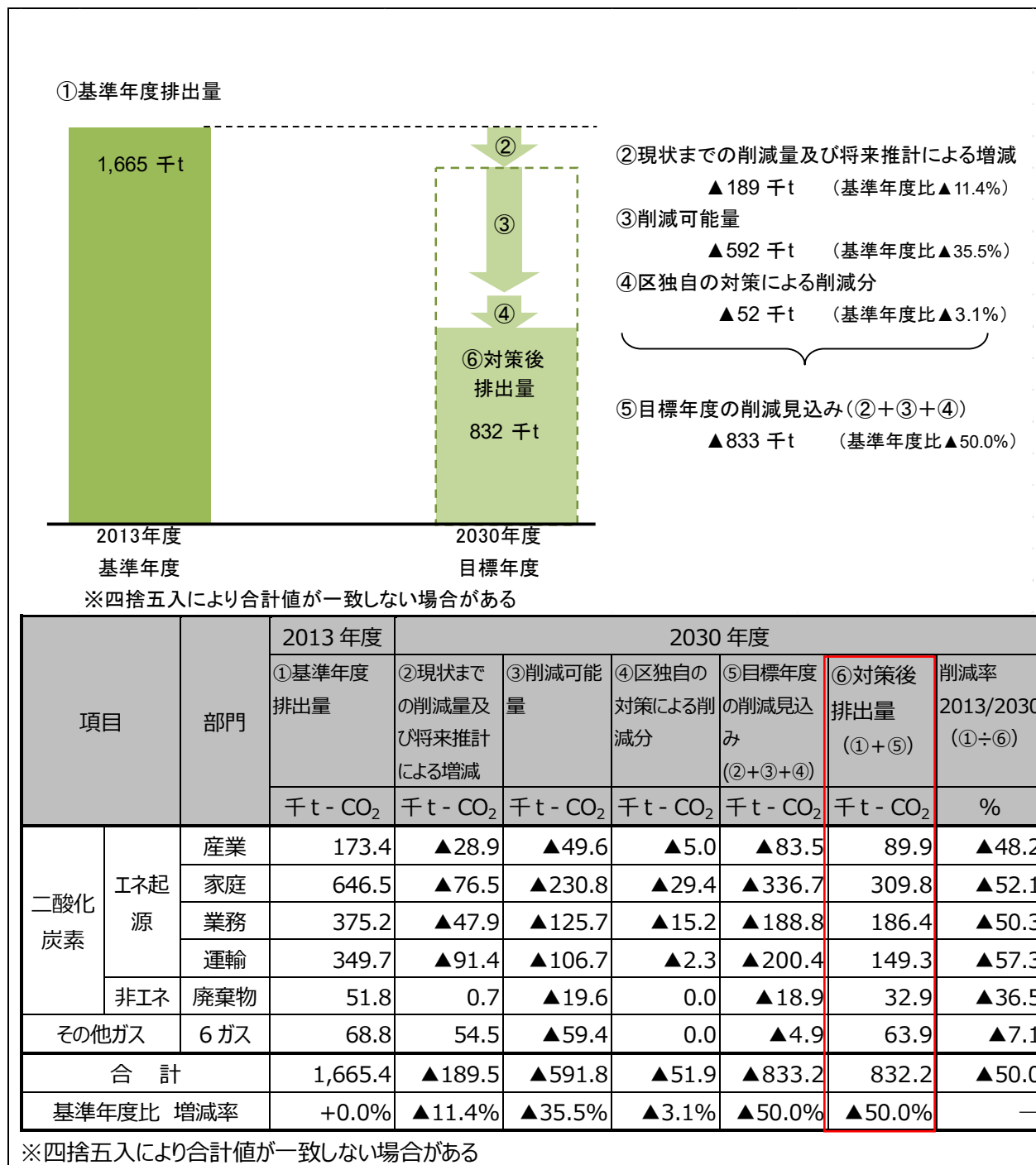
表 7-5 区独自対策による温室効果ガス削減可能量の推計結果

部門	対策項目	算定方法	排出削減見込量 (千 t-CO ₂)
助成金	燃料電池（エネファーム等） 空調 断熱改修（遮熱塗装・二重窓等） LED 照明機器設置 次世代自動車 ZEH ※かつしかエコ助成金制度により、国対策よりもさらに削減量が見込めるもの	過去の助成件数から 2030 年度までの助成件数を予測し、削減量を算出	▲2.0
再エネ電力の利用	太陽光発電等の設置 再エネ由来電力の利用促進	2030 年度の電力利用の 50%を再エネとした際の削減量を算出	▲39.4
行動	区民・事業者の省エネ行動 (冷蔵庫の開閉削減・お風呂のお湯を流しすぎない・電気便座フタを閉める等)	2030 年度の家庭・事業者の省エネ行動の実施率を現状から 11%上昇した際の削減量を算出	▲10.5
削減可能量			▲51.9 千 t-CO ₂ (▲3.1%)

※四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

(3) 温室効果ガス削減量のまとめ

現状までの削減量及び将来推計による増減及び削減可能量の推計を合計した結果は、2030年度の温室効果ガス排出量は2013年度比50%削減（833千t-CO₂削減）となっています。








SDGsの17のゴールと葛飾区環境基本計画の基本目標の関連

葛飾区環境基本計画におけるSDGsのゴールの達成目標を示します。







17のゴールに定められている達成目標を、葛飾区に当てはめて考えています。

基本目標1	基本的視点・方向性	関連する主なSDGsのゴール				
オールかつしかの連携・協働	SDGsの理念を取り入れ、持続可能なまちを目指すために、協働による取組をさらに発展させていきます。	 4 質の高い教育をみんなに	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 11 住み続けられるまちづくりを
		 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさも守ろう	 17 パートナシップで目標を達成しよう







基本施策	関連する主なSDGsのゴール及びターゲット	
	ゴール	ターゲット
パートナーシップの充実・強化による取組の推進	7 11 12 13 14 15 17	7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.a 11.6 12.2 / 12.3 / 12.4 / 12.5 / 12.6 / 12.8 13.1 / 13.2 / 13.3 14.1 / 14.2 / 14.3 15.1 / 15.2 / 15.5 17.16 / 17.17
葛飾の特性を活かした地域資源の好循環	8 9 12 17	8.1 / 8.3 / 8.4 9.2 / 9.4 / 9.5 12.2 / 12.3 / 12.4 / 12.5 / 12.6 / 12.b 17.16 / 17.17
次世代の環境人材の育成	4 12 13 17	4.7 12.8 13.3 17.16 / 17.17

基本目標2	基本的視点・方向性	関連する主なSDGsのゴール
気候変動に対するさらなる取組の強化	低炭素社会から脱炭素社会への転換に向けて、気候変動対策の取組を強化し、温室効果ガスの排出を抑える取組（緩和策）に加え、気候変動の影響に備える取組（適応策）を同時に推進します。	    








基本施策	関連する主なSDGsのゴール及びターゲット	
	ゴール	ターゲット
脱炭素社会を実現するスマートシティの推進	7	7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.a
	11	11.2
	13	13.1 / 13.2 / 13.3
	17	17.16 / 17.17
脱炭素に向けたライフスタイルの推進	7	7.1 / 7.2 / 7.3
	12	12.2 / 12.3 / 12.8
	17	17.16 / 17.17
気候変動適応策の強化	11	11.5 / 11.b
	13	13.1 / 13.2 / 13.3
	17	17.16 / 17.17

基本目標3	基本的視点・方向性	関連する主なSDGsのゴール
資源循環型地域社会の形成	区の特徴を活かし、区民・事業者・区が一体となり、一般廃棄物の発生抑制を最優先とした持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます。	     

基本施策	関連する主なSDGsのゴール及びターゲット	
	ゴール	ターゲット
ごみの発生抑制・再使用の推進	8	8.4
	12	12.2 / 12.3 / 12.5 / 12.8
	17	17.16 / 17.17
多様な資源循環の推進	8	8.4
	12	12.2 / 12.4 / 12.5 / 12.8
	17	17.16 / 17.17
適正なごみ処理の推進	6	6.3
	8	8.4
	11	11.6
	12	12.4 / 12.8
	17	17.16 / 17.17

基本目標4	基本的視点・方向性	関連する主なSDGsのゴール
多様な生きものとの共生	生物多様性の保全に努め、より良い自然環境を次世代につなぐとともに、緑と花のある美しいまちをつくります。	     

基本施策	関連する主なSDGsのゴール及びターゲット	
	ゴール	ターゲット
生物多様性の保全	6	6.6
	14	14.2
	15	15.1 / 15.3 / 15.4 / 15.5 / 15.8 / 15.9
	17	17.16 / 17.17
水と緑の空間の創出	6	6.6
	11	11.5 / 11.7
	13	13.1
	14	14.2
	15	15.1
	17	17.16 / 17.17

基本目標5	基本的視点・方向性	関連する主なSDGsのゴール
誰もが健康で快適に住み続けられるまち	良好な生活環境を確保する取組やまちの美化活動を推進し、誰もが健康で快適に住み続けられるまちをつくりまします。	      

基本施策	関連する主なSDGsのゴール及びターゲット	
	ゴール	ターゲット
きれいな水と空気に囲まれた生活環境づくり	3	3.9
	6	6.3 / 6.6
	11	11.6
	14	14.1 / 14.2 / 14.3
	15	15.1
	17	17.16 / 17.17
快適できれいなまちづくり	3	3.9 / 3.a
	11	11.6
	17	17.16 / 17.17
化学物質等の適正管理	3	3.9
	6	6.3
	12	12.4
	17	17.16 / 17.17

コラム一覧

コラム名	ページ
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次報告書	20
国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）	21
Society5.0とは	23
ESG投資	28
Race to Zero	37
家庭から出る廃食用油をバイオディーゼル燃料に	40
カーボン・オフセットとは	41
人々の行動の変化を陰で支える“ナッジ”	48
環境にやさしい移動	49
再配達とCO ₂ 削減	50
欧州の室温規制について	51
熱中症警戒アラート	53
熱中症搬送者の約5割は高齢者、発生場所の約4割は居住場所	54
PPA（第三者所有モデル）	58
燃料電池の仕組み	59
水素の色	59
ZEH（ゼッチ）とZEB（ゼブ）	60
ゼロエミッション・ビークル（ZEV）	62
グリーンスローモビリティ	62
カーボンフットプリントとは	65
環境ラベル（環境配慮マーク）	66
サプライチェーンにおける脱炭素	67
災害に備えるための情報発信	72
プラスチックの代替素材	75
脱炭素の観点から見る食品ロス	78
サーキュラーエコノミー	79
CCUS/カーボンリサイクル	84
生物多様性の恵みとは	85
30by30	91
OECD	91
汚れた水をきれいにするために必要な水の量	101
典型7公害	103
喫煙禁止区域の指定	104
DIYで断熱対策	108

用語解説

【英数字】

BCP

Business Continuity Plan の略で事業継続計画。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略で生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質（有機物）が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のこと、水 1 リットル当たりの量（単位は mg/L）で表される。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、我が国では河川の有機汚濁を測る代表的な指標として用いられており、河川の利用目的に応じて類型別に環境基準が定められている。

CCUS

Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略で、分離・貯留した CO₂ を利用しようというもの

ESD

Education for Sustainable Development の略で、持続可能な社会の創り手を育む教育

HEMS（へムス）

住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略で、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのシステム

ICT

Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術

IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織

LCCM（エルシーシーエム）住宅

LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅とは、建設時、運用時、廃棄時においてできるだけ省 CO₂ に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の CO₂ 排出量も含めライフサイクルを通じた CO₂ の収支をマイナスにする住宅

NO₂（二酸化窒素）

血液中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬能力を低下させるほか、粘膜刺激性を持ち呼吸気道及び肺に対して毒性を示す。

Ox（光化学オキシダント）

自動車や工場から排出された窒素酸化物（NO_x）などが、太陽光（紫外線）を受けて光化学反応を起こして生成される大気汚染物質。日射量が高い夏季に発生しやすく、高温・無風などの条件が重なると高濃度になり、目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害が生じるおそれがある。

PDCA

マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施する。最後の action では

check の結果から、最初の plan の内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結びつける。このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法を言う。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm （1 μm =1mm の千分の 1）以下のもの。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた SPM（浮遊粒子状物質）よりも小さな粒子

SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

SPM（浮遊粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm （1 μm =1mm の千分の 1）以下のもの。粒径が非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

V2H（ビークル トゥ ホーム）

Vehicle to Home の略。電気自動車のバッテリーから住宅への給電や、住宅から電気自動車への充電ができる装置。停電時には非常用電源として活用することができる。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間消費量が正味でゼロまたはおおむねゼロとなる建築物

ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、住宅外皮の高断熱化及

び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅

ZEV（ゼブ）

Zero Emission Vehicle（ゼロエミッション・ビークル）の略。走行時に二酸化炭素等の温室効果ガスを出さない、又はガソリン車に比べて排出量が少ない車のことで、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと

3R（スリーアール）

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、②資源や製品の再使用（Reuse：リユース）、③再資源化（Recycle：リサイクル）の順で重視する。

【あ行】

アスベスト

アスベスト（石綿）とは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になると言われ、肺がんを起こす可能性がある。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となる。

エコアクション 21

主に中小企業向けに環境省が策定した、環境配慮活動を推進するための認証・登録制度。企業や学校、公共機関等が「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための環境管理システム。環境管理システムの世界標準とされる ISO14001 より要求事項が少なく、取得費用が安価であるため、中小企業等にも取り組みやすくなっている。

エコドライブ

燃料消費量や CO₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。具

体的には、加速・減速の少ない運転やエアコンの適切な使用、アイドリングストップを行うなどがある。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスを指す。温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）等がある。

【か行】

かつしかルール

区民・事業者・区の協働で葛飾区のごみの量を減らし、また、資源を良質なリサイクルにつなげるための取組

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための体制・手続き等の仕組み。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 等がある。

環境確保条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）の略称。2000（平成 12）年、東京都公害防止条例の全面改正とともに、地球温暖化対策などの環境負荷低減が政策目標として盛り込まれた。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づいて国が定めるもので、現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音についての基準が定められている。なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法〔1999

（平成 11）年〕に基づいて、大気、水質及び土壌に関する環境基準が定められている。

環境経営

企業等が、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位または物量単位）に測定して事業活動に反映する経営手法

環境負荷

公害、都市開発、廃棄物の増加、温室効果ガス排出量の増加など、環境にマイナスの影響を与えるもの

気候非常事態宣言

気候の危機的な状況について、自治体等が気候危機を宣言することで、市民と気候危機を共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むため行うもの

気候変動

近年は地球温暖化とほぼ同じ意味で用いられることが多く、気候変動枠組条約では「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの」と定義されている。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018（平成 30）年 6 月に公布された法律。第 12 条において、都道府県及び市町村は地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものと定めている。

グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図る際に、脱炭素化など環境問題への取組も併せて実行しようとするウイズコロナ、アフターコロナにおける政策の一つ

グリーン経営認証

「地球温暖化対策推進大綱」の中で、温暖化対策の一つとして位置付けられている運送事業者

の環境に配慮した経営。国土交通省や全日本トラック協会等の協力によって、交通エコロジー・モビリティ財団が、「グリーン経営推進マニュアル」に基づき、低公害車導入やエコドライブ推進等の取組を行っている事業者に対して、認証・登録を行っている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること

【さ行】

再生可能エネルギー／再エネ

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー。石油、石炭等の化石エネルギーと異なり二酸化炭素を排出しないため、クリーンなエネルギーである。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等がある。

再生可能エネルギー由来電力

再生可能エネルギーを利用してつくられた電力。石油や石炭を使用する火力発電と異なり、発電時に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい電力

サステナブル・リカバリー東京宣言

2021（令和3）年8月7日にオンラインで開催された、サステナブル・リカバリー東京会議において採択された、「サステナブル・リカバリー」に取り組み、大きな輪として世界に広げていくことを目指す宣言

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015（平成27）年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、2030（令和12）年までの国際社会共通の目標。持続可能な開発目標（SDGs）のほか、序文、政治宣言、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。

省エネ診断

省エネルギーの専門家がビル等の建物を診断し、エネルギー使用における無駄の改善や新しい技術導入の可能性等の改善対策を提言するサービス
食品ロス

食べ残しや賞味期限切れ等により本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品

水質汚濁防止法

河川等の公共用水域や地下水の水質悪化の防止を図り、良好な生活環境を保全するとともに、人の健康に係る被害を未然に防止するため、工場排水に対する規制や生活雑排水の処理、水の地下浸透に対する規制について定めた法令

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル

生産緑地

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を指定するもの

生物多様性

昔からその土地にいた様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わりあって生きていること。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルがある。

生物多様性基本法

生物多様性に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として制定された我が国の法律

ゼロエミッション

人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを目指しながら最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と手法。国連大学（UNU）が1994年に提唱

ゼロカーボンエネルギー

二酸化炭素（CO₂）を排出せずに活用できるエネルギー

ゼロカーボンシティ

2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体

【た行】

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をダイオキシン類と呼び、コプラナーPCBのようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。

太陽光発電

太陽光を利用した発電方式。太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがある。

脱炭素社会

地球温暖化の原因である CO₂ の排出量を実質ゼロにする社会。パリ協定以降、低炭素社会（CO₂ の排出が少ない社会）から脱炭素社会への移行を目指す取組が加速している。

脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域

地域循環共生圏（ローカル SDGs）

各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方

地域脱炭素ロードマップ

地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に 2030（令和 12）年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの

地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇すること

地球温暖化対策の推進に関する法律

1998（平成 10）年 10 月に国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。地方公共団体が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することを義務付けている。

蓄電池

1 回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）

電気自動車（EV）

電池に蓄えた電気エネルギーを使い、モーターを回して走行する自動車。排気ガスを発生せず、低騒音であるのが特徴

土壌汚染対策法

工場の移転・跡地利用の際、重金属類や揮発性有機化合物等の土壌汚染や地下水汚染が判明することが多くなったことを背景に、土地の所有者に対して、調査や汚染土壌の浄化などの具体的対策の実施を定めた法令

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に指定された 3 区分のうちの一つ。「特定外来生物」のほかに、「未判定外来生物」「種類名証明書の添付が必要な生物」の区分がある。

【な行】

燃料電池

水素と酸素の化学反応によって電力を取り出す電池。機械エネルギーではなく、化学反応で電気を生み出すことから「電池」という。

燃料電池自動車 (FCV)

Fuel Cell Vehicle の略で、燃料電池を搭載した電気自動車。水素を燃料とし、走行時には水だけを排出するため「究極のエコカー」と言われている。

【は行】

バイオマス／バイオマスエネルギー

再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）。木材、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトン等の有機物がある。

ハザードマップ

洪水などの自然災害による被害を予測し、その被害範囲を既存の地図上に図示したもので、地域の自治体が防災目的で作成している。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が掲載されている。

パリ協定

2015（平成 27）年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、2020 年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等が合意された。

ヒートショック

暖かい部屋から寒い部屋への移動などによる急激な温度の変化によって血圧が上下に大きく変動することをきっかけにして起こる健康障害。失神や不整脈を起こしたり、急死に至る危険な状態で、気温の下がる冬場に多く見られる。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集め、福祉団体や施設等へお渡しする活動

プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車（2 つ以上の動力源を持つ自動車。一般的にガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターを備えている。）

プラスチック資源循環法

2021（令和 3）年 6 月 11 日に公布された、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための法律。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

【ま行】

緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤ等ツル性の植物でつくる自然のカーテン。ベランダや軒下に生育させて真夏の暑い日差しを避けることで、過度な冷房を抑制し CO₂ 排出削減につながることを期待されている。

【や行】

有害化学物質

環境を経由して人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の総称

【ら行】

緑被率

地域の面積に対して、樹林等の緑で覆われた土地が占める割合を指す。平面的な緑の量を把握するための指標で、都市計画などに用いられている。

第3次葛飾区環境基本計画

発行日：2022（令和4）年3月

発行：葛飾区 〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電話 03-3695-1111（代表）

<https://www.city.katsushika.lg.jp/>

編集：葛飾区環境部環境課



葛飾区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

